

2015 東京の福祉保健

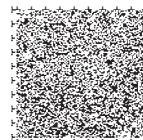
福祉・保健・医療施策を、一体的・総合的に推進



このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。専用の読み取り装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



東京都



はじめに

福祉先進都市を目指して！

現在、東京は、かつて経験したことの無いほど急速に少子高齢化が進展しており、平成32年には後期高齢者の数が前期高齢者を上回り、平成37年には団塊の世代が75歳以上になり、4人に1人が高齢者になると見込まれています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、災害時における医療機能の確保や高齢者、障害者など災害時要配慮者への支援などの取組を更に強化する必要性が明らかになりました。

このような中で、将来にわたって都民が安心して生活できる社会を実現するためには、これまでの事業実施の成果を踏まえ、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や震災等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。

そのため、平成27年度は、次のような施策を重点的に進めていきます。

第一に、子供家庭、高齢者、障害者、生活福祉分野では、地域での自立した生活を支える施策を進めます。保育サービスの拡充や特に支援を必要とする子供や家庭への対応強化、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備、障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実、低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援、福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実などに取り組んでいきます。

第二に、保健・医療分野では、質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現を目指して施策を進めます。地域における在宅療養支援体制の整備、救急・災害医療や小児・周産期医療の充実などの医療提供体制の整備やそれを支える医療人材の確保に取り組みます。また、適切な食事や身体活動・運動等による生活習慣の改善やがん検診受診率の向上に向けた取組など健康づくりの推進に取り組んでいきます。

第三に、健康安全分野では、多様化する健康危機から都民を守る施策を進めます。新型インフルエンザ、デング熱、エボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生・流行に備えた対策、危険ドラッグの速やかな排除、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全確保などに取り組んでいきます。

こうした施策以外にも、広域的な視点から、都民ニーズを捉えた様々な施策を、民間・地域・行政の力を最大限に活用しながら、効率的・効果的に推進します。

都は、今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、「福祉先進都市」の実現に向けて取り組んでいきます。

平成27年4月

表紙写真（上段左から右へ）

○知事による新たに100歳を迎えた方への訪問

○保育の様子～みんなで散歩～

○「ケンコウデスカマン」と「OSEKKAIくん」

○東京消防庁消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー隊）と訓練をする東京DMAT

○ピンクリボンin東京2014に参加したPostPet生モモファミリー「モモ妹」

PostPet TM ©So-net

目次

1 将来世代にわたって信頼できる福祉・保健・医療サービスを目指して

東京都の福祉保健予算 2

2 東京都の福祉・保健・医療施策

(1) 子供家庭への支援 3

子供と家庭の現状／東京都子供・子育て支援総合計画／保育サービス／子育て支援・子育てにやさしい環境づくり・健全育成／児童虐待の防止／社会的養護の拡充／青少年・若者の自立支援のために／母子保健・医療の充実／子供・家庭に関する相談／ひとり親家庭への支援／女性福祉

(2) 高齢者への支援 17

高齢者の現状／東京都高齢者保健福祉計画／介護保険制度の仕組み／介護保険制度で利用できるサービス／介護サービスの充実のために／介護・医療人材確保のための支援／介護予防など地域における日常生活の支援／医療と介護の連携強化／認知症高齢者などに対する支援／地域生活を支えるサービス基盤の充実／社会参加の支援

(3) 障害者(児)への支援 30

障害者(児)の現状／東京都障害者計画・東京都障害福祉計画／障害者・障害児地域生活支援3か年プラン／障害者総合支援法／障害児の支援(施設・事業)／地域移行とサービス基盤整備の促進／身近な地域の医療支援体制の充実／自立に向けた就労促進策の拡充／障害者スポーツの振興／社会参加の支援／障害者(児)に対する医療支援・手当の支給／障害に関する相談・療育支援／障害に関するシンボルマーク等

(4) 生活福祉の推進 43

生活保護／無料低額宿泊所における居住環境改善への取組／生活困窮者自立支援制度／生活福祉資金貸付事業／新生活サポート事業／地域生活定着促進事業／低所得者・離職者対策／ホームレス対策／山谷対策／戦争犠牲者への援護など／被災者への支援／福祉のまちづくり／福祉人材の養成・確保

(5) 医療提供体制の確保 50

医療施設の現状／東京都保健医療計画／医療に関する情報の提供／地域医療提供体制の整備／在宅療養支援体制の強化／がん医療対策／救急医療の充実／周産期医療の充実／災害医療の充実／へき地医療対策の充実／医療人材の確保と質の向上／医療の安全確保

(6) 保健施策の推進 59

都民の健康状態の評価／保健所・保健センター／総合的な自殺対策の推進／健康づくり／難病患者・原子爆弾被爆者等への支援／血液の確保・臓器移植対策等の充実／医療保険

(7) 健康危機への対応 66

健康危機に備えて／感染症対策／食品の安全／医薬品等の安全／生活環境に起因する健康影響への対応／衛生的な環境の確保／動物の愛護と管理

(8) 広域的自治体としての役割 76

区市町村の主体的な施策展開の支援／サービスの信頼確保と質の向上への取組／新しい時代に合わせた都立施設改革

(9) 災害に備えた体制の充実・強化 80

社会福祉施設・医療施設等の耐震化の促進・機能の確保／災害医療の充実／被災者への支援

3 参考資料 81

東京都福祉保健局の組織・問い合わせ先／相談の窓口／福祉保健局の主な刊行物／主な広報誌／関連ホームページアドレス

福祉保健局普及啓発キャラクターの紹介

OSEKKAIくんとは…

児童虐待防止に係る普及啓発キャラクター。優しく、温かく、親子を見守り、都民すべての人をOSEKKAI化することを夢見ています。



ケンコウデスカマンとは…

東京都健康づくり推進キャラクター。街を行き交う都民に「ケンコウデスカ」と呼びかけ、激励したり、一緒に行動する。都民の健康を守っている愛すべきキャラクター。



本誌は特に表記のある場合を除き、平成27年3月上旬現在の情報を掲載しています。

新規 は、新規事業を示しています。

東京都の福祉保健予算

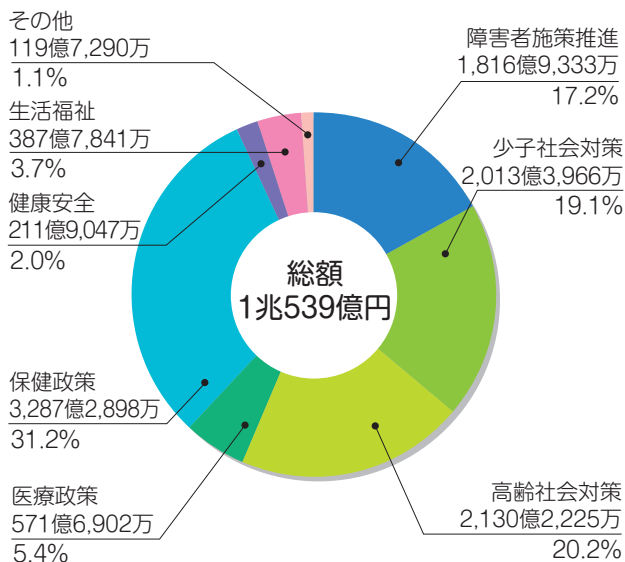
東京都の平成27年度予算は、「東京を『世界一の都市』へと飛躍させる予算」と位置づけ、編成されました。

福祉保健局では、都民の生命と健康を守り、地域での自立を支える利用者本位の福祉を実現するため、大都市特有のニーズに即した様々な取組を強化するとともに、福祉先進都市の実現に向けた施策を展開していくという方針で編成しました。

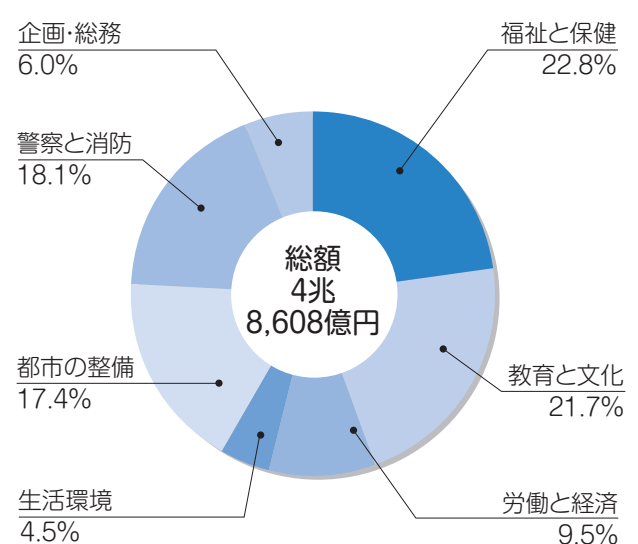
この結果、福祉保健局予算は1兆938億9,500万円となり、東京都予算（一般会計総額6兆9,520億円）に占める割合は15.7%となりました。また、福祉保健局予算の一般歳出は1兆538億9,500万円、「福祉と保健」に関する予算（福祉保健予算、病院に対する支出金など）の都一般歳出に占める割合は、22.8%となっています。

※一般歳出は、一般会計のうち、公債費及び特別区財政調整会計繰出金、地方消費税交付金など税の一定割合を区市町村に交付する経費（税連動経費）などを除いた、いわゆる政策的経費のこと。

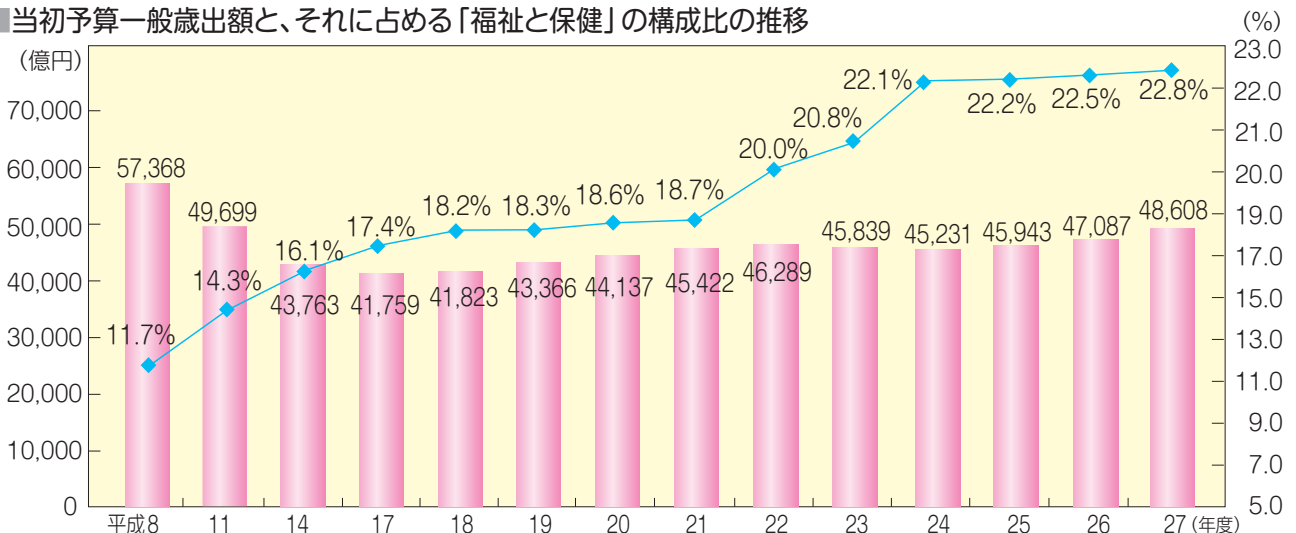
■平成27年度福祉保健局予算（一般歳出）



■平成27年度東京都予算（一般歳出）



■当初予算一般歳出額と、それに占める「福祉と保健」の構成比の推移



(1) 子供家庭への支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、地域や家庭の子育て力が低下しています。また、保育所に子供を預けたいと希望しながら入れず、多くの子供が待機児童となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供が欲しいという希望が叶えにくくなっています。

東京都は、平成27年4月に策定した「東京都子供・子育て支援総合計画」に基づき、様々な子育て支援策を展開していきます。

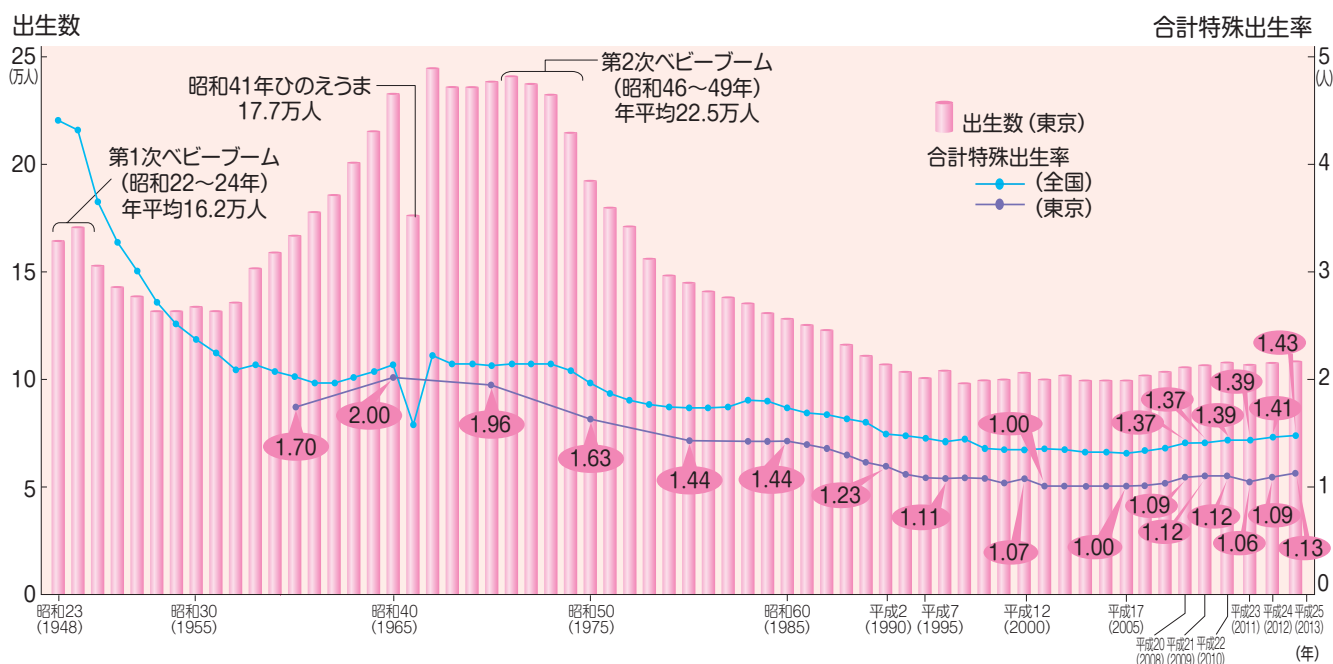
子供と家庭の現状

進む少子化

都内の児童（18歳未満）数は平成26年1月1日現在、約182万人で、都民全体の約14.2%です。出生数は109,986人（平成25年）で、昭和40年代の第2次ベビ

ーブーム時の半数以下と少なくなっています。また、合計特殊出生率は、1.13人（平成25年）と微増していますが、全国最低の水準です。

■ 出生数（東京都）と合計特殊出生率の推移

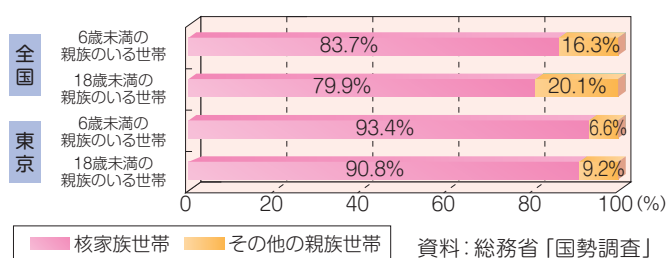


（注）合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む子供の平均の数を表します。資料：厚生労働省「人口動態統計」

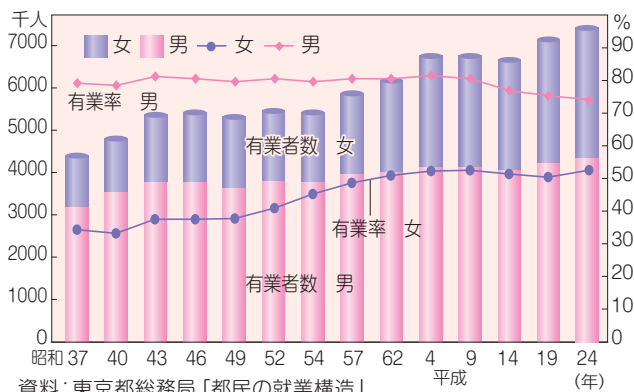
働く女性の増加と家族類型

働く女性が増えています。家族類型については、核家族が主流になっています。

■ 子供のいる世帯の家族類型（全国、東京都 平成22年）



■ 有業者数と有業率の推移

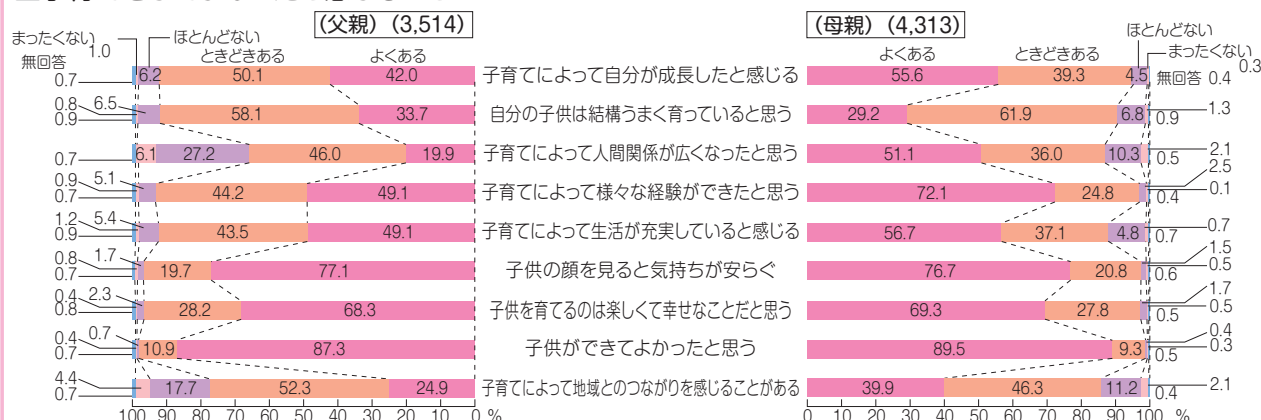


子育てについて日ごろ感じること

親は子育てに喜びを感じる一方、負担を感じることもあります。

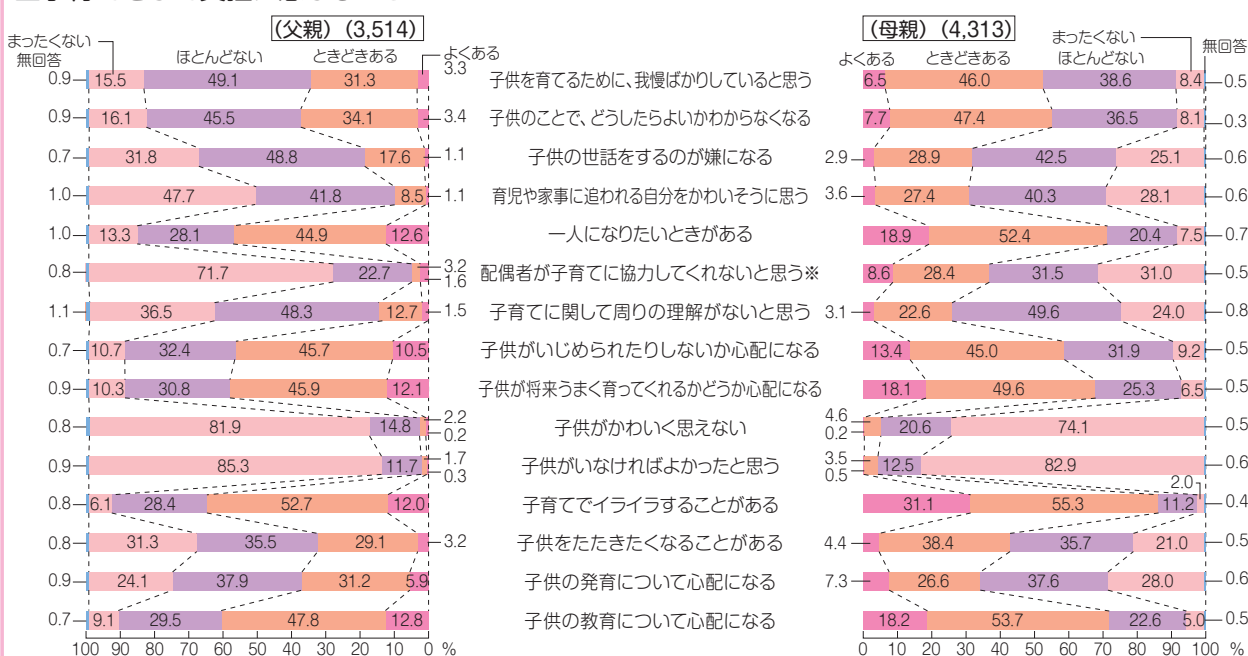
■子育てをしてよかったと感じること

資料：福祉保健局「東京の子供と家庭」（平成24年度東京都福祉保健基礎調査）



■子育てをして負担に感じること

資料：福祉保健局「東京の子供と家庭」（平成24年度東京都福祉保健基礎調査）



※「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている（総数 父=3,452人、母=3,713人。）

東京都子供・子育て支援総合計画

「東京都子供・子育て支援総合計画」は、東京都における子供・子育てに関する総合計画であり、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」とを一体的に策定しています。

計画期間は平成27年度～31年度の5年間で、計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要な場合には計画の見直しを行います。

計画の理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

目標と取組内容

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

◆子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備します。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

◆乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行います。

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

◆次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に自立するための支援を進めます。

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

◆様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、将来の社会的自立に必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を進めていきます。

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指すため、男女を問わず、育児休業等取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備します。また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組を行います。

保育サービス

平成29年度末までの待機児童解消を目指して、多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援し、量と質の拡充を図ります。
（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）

【保育サービスの拡充】 （支援の取組）

待機児童解消区市町村支援事業

待機児童解消に向けた区市町村の取組を広く支援することにより、保育サービス拡充の取組を加速させます。

賃貸物件による保育所整備事業

賃貸物件による認可保育所の改修費及び賃借料を補助することにより、保育所の設置促進を図ります。

保育所緊急整備事業

認可保育所の創設や老朽改築などの施設整備費を補助することにより、保育所の設置促進を図ります。

多様な主体による保育所緊急整備事業

株式会社やNPO法人などによる認可保育所の創設や定員増を伴う増改築などの施設整備費を補助することにより、保育所の設置促進を図ります。

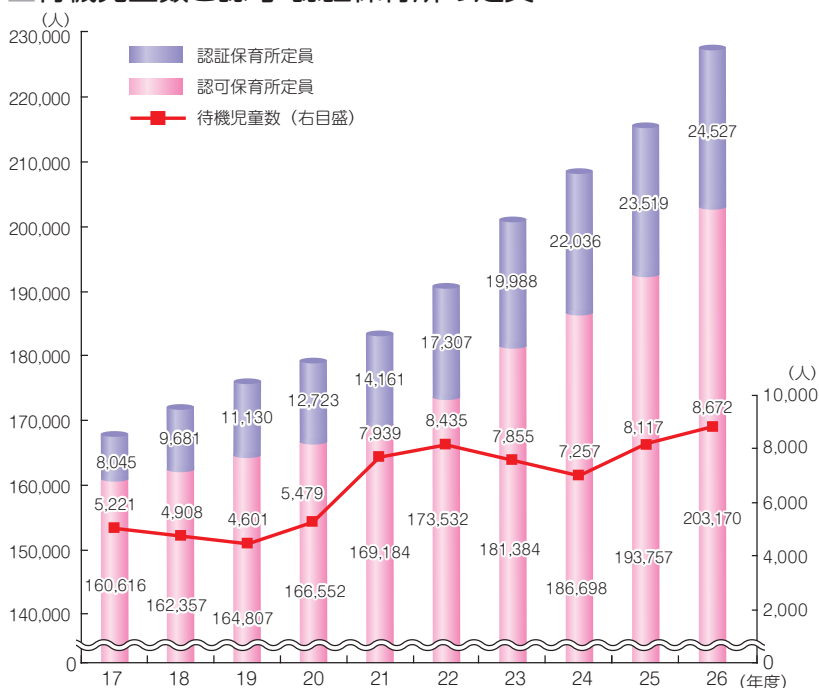
定期借地権利用による認可保育所整備促進事業

定期借地権設定に伴い授受される一時金を補助することにより、認可保育所の整備を促進します。

借地を活用した認可保育所設置支援事業 新規

国有地や民有地を借り受けて認可保育所を新たに整備する場合の土地借料を補助することにより、保育所の設置促進を図ります。

■待機児童数と認可・認証保育所の定員



(様々な保育サービス)

認可保育所

児童福祉法に基づく認可を受けた保育所は平成26年4月1日現在、都内に2,019か所(定員203,170人)設置されています。

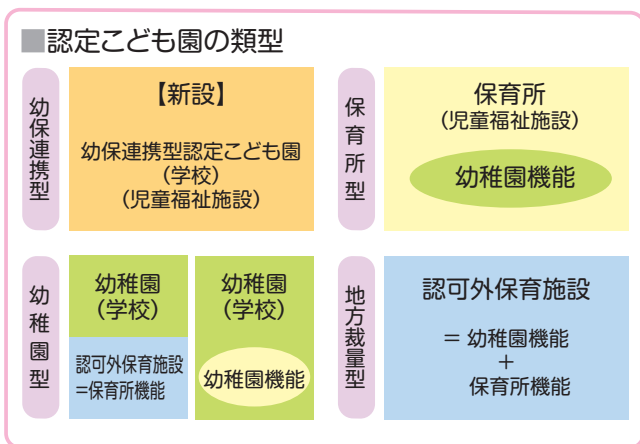
認証保育所

0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、独自の基準により都が認証する保育施設です。A型(駅前基本型)とB型(小規模、家庭的保育)の2種類あります。

平成26年4月1日現在、719か所(A型636か所・B型83か所)設置されています。

認定こども園

認定こども園制度とは、①就学前の子供を、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能をもつ施設を都が認定又は認可する制度です。平成26年4月1日現在、103か所を認定しています。



○施設の類型

・幼保連携型

幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校及び児童福祉施設の位置づけをもつ単一の認可施設となりました。

幼保連携以外の認定こども園は、既存の認可幼稚園や認可保育所等が、お互いの機能を付加することにより、認定を受ける制度であり、構成する施設により、大きく以下の3つの形態(類型)に分かれます。

・幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子供の保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・地方裁量型

認可幼稚園・認可保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型

家庭的保育事業

家庭的保育者(保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として区市町村が適当と認める者)が、その居宅等で、利用定員を5人以下として保育を行う事業です。東京都が独自に支援する事業と区市町村認可事業があります。

居宅訪問型保育事業

家庭的保育者が、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、保育を行う区市町村の認可事業です。

小規模保育事業

定員6人以上19人以下の小規模保育施設で、保育を必要とする乳児・幼児に対し、保育を行う区市町村の認可事業です。

事業所内保育事業

事業主が、保育を必要とする従業員の児童や地域の児童のために、自ら又は委託により保育を行う事業です。東京都が独自に支援する事業と区市町村認可事業があります。

定期利用保育事業

パートタイム労働者や育児短時間労働者等に対応し、一時預かり事業等の空きスペースを活用するなどして、児童を一定程度継続的に保育する都独自の保育サービスです。

【多様な保育ニーズへの対応等】

延長保育

保育認定を受けた子供に対し、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所等で保育を行う取組です。

障害児保育

集団保育が可能な障害児を保育所等で保育を行う取組です。

休日保育

日曜日や国民の祝日等を含めて、年間を通じて保育所等で保育を行う取組です。

病児・病後児保育事業

病中又は病気の回復期にある児童に対し、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業です。

送迎保育ステーション事業

自宅から遠距離にある保育所への通所を可能にするため、利便性のよい場所に送迎ステーションを設置し、バス等により児童を送迎する事業です。

保育サービス推進事業、保育力強化事業 新規

障害児保育やアレルギー児対応など、多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの質の向上に取り組む区市町村を支援します。

【保育人材の確保】

保育人材確保事業

保育サービスを支える人材を確保するため、東京都保育人材・保育所支援センターに保育人材コーディネーターを配置し、各種相談を実施するほか、保育士有資格者等を対象にした就職支援研修やセミナー、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験等を実施します。

現任保育従事職員等資格取得支援事業

保育所等に勤務する保育従事者等が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図ります。

保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を

目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、これらの学生の修学を容易にし、保育士の養成・確保を図ります。

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業 新規

保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対して、区市町村が経費を支出した場合に、その一部の補助を行うことにより、保育人材の確保・定着・離職防止を図ります。

東京都保育士等キャリアアップ補助 新規

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図ります。

【その他】

認可外保育施設に対する指導

都では、全ての認可外保育施設に対し届出を義務付け、施設設置者に対する事前指導や研修、立入調査などを実施しています。また、立入調査結果や施設を選ぶ際の留意点などについて、ホームページで公表しています。

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>

子育て支援・子育てにやさしい環境づくり・健全育成

全ての子供と家庭が必要なときに身近な地域でサービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実、相談機能の強化に取り組んでいます。

【子育て支援】

地域における子育て支援体制の強化

妊娠期からの切れ目のない支援を行う体制を構築するため、区市町村の取組を支援します。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

○出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）

新規

妊娠期から子育て期にわたる総合的支援をワンストップで提供できる体制を整備し、専門職が全ての妊産婦の状況を把握します。また、子育て家庭に育児パッケージ（子育て用品等）を配布します。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

○子育てスタート支援事業

家族等の援助が受けられない等、特に支援を要する母児等に対し、出産前後の一定期間に、デイケアや宿泊ケアを行うとともに、助産師等が相談支援を行い、安心して子育てができるよう妊娠期から産後までの切れ目のない支援をします。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

○親の子育て力向上支援事業

子育てに不安を感じている親に対し、グループワークを通して、親同士が支えあう関係を築きながら自分自身を振り返る場とすることにより、子育てに対する不安の解消を図ります。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

利用者支援事業

新規

子供、保護者、妊娠中の方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を実施する区市町村を支援します。

（福祉保健局少子社会対策部計画課）

子育て支援員研修事業

新規

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事する事を希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施します。

（福祉保健局少子社会対策部計画課）

在宅サービスの充実

各区市町村が、子供家庭支援センターなどにおいて次の事業を実施しています。

○ショートステイ（短期入所生活援助事業）

一部新規

出産・冠婚葬祭及び強い育児不安などの理由により、一時的に子供を養育することが困難な場合に、児童福祉施設などで短期間子供を預かります。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

○トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などで恒常的に帰宅が遅い場合や休日不在の場合などに、児童福祉施設などで平日の夜間又は休日に子供を預かります。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、必要に応じてサービス提供に結びつけます。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が必要と思われる家庭に対して、育児相談や簡単な家事援助（育児支援ヘルパーの派遣）を行います。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）

地域の中で子育てを援助する人と子育てを援助してもらいたい人が会員となって、相互援助を行う有償ボランティア活動です。

子供の預かりや送迎を始めとする、個人のニーズに合わせた様々な子育て支援を行っています。

◇48区市町（平成27年1月末現在）

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業 （モデル事業）

子育て世帯が安全で安心して居住できる住環境を整備するため、子供の安全の確保や子育て支援施設の併設等に配慮した民間賃貸住宅を供給する事業をモデル的に行いました。チャイルドフェンスの設置など、都の整備基準を満たした住宅の整備費等の一部を助成しています。事業の結果については、ガイドライン等として取りまとめ、民間市場における子育て世帯向けの賃貸住宅の供給促進などにつなげていきます。

（都市整備局住宅政策推進部民間住宅課）

手当の支給

子育て家庭（中学校修了前（15歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育する家庭）に対しては、児童手当（国）があります。ひとり親家庭に対しては、児童

扶養手当（国）、児童育成手当（都）があります。また、心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課、心身障害者福祉センター調整課）

医療費などの助成

乳幼児や義務教育就学児、特定の病気にかかっている子供などを対象に医療費の自己負担の一部を助成しています。

（福祉保健局保健政策部医療助成課、少子社会対策部家庭支援課）

不妊治療費の助成

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術の費用の一部を助成します。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

【子育てにやさしい環境づくり】 子育て応援とうきょう会議

子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちを健やかに育てることができる環境を整備するために、様々な分野の関係機関・団体が連携し、社会全体で子育てを応援する東京の実現に向けた取組を行っています。

HP とうきょう子育てスイッチ
<http://tokyo.kosodateswitch.jp/>

（福祉保健局少子社会対策部計画課）



マスコットキャラクター

東京子育て応援事業

社会全体で子育てを支えるため、都民及び企業の寄付、都の出えんによる基金を活用し、NPO、企業等が行う先駆的・先進的取組の立ち上げを支援します。

（福祉保健局総務部企画計理課）

子育て家庭の外出環境の整備 （「赤ちゃん・ふらっと」事業）

「赤ちゃん・ふらっと」は、乳幼児を連れた方が安心して出かけられるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称です。

「赤ちゃん・ふらっと」を設置した区市町村や事業者は、都が交付する適合証を「赤ちゃん・ふらっと」や施設の出入口等、利用者に分かりやすいところへ掲示します。

現在、国立・都立施設、区・市役所、児童館・保育所等の公共施設や、百貨店・ショッピングセンター等の民間施設に数多く設置されています。

以下のホームページで「赤ちゃん・ふらっと」の設置施設を紹介しています。

HP <http://tokyo.kosodateswitch.jp/app/locations/>
 (子育て応援とうきょう会議「とうきょう子育てスイッチ」のおでかけマップ)
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/akachanflat.html>
 (東京都福祉保健局HP)

◇1,249施設 (平成27年1月末現在)
 (福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)



〈赤ちゃん・ふらっと適合証〉

【健全育成】 学童クラブ

小学生に対し、授業終了後などに児童館・学校・公民館などを利用して安全な遊びや生活の場を提供しています。

◇1,748か所 (平成26年5月1日現在)

都型学童クラブ事業

午後7時以降までの開所時間延長や保育士等の資格を持った指導員の配置など、サービスを拡充する学童クラブの運営を支援します。

児童館

地域の子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成も行っています。

◇608か所 (平成26年10月現在)



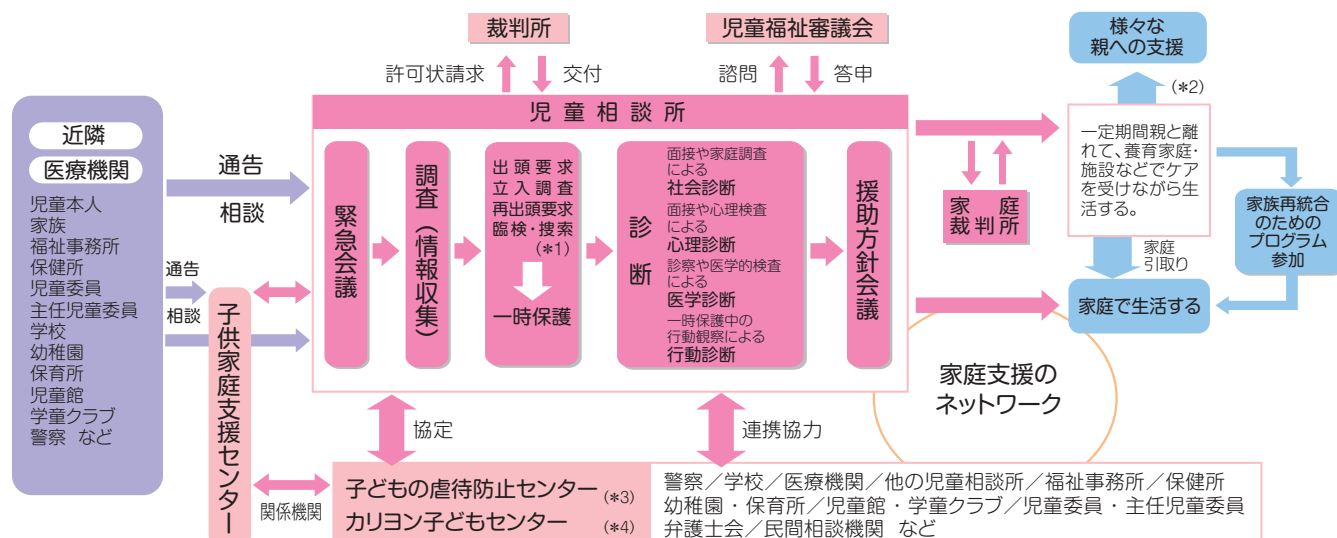
児童館の様子 (町田市子どもセンターつるっこ)

児童虐待の防止

虐待相談受理件数は、平成10年度には714件でしたが、平成25年度は5,933件となっており、相談内容も、深刻なものが多くなってきています。虐待を未然に防止するために、児童相談所の体制強化や様々な機関との連携を支援していきます。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課、各児童相談所)

■児童相談所における児童虐待の法的対応と流れ



*1 都道府県知事等は、裁判所が交付する許可状を基に臨検・捜索が行えるようになっています。

*2 都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合で特に必要な場合、保護者に対し接近禁止を命令できるようになっています。

*3 子どもの虐待防止センター：児童相談所と協定を締結した社会福祉法人で、児童虐待の相談に応じます。

*4 カリヨン子どもセンター：児童相談所と協定を締結した社会福祉法人で、多人数での集団生活になじめないなど、児童相談所での一時保護が難しい子供を保護します。

児童相談所の体制・機能強化

○中央児童相談所の人材育成機能の強化

中央児童相談所の人材育成機能を強化し、児童相談所におけるケースワーク対応力を向上させるとともに、子供家庭支援センターや保健所等の虐待対応力向上を強化します。

○虐待対策班の設置

各児童相談所に担当地域内の全虐待ケースに対応する虐待対策班を設置して、初期対応を強化しています。

○家庭復帰促進事業

各児童相談所に家庭復帰支援員を配置し、児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善や家庭復帰に向けての取組を行い、早期家庭復帰の促進を図っています。

○通年開所

緊急性のある相談に迅速に対応するため、児童相談センターで、土・日・祝日（年末年始を含む。）の相談を実施しています。

○非常勤弁護士の配置

各児童相談所に非常勤弁護士を配置し、法的な見地から職員への助言・指導などを行っています。

○協力医師制度

法医学の専門的知識・経験を有する医師を、協力医師として指定し、身体的虐待が疑われる外傷等について、法医学の見地からの意見・診断を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図ります。

平成19年度から小児科等の専門家にも広げ、より一層の対応強化を図っています。

要支援家庭の早期発見・支援に向けた取組

母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、子育てスタート支援事業や保健所の個別指導、子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。

区市町村の児童虐待対応力向上に向けた支援

区市町村における児童虐待への対応力向上を支援するため、区市町村が設置する先駆型子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携強化を図るとともに、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置を行い、虐待ケースに適切に対応できる体制の確保を図ります。

医療機関における虐待対応力強化

医療機関における虐待対応力の強化を図るため、児童相談所による院内の虐待対策委員会（CAPS）の立ち上げ支援や、児童虐待に関する医療従事者向けの研修を実施しています。

また、CAPS設置病院の連絡協議会や地域の一次医療機関向けの研修など、児童虐待の防止や適切な対応に向け、医療機関との連携強化のための取組を行っています。

東京都要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関の円滑な連携・協力を確保することを目的として、児童福祉法に基づき、代表者会議、関係者会議及び専門会議からなる東京都要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。

社会的養護の拡充

被虐待児を始め、社会的養護を必要とする子供の数は、現在約4千人おり、こうした子供たちの多くは児童養護施設などで生活をしています。しかし、社会的養護を必要とする子供の抱える問題が年々深刻化している状況にあることから、一人ひとりの個別支援を充実する必要があります。子供たちが家庭的な雰囲気の中で自立できるよう家庭的養護を充実するとともに、児童養護施設の支援体制の強化と養育単位の小規模化を進め、社会的養護を必要とする子供たちの自立促進を図ります。（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

【家庭的養護】

家庭的養護の充実

養育家庭登録者数や委託児童数の増を図ります。養育家庭の養育力向上のための研修、相互交流促進事業、養育情報提供事業を実施するとともに、里親支援機関事業の実施など支援を拡充します。あわせて、ファミリーホームやグループホームの規模の拡大に努めます。

養育家庭（ほっとファミリー）

養子縁組を目的とせず、子供を家庭に迎えて養育します。

◇474家庭

（平成26年12月現在）



専門養育家庭

専門的ケアを必要とする被虐待児・障害児・非行等の問題を有する児童を家庭に迎えて養育します。

専門養育家庭としての登録には、専門養育家庭研修の修了が必要です。

◇15家庭（平成26年12月現在）

親族里親

保護者がいない子供を扶養義務のある親族が引き取り養育します。

◇3家庭（平成26年12月現在）

養子縁組里親

養子縁組を前提として、子供を養育します。

◇212家庭（平成26年12月現在）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の子供達を養育します。

児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームの設置促進を図るため、職員体制の充実を図ります。

◇15ホーム（平成26年12月現在）

養護児童グループホーム

児童養護施設に入所している子供のうち、6人程度を施設から独立した家屋において、家庭的雰囲気の中で養育します。

平成19年度から人員配置を強化し、さらに、平成20年度は、グループホーム支援ワーカーの配置等、支援体制の拡充を図りました。平成21年度からは、「小規模グループケア地域型ホーム」を実施しています。

◇133ホーム（平成26年12月現在）

サテライト型児童養護施設事業

新規

児童養護施設がない区市等に、複数のグループホームやファミリーホームと、児童養護施設の本園機能の一部を併せ持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、家庭的養護を推進します。

◇3か所（平成27年度予定）

※フレンドホーム制度

児童養護施設等で生活している子供を、学校などの休みの期間中家庭に受け入れ、家庭での生活を体験させています。

◇431家庭（平成26年12月現在）

【施設養護】

児童養護施設

保護者がいない子供、虐待されている子供などを養護し、生活・学習などの支援を行います。

◇63か所（平成26年12月現在）

専門機能強化型児童養護施設の設置

児童虐待等、深刻な問題が増加している中、施設に入所する子供の支援体制の充実を図るため、児童養護施設に精神科医・治療指導担当職員を配置し、「専門的ケア」等を行う専門機能強化型児童養護施設を展開します。また、ユニットケア形態で運営を行っている施設に対して「個別支援」を充実するため職員加算を実施します（平成27年度は47か所を予定）。

児童養護施設の本園改革（整備）

施設内における小規模ユニット、小舎制を積極的に進め、養育単位の小規模化を図り、家庭的な環境の中で、きめ細やかな支援を実施します。

連携型専門ケア機能モデル事業

新規

都立児童養護施設（石神井学園）において、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行い、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実します。

乳児院

養護が必要な乳幼児を対象とし、精神発達の観察指導、授乳、食事、入浴、健康診断などを行います。

◇10か所（平成26年12月現在）

専門養育機能強化型乳児院の設置

新規

被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の機能回復と育児相談等の保護者の支援体制を強化して家庭復帰を促進するため、小児精神科医、治療指導担当職員等を配置した「治療的専門的ケア」を行う専門養育機能強化型乳児院を試行します。また、ユニットケア形態で運営する「個別的支援」を行う施設へ職員加算を実施します。

◇1か所（平成27年度予定）

児童自立支援施設

不良行為を行う、又は、行うおそれのある子供や家庭環境などの理由により生活指導を要する子供が入所し、生活指導、学習指導、職業指導などを通じて、心身の健全な育成と自立を目指します。

◇2か所（都立）（平成26年12月現在）

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設を退所した児童などが共同生活をし、自立した生活を送れるよう、就職や生活についてのきめ細やかな相談・指導などを行っています。

◇17か所（平成26年12月現在）

ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）

自立援助ホームに入所中又は退所した児童の就労支援及び定着支援を手厚く行える体制を整備し、自立に向けての支援を強化します。

◇6か所（平成26年12月現在）

自立支援強化事業

児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う自立支援コーディネーターを配置します。

◇52か所（平成26年12月現在）

ふらっとホーム事業

施設等を退所した者が社会に出た後に、就労等でつまづいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に相談できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供し、支援します。

◇2か所（平成26年12月現在）

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

児童養護施設の退所者等に対し、相談支援、就職活動支援や就職後のフォローアップを行うなど、自立に向けた支援を行います。

青少年・若者の自立支援のために

東京都では、行政・警察・学校・地域などが緊密に連携して、青少年・若者の自立支援のための取組を行っています。

児童自立サポート事業

児童自立支援施設を退所して、家庭で自立を図る子供とその保護者を児童相談所と民生・児童委員、主任児童委員がチームを組んで支援します。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

若者の就業・就学の支援

雇用就業施策では、都が運営する東京しごとセンターで、フリーター等に対する就業支援を行っています(P.87参照)。

また、社会的・職業的自立に向けて、中学生の職場体験、高校生のインターンシップ等を推進しています。
(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課、産業労働局雇用就業部就業推進課、教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課・高等学校教育指導課)

東京都ひきこもりサポートネット

ひきこもりで悩んでいる若者やそのご家族、友人などからの電話や電子メール、訪問による相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。

メール相談

◆パソコン・スマートフォンから相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/>

◆携帯電話から相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>

【電話相談】 03-5978-2043

毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

午前10時から午後5時まで

【訪問相談】 お住まいの区市町村の窓口へお申込みください。
詳細は、下記ホームページを参照願います。

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/soudan/houmon.php>

(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)



東京都若者総合相談（・ㇿ・）/若ナビ

主に18歳以上の若者を対象として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独など、特定の悩みが明らかでない相談を継続的に受けとめ、解決に向けて助言します。

メール相談

◆パソコン・スマートフォンから相談する場合

<http://www.wakanavi-tokyo.net/>

◆携帯電話から相談する場合

<http://www.wakanavi-tokyo.net/m/>

【電話相談】 03-3267-0808

毎週月～土曜日（年末年始を除く。）

午前11時から午後8時まで

【面接相談】（事前予約制）

毎週土曜日（都内のカフェで実施）

正午から午後7時30分まで（一人につき1時間程度）

予約 電話（面接相談申込み専用）から

03-3266-8755

パソコン・携帯（面接相談申込みフォーム）から

<https://www.wakanavi-tokyo.net/mensetsu.php>

(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)



非行少年等立ち直り支援センター「ぴあすぽ」

非行等の悩みや問題を抱える青少年の立ち直りを支援するため、少年又は保護者からの相談に対応するほか、生活自立支援、就学・就労支援、居場所の提供を行っています。

【電話相談】 0570-06-8984

毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

午前9時から午後6時まで

(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)

母子保健・医療の充実

妊娠婦や乳幼児健康診査などの母子保健サービスは各区市町村が提供しています。東京都は技術的支援や身体障害児・長期療養児に対する療育相談などの専門的・広域的業務を行っています。また、福祉・保健・医療が一体となって、要支援家庭の早期発見と支援を行うため、関係機関との連携に努めています。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

妊婦健康診査・乳幼児健康診査

区市町村が実施する妊婦健康診査や、乳幼児の各成長段階での健康診査、保護者への保健指導、小児神経専門医による発達健診を支援しています。

また、WEB広告などを利用した普及啓発により、妊婦健康診査の受診促進を図ります。

先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常などの早期発見・早期治療を行い、知的障害などの心身障害を予防するために、協力医療機関において、生後5～7日の新生児の血液検査を実施しています。

療育相談

身体の機能に障害のある児童、疾病などにより長期にわたり療養を必要とする児童とその家族に対して、都内の保健所では専門医などによる個別相談のほか、グループ活動などの集団指導や訪問指導を行っています。

電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)

母と子の健康に関する相談や小児救急相談について、保健師・助産師などが相談に応じます。また、必要に応じて医師が対応します(電話相談のため、医師が診断をするものではありません。)

電話 03-5285-8898 又は #8000

月～金曜日(休日・年末年始を除く。)

午後5時から午後10時まで

土・日・休日・年末年始

午前9時から午後5時まで

母子保健指導事業

○SIDS(乳幼児突然死症候群)電話相談

子供を亡くされた家族の精神的支援のために、専門家などによる電話相談を行っています。

電話 03-5320-4388

毎週金曜日(休日・年末年始を除く。)

午前10時から午後4時まで

○TOKYO子育て情報サービス

乳幼児の事故防止や育児不安、急病時の対応策などに関する情報を365日24時間提供しています。

電話 03-3568-3711(自動応答)

HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/info_service/index.html

生涯を通じた女性の健康支援事業

思春期から更年期までの女性を対象とした健康相談事業と、不妊や不育症で悩む方々を対象とした電話相談、妊娠・出産に関する悩みのある方を対象とした電話・メール相談を実施しています。

○東京都女性のための健康ホットライン

思春期から更年期までの女性を対象に、妊娠・避妊・婦人科疾患・更年期障害などの悩みに助産師などが相談に応じています。

電話 03-3269-7700

毎週月～金曜日(休日・年末年始を除く。)

午前10時から午後4時まで

○東京都不妊・不育ホットライン

不妊・不育に関する悩みについて、経験ある女性ピアカウンセラーが相談に応じています。

電話 03-3235-7455

毎週火曜日(休日・年末年始を除く。)

午前10時から午後4時まで

○妊娠相談ほっとライン

妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師などの専門職が電話又はメールで相談に応じています。内容に応じて適切な関係機関の紹介も行います。

電話 03-5339-1133

月・水・金 午前10時から午後4時まで

火・木・土 午後4時から午後10時まで

メール ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信

福祉保健局トップページ⇒「妊娠相談ほっとライン」アイコンをクリック

※不妊・不育に関することは、「不妊・不育ホットライン」で対応します。

子供の心診療支援拠点病院事業

子供の心の問題に関わる地域の関係者を支援するため、小児総合医療センターを拠点病院として、地域関係者へのスーパーバイズ、医療現場の知見を踏まえた研修事業、広域的な情報発信による都民への普及啓発を行っています。

小児慢性特定疾病にかかっている児童等への支援

一部新規

医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部を助成しています。また、自立支援事業の実施により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図っていきます。

子供の事故予防対策

○乳幼児期の事故防止学習ソフト

「不慮の事故」は子供のケガや死亡の主な原因となっています。日常生活の中で適切な事故防止対策を行うには、子供にとっての身近な危険を大人が実感することが大切です。乳幼児期の事故防止についての学習ソフトをホームページに掲載するなど、都民への普及啓発を推進します。

■乳幼児の事故防止学習ソフト



見つけて防ごう！子どもにとっての身近な危険

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/index.html>

子供・家庭に関する相談

児童相談センター・児童相談所の設置や区市町村における子供家庭支援センター・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）への支援を行っています。
（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課・各児童相談所）

児童相談センター・児童相談所

児童相談所では、18歳未満の子供に関する様々な相談に応じ、必要に応じて子供の一時保護や、家に閉じこもりがちな子供へのメンタルフレンドの派遣などを行っています。

◇11か所（都立）（P.85参照）

子供家庭支援センター

子供家庭支援センターでは、子供本人や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。

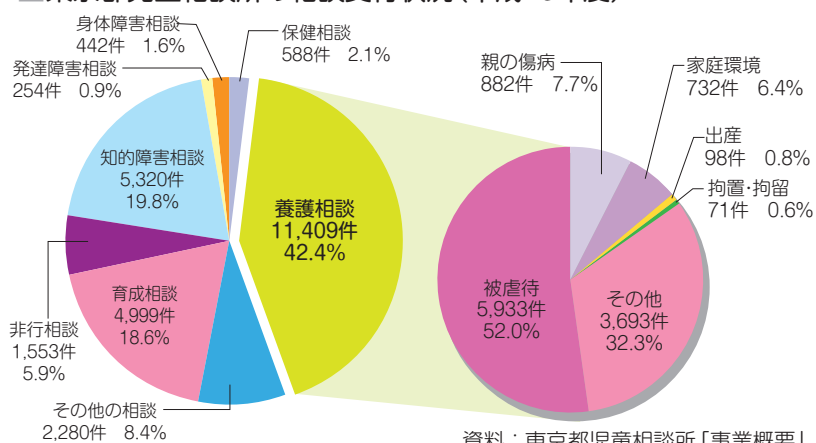
このうち、先駆型子供家庭支援センターでは、このほかに児童相談所と連携した見守りサポート事業、養育支援訪問事業などを実施しています。
◇60区市町村（平成27年1月末現在）（P.86、87参照）

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

区市町村が身近な地域で親子の集いの場を提供し、子育てに関する相談や講座の開催などを行っています。

◇840か所（平成27年1月現在）

■東京都児童相談所の相談受付状況（平成25年度）



資料：東京都児童相談所「事業概要」

子供の権利擁護専門相談

子供からの相談をフリーダイヤルの電話で受け、深刻な権利侵害事例について、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などを行います（P.85参照）。
（児童相談センター事業課）

ひとり親家庭への支援

平成26年1月1日現在、都内の母子家庭は約159,500世帯（全世帯の約2.38%）、父子世帯は約19,500世帯（同約0.29%）と推計されています。

東京都は、平成27年4月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」を策定し、就業支援策や相談体制の整備、子育て・生活の場の整備、経済的支援策、子供への支援策を総合的に展開しています。

なお、相談・支援の窓口は、福祉事務所・支庁などに配置されている母子・父子自立支援員です。

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

ひとり親家庭支援センター はあと（母子家庭等就業・自立支援センター）

ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施等一貫した就業支援サービスを提供するとともに生活相談、養育費相談、面会交流支援も行います。（P.86参照）



○ひとり親家庭就業支援

ひとり親家庭やその関係者に対し、相談員が就業支援（無料職業紹介、情報の収集・提供、就業相談、雇用促進の啓発等）を行い、自立促進を図っています。

〔就業相談窓口〕

電話 03-3263-3451

月・水・金・土・日・祝：午前9時から午後5時まで
（受付は午後4時30分まで）

火・木：午前9時から午後8時まで
（受付は午後7時30分まで）

（年末年始は除く。日曜・祝日は電話相談のみ）

○ひとり親家庭生活相談

ひとり親家庭の様々な生活上の問題について、相談に応じています。

電話 03-5261-8687

午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）
（年末年始は除く）

○養育費相談・面会交流支援

養育費を始め、離婚等に関する相談に応じます。面談による専門相談は原則予約制です。

また、離婚等で親子が別居している場合の面会交流に係る相談や援助を行います。

電話 03-5261-1278

午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）
（年末年始は除く）

○就業支援講習会

ひとり親家庭の母・父及び寡婦を対象に、就業に必要な知識、技能の習得を図るためにパソコン等の講習会を無料で開催しています。

○相談支援員研修会

相談や支援の活動に必要な自立支援に関する知識、技術等の研修会を行っています。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が自立するための就業支援策で、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業があります。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く。）の自立・就労支援のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者等就労自立促進事業等を活用し、ハローワーク（公共職業安定所）との連携の下、支援を行います。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭になった直後や就労に向けた訓練を受講する場合、親が一時的な病気の場合などで、家事や育児などの日常生活に支障をきたしている家庭へホームヘルパーを派遣し、食事の世話、育児などを行う事業です。就労に向けた訓練を受講する場合にホームヘルパーの利用支援を行い、子育てと能力開発の両立を支援する市町村に対し、補助を行います。

ひとり親家庭の子供サポートモデル事業

ひとり親家庭に育つ子供を対象に、学習塾型及び家庭教師派遣型の学習支援を行うことにより、子供の自立を支援します。

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等を対象に医療費の自己負担の一部を助成しています。（福祉保健局保健政策部医療助成課）

母子及び父子福祉資金の貸付

母子家庭及び父子家庭の経済的自立とその扶養している子供の福祉増進を図るため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など12種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます。

母子生活支援施設

母子ともに保護し、自立促進のためにその生活を支援する入所施設です。また、この中には、緊急に保護が必要な母子を一時的に保護する施設もあります。

◇34か所（平成27年4月現在）

手当の支給

再掲（P.8参照）

都営住宅

都営住宅募集の抽せん方式では、当せん率が一般世帯より7倍高くなる制度があります。また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

（住宅供給公社都営住宅募集センター）

女性福祉

夫の暴力、その他様々な女性の悩みの相談については、女性相談センター、東京ウィメンズプラザ（生活文化局）、福祉事務所等で相談に応じています。女性相談センターと東京ウィメンズプラザは、配偶者暴力防止法の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、配偶者暴力被害者支援の中心的役割を果たしています。また、女性相談センター等は、ストーカー規制法においてストーカー被害者に対する支援を行う施設として位置付けられ、適切な支援に取り組んでいます。（平成25年10月3日施行）

このほか、女性相談センターの運営と、婦人相談員の配置、婦人保護施設の運営、自立支援のための資金の貸付けなどを行っています。

東京都女性相談センター

緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談に応じ、助言・指導・援護を行う施設として都が設置しています。一時保護は、原則、福祉事務所等からの依頼により行います。

なお、区市の福祉事務所等の婦人相談員も相談に応じています。（P.86参照）

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害者に対して、相談、情報提供、一時保護等を行います。都では、女性相談センターと東京ウィメンズプラザ（生活文化局）が役割分担のもとに連携して支援を行っています。（P.86参照）

婦人保護施設

自立のための支援を要する女性を保護し、就労や生活に関する援助等を行う施設です。都内5か所（定員230人）
（東京都女性相談センター）

来日外国人女性の緊急保護事業

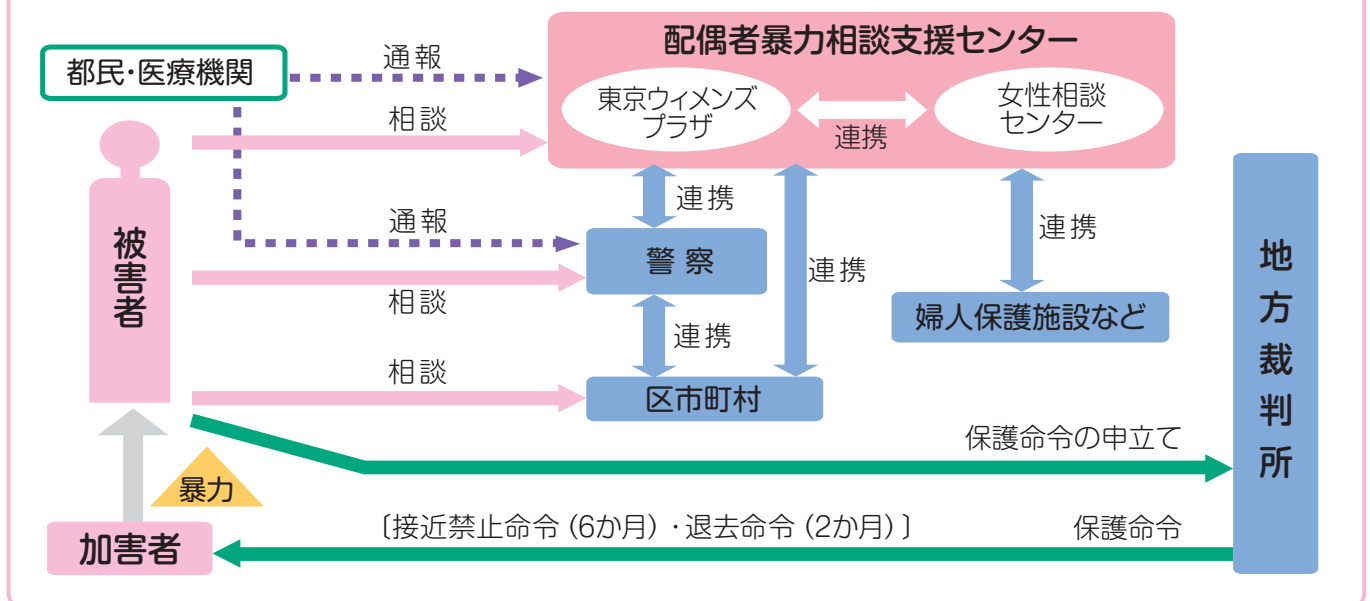
緊急の保護を必要とする外国人女性とその同伴する児童を保護し、援助を行っています。（東京都女性相談センター）

女性福祉資金の貸付

配偶者のいない女性などの経済的自立と福祉増進を図るため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など11種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます（一部所得制限あり）。

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に関するネットワーク



(2) 高齢者への支援

高齢者人口は、今後も引き続き増加する見込みです。東京都は、平成27年3月に策定した「東京都高齢者保健福祉計画」(介護保険事業支援計画を含む。)などに基づいて、高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会の実現を目指します。

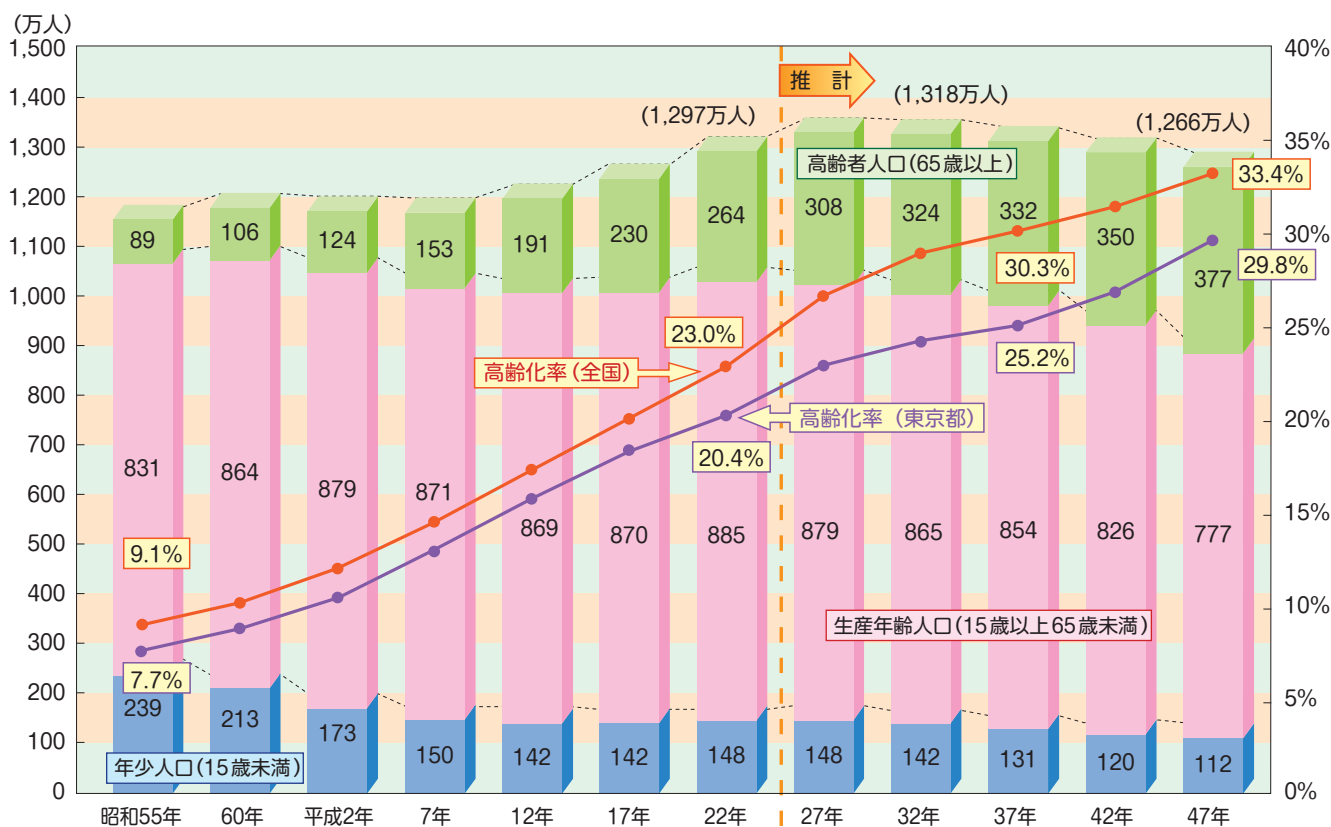
高齢者の現状

高齢化の進行

都内の65歳以上の高齢者は、平成22年10月1日現在約264万人で、総人口(年齢不詳を除く)に占める割合(高齢化率)は20.4%となっています。

高齢化率は上昇を続け、平成37年には25.2%、平成47年には29.8%に達し、都民のおよ3割が65歳以上の高齢者という極めて高齢化の進んだ社会が到来することが見込まれています。

■東京都の将来人口推計



(注) () 内は総人口。1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[昭和55年～平成22年]、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)」(平成24年1月)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月)[平成27年～平成47年]

平均寿命が伸びています

平成25年の日本人の平均寿命は、男性80.21歳、女性86.61歳で、昭和45年の男性69.31歳、女性74.66歳と比べ、約40年間で10～12歳ほど伸びています。

資料：厚生労働省「完全生命表」・「簡易生命表」

元気な高齢者が大勢います

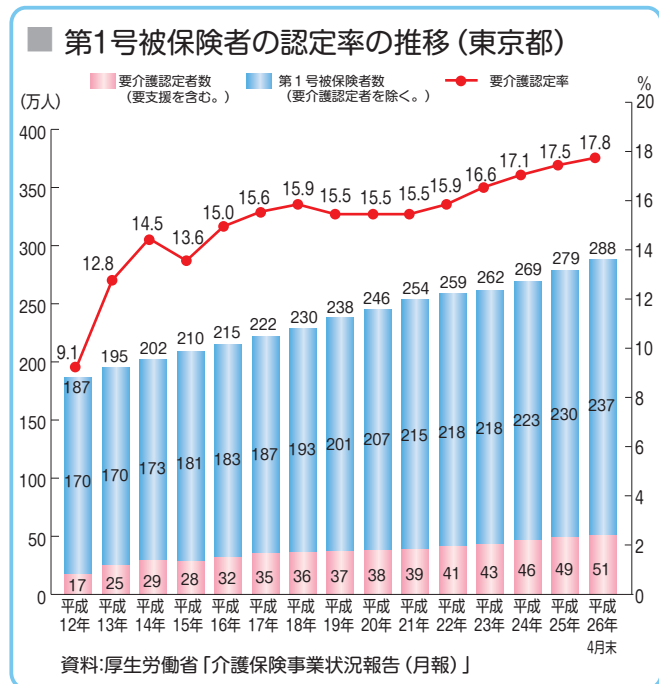
健康状態がよいと感じる高齢者は、60歳代は、男性が約72%、女性が約75%で、70歳以上では、男性が約59%、女性が約56%となっています。

資料：生活文化スポーツ局(※)「スポーツ・運動に関する世論調査」(平成21年)調査結果

※平成22年7月の組織改正により、現在は生活文化局

介護を必要とする高齢者が増加しています

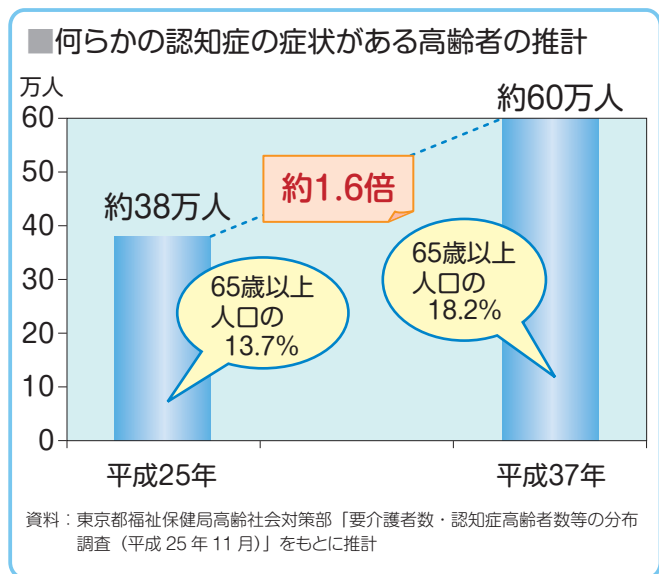
要支援、要介護と認定された高齢者数は、増加しています。



認知症の人の増加が見込まれています

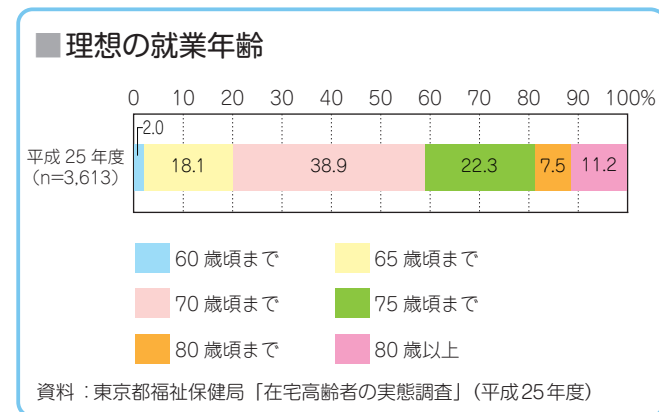
都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、平成25年11月時点で約38万人に上り、平成37年には約60万人に増加すると推計されています。

今後、高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加に伴い、認知症の人の急速な増加が見込まれています。



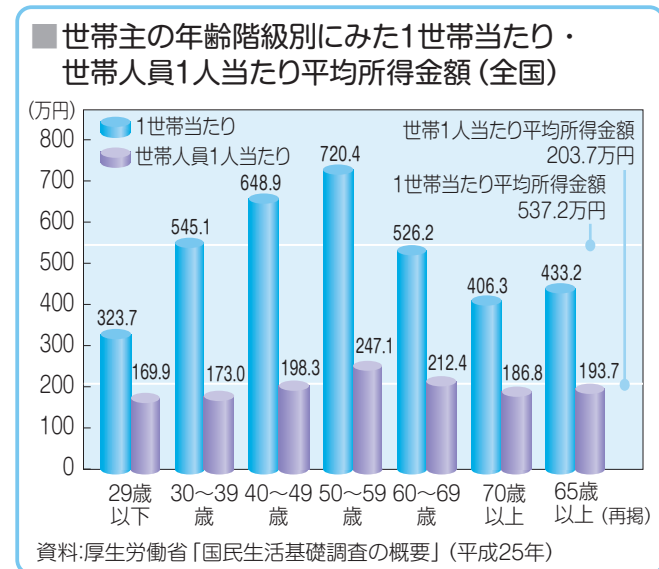
多くの方が定年退職後も働きたいと感じています

65歳以上の在宅の高齢者に「何歳まで働ける社会が理想か」と尋ねたところ、「70歳頃まで」が最も回答が多く、就業意欲が高いことが分かります。



多くの高齢者は経済的に自立しています

世帯主の年齢階級別の世帯人員1人当たりの平均所得金額を見ると、世帯主が65歳以上の世帯では約194万円で、他の年齢層と比較して大きな差はありません。



計画の概要

- ・東京都における高齢者の総合的・基本的計画。老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」とを一体的に策定。
- ・計画期間は平成27年度～29年度の3年間。中長期的には、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据える。

計画の考え方

- ・平成37年を見据えた中長期的な視点で、介護サービス基盤や高齢者向け住まいの充実を図るとともに、必要な介護人材の確保等に取り組む。
- ・平成27年4月の介護保険制度改正により区市町村の役割が大きくなること等を踏まえ、区市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた支援等に取り組む。
- ・地域包括ケアシステムを、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の中に位置付けていくという視点を明確にする。

東京都における平成37年の高齢者の状況や介護保険制度の改正を踏まえ 東京の地域包括ケアシステムの構築を目指す

重点分野

★各分野に区市町村等による地域包括ケアの先進的な事例を掲載

①介護サービス基盤の整備

- ★高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう各種介護サービスの充実や介護基盤の整備を進めます。

②在宅療養の推進

- ★地域における在宅療養体制を確保していくとともに、退院後の在宅療養生活への円滑な移行を促進します。

③認知症対策の総合的な推進

- ★認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策を推進します。

④介護人材対策の推進

- ★中長期的な視点での介護人材の確保・育成・定着支援及び専門性の向上に向けた人材育成等、総合的な取組を行います。

⑤高齢者の住まいの確保

- ★住宅の供給促進や施設の整備を推進していくとともに、高齢者向け住宅の質の確保を図ります。

⑥介護予防の推進と支え合う地域づくり

- ★区市町村の介護予防機能強化に資する支援を行っていくとともに、経験豊富な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、活動できる環境を整備していきます。

介護保険制度の仕組み

介護保険制度は、介護を必要とする状態になってもできる限り自立した日常生活が営めるよう社会全体で支え合う仕組みで、利用者は、自らの選択に基づいてサービスを利用することができます。東京都は、区市町村（保険者）と協力・連携し、適正な保険給付の確保や介護サービス基盤の整備などに取り組んでいます。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

保険に加入する人

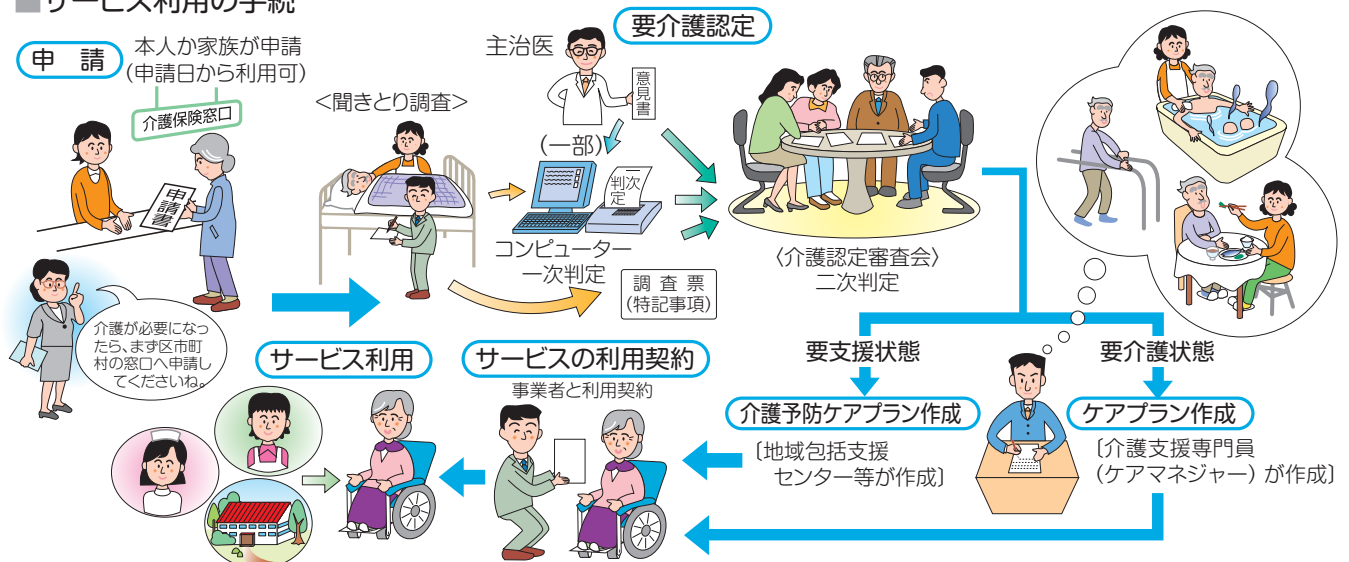
加入する人	保険料の納入	保険給付が受けられる人
65歳以上の人 （第1号被保険者）	老齢年金・退職年金・遺族年金・障害年金を年18万円以上受けている人は、年金から自動的に天引きが行われます。それ以外の人、個別に区市町村へ納入します。	常に介護が必要な寝たきりや認知症などの人、日常生活での支援が必要な人です。 介護が必要になった原因を問わず給付が受けられます。
40～64歳の人 （第2号被保険者）	医療保険料と一括して納入します。	常に介護が必要な寝たきりや認知症などの人、日常生活での支援が必要な人です。 ただし、初老期認知症やがん（末期）などの16種類の特定疾病のため介護が必要になった場合に限られます。

- *1 第1号被保険者の保険料は、基準額が区市町村によって異なり、所得に応じた段階ごとに設定されます。
- *2 介護保険サービスの利用を希望する人は区市町村の窓口へ申請し、区市町村の「介護認定審査会」で、要介護度（どのくらいの介護が必要か）の判定を受けます。
- *3 16種類の特定疾病とは、①がん（末期） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症です。

サービス利用料

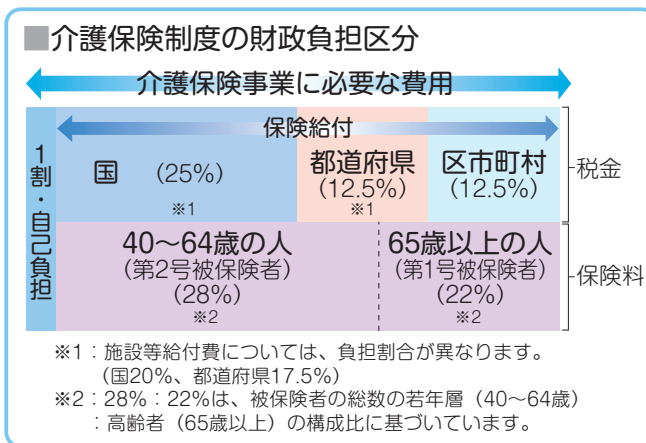
- サービスに要する費用の1割（平成27年8月から、一定以上の所得がある方については2割）を自己負担することで利用できます。
- 在宅でのサービス利用は、要介護度ごとに、1か月に利用できる介護費用に上限（支給限度額）があります。
- 施設サービスを利用した場合は、1割負担のほかに食費・居住費がかかります（所得の低い方等については、負担を軽減する制度が設けられています。）。
- 1か月の自己負担が一定額を超えた分は、高額介護サービス費として払い戻されます。

■サービス利用の手続



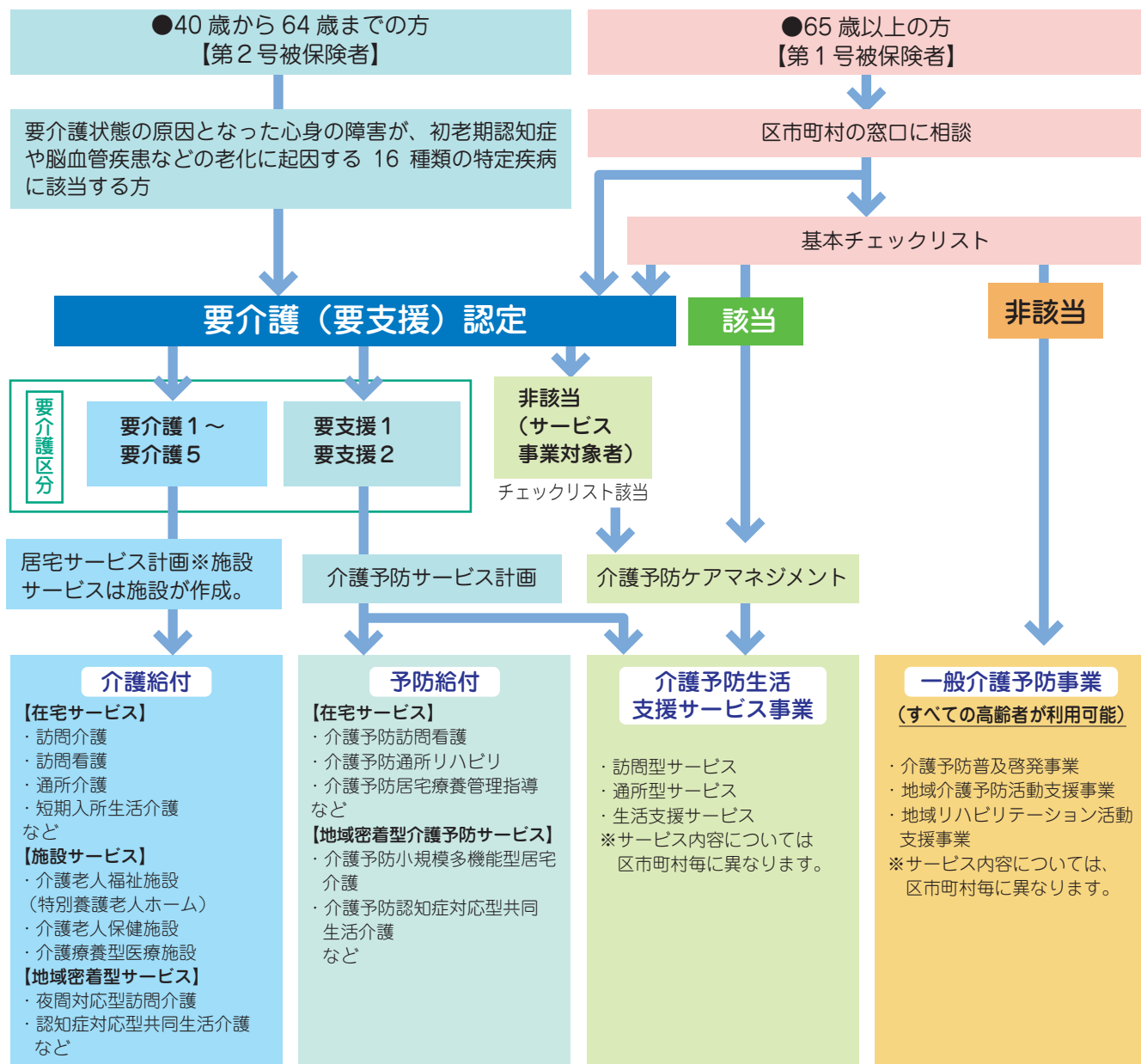
介護保険の費用負担

利用者の1割負担を除いた分の介護給付の費用の50％を税金で負担し、残りの50％を65歳以上の人と40歳～64歳の人との保険料で負担します。65歳以上の人の保険料の額は、3年ごとに策定される介護保険事業計画で定めるサービス量に基づいて、区市町村ごとに算定されます。



介護保険制度のサービス体系

今後、高齢化が更に進み、介護を必要とする高齢者や認知症の高齢者が一層増加する見込みです。そこで軽度な方が、できる限り要支援・要介護にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視した仕組みになっています。



※上記のフロー図は、介護予防・日常生活支援総合事業を開始した場合の介護保険利用の流れの示したものです。総合事業の開始時期は区市町村毎に異なりますので、詳細につきましてはお住まいの区市町村にお問い合わせください。

介護保険制度で利用できるサービス

○要介護1～5と認定された方は、以下のサービスが利用できます。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

	サービスの種類	サービスの内容
介護サービス 計画の作成	居宅介護支援	居宅サービスなどを適切に利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況・環境・本人の希望などを受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。
家庭で受ける サービス	訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、家庭での身のまわりの世話をします。
	夜間対応型訪問介護（※）	夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護や身のまわりの世話をします。
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護（※）	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護や療養上の世話などを行います。
	訪問入浴介護	家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に巡回入浴車が家庭を訪問し、浴槽を持ち込むなどして入浴の介護をします。
	訪問看護	看護師などが、家庭を訪問し、主治医の指示に従って療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが、家庭を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な助言と指導をします。
施設などに 出かけて 受けるサービス	通所介護（デイサービス）	施設に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受けます。
	認知症対応型通所介護（※）	施設に通い、認知症高齢者の特性に配慮した介護や機能訓練を受けます。
	通所リハビリテーション （デイケア）	医療機関などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを受けます。
	短期入所生活介護 （福祉系ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
	短期入所療養介護 （医療系ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所し、療養上の世話や機能訓練を受けます。
	小規模多機能型居宅介護（※）	身近な地域の事業所に通ったり、短期間宿泊したりして、介護や機能訓練を受けます。また、同じ事業所の職員などによる訪問を受けたり、必要に応じて併設施設と連携した介護を受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護 （※）	訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せなど、2種類以上の組合せによるサービスを受けます。
家庭以外の 場所に入居して 受けるサービス	認知症対応型共同生活介護（※） （認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者が、5人から9人の少人数ユニットで共同生活を送りながら、介護を受けます。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウスなどで生活しながら介護を受けます。
	地域密着型 特定施設入居者生活介護（※）	小規模な有料老人ホームなどで生活しながら介護を受けます。
施設に入所して 受けるサービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、家庭での生活が困難な人が入所します。
	地域密着型介護老人福祉施設（※）	小規模な特別養護老人ホームで介護を受けます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所します。
	介護療養型医療施設 （療養病床など）	比較的長期にわたって、日常的に行われる医療ケアや慢性期のリハビリテーション、介護を必要とする人が入院します。
福祉用具 サービス	福祉用具の貸与	特殊ベッドや車いすなどの用具が借りられます。
	福祉用具購入費の支給	腰掛け便座や入浴用いすなど、貸与になじまない用具の購入費の9割相当額（1年間に9万円が限度）が支給されます。
住まいに関する サービス	住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差の解消など、小規模な改修費用の9割相当額（同一住宅につき18万円が限度）が支給されます。

注：※印のついたサービスは、事業所や施設のある区市町村住民の利用が基本となります（地域密着型サービス）。

○要支援1、2と認定された方は、以下のサービスが利用できます。

	サービスの種類	サービスの内容
介護予防サービス 計画の作成	介護予防支援	要支援状態の悪化防止に重点を置いて、居宅介護予防サービスなどを適切に利用できるように、地域包括支援センターで心身の状況・環境・本人の希望などを受け、介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。
家庭で受ける サービス	訪問介護（※1） （ホームヘルプサービス）	基本的には、22ページに記載した要介護状態の方に対するサービスと同様です。ただし、「生活機能を維持・向上させ、要介護状態になることを予防する」という目的に適した、軽度者向けの内容・期間・方法で、サービスが提供されることになります。 （例） ・家事を代行する訪問介護サービスについては、必要性や適切な期間、方法などを判断した上で提供されます。 ・通所介護や通所リハビリテーションの一環として、運動機能や口腔機能を向上させたり、栄養状態を改善したりするサービスが利用できます。 ・なお、認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、要支援2の方のみです。
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
施設などに 出かけて 受けるサービス	通所介護（※1）（デイサービス）	
	認知症対応型通所介護（※2）	
	通所リハビリテーション（デイケア）	
	短期入所生活介護 （福祉系ショートステイ）	
	短期入所療養介護 （医療系ショートステイ）	
家庭以外の 場所に入居して 受けるサービス	小規模多機能型居宅介護（※2）	
	認知症対応型共同生活介護（※2） （認知症高齢者グループホーム）	
福祉用具 サービス	特定施設入居者生活介護	
	福祉用具の貸与	
住宅改修サービス	福祉用具購入費の支給	
	住宅改修費の支給	

注：※1 介護予防・日常生活支援総合事業を開始している区市町村においては、区市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス」にて提供されます。「介護予防・生活支援サービス」においては、従来の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスに加えて、住民主体の支援など、多様なサービスが提供されます。

※2 事業所や施設のある区市町村住民の利用が基本となります（地域密着型サービス）。

介護サービスの充実のために

ケアマネジメントの充実

介護支援専門員の養成や資質向上に向けた研修、適正なケアプランの普及を行っています。
（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

東京都国民健康保険団体連合会では、利用者からの苦情申立てに基づき、事業者に対する調査・指導・助言を行っています（P.87参照）。
（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

介護保険相談・苦情の窓口

都や区市町村は、介護保険制度に関する問い合わせやサービスに関する相談、苦情に応じています。また、必要に応じて事業者から報告を求め、指導や助言を行っています。

介護サービス情報の公表

介護サービス事業者のサービス内容や運営状況を公表し、利用者の選択とサービスの質の確保を図ります。
（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

利用者負担に係る低所得者対策

生計困難者等に対して、介護サービスの1割負担や食費、施設の居住費等の自己負担分を、4分の3に軽減しています（区市町村により、実施内容が異なります。）。

また、生活保護受給者の個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額を100%軽減しています。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

国の軽減制度に加え都の独自支援策により対象を拡大しています。

	対象サービスの種類	実施主体
都の拡大部分	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ほか	・医療法人 ・特定非営利活動法人(NPO法人) ・株式会社 など
国制度	・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設 ほか	・社会福祉法人 ・区市町村

介護・医療人材確保のための支援

介護施設等における介護人材確保・育成対策

○施設介護サポーター事業

地域住民が施設介護サービスを支える活動に自主的、自発的に参加できる環境をつくるため、養成研修及び受入体制の整備を行う区市町村を包括補助により支援します。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○訪問看護師勤務環境向上・定着推進事業

訪問看護ステーションで働く訪問看護師の勤務環境向上と定着推進のため、研修受講や産休・介護等取得する場合に、必要な代替職員を確保する経費を支援することにより、訪問看護のサービス量確保と質の向上を図ります。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○訪問看護人材確保育成事業

要介護高齢者の在宅療養を支えるため、訪問看護の人材確保・定着・育成に取り組んでいきます。大規模訪問看護ステーションを中心とした地域における新任訪問看護師等の育成支援や、認定訪問看護師の資格取得支援等を実施します。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○福祉人材の確保・定着モデル事業

職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

特別養護老人ホーム等の施設系サービスや、在宅系サービスにおいて、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施します。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○現任介護職員資格取得支援事業

介護現場で働く現任の介護職員の育成及びサービスの質の向上を目指して、介護福祉士国家資格取得を支援します。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○介護職員スキルアップ研修事業

訪問介護員や介護施設職員等を対象に、業務上必要な医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施し、安全で適切な介護サービス提供を促進します。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を派遣し、介護職員等の資質の向上を図ります。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○東京都介護職員キャリアパス導入促進事業 **新規**

国の「介護キャリア段位制度」を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援し、介護人材の定着・育成等を図ります。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○介護人材確保対策事業

学生や主婦及び就業者等を対象に、介護業務の魅力ややりがいを体験いただくとともに、無料の介護資格取得支援、紹介あっせんを一貫して行うことにより、将来に向けた介護人材を安定して確保します。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

○潜在的介護職員活用推進事業 **新規**

紹介予定派遣を通じて、潜在的有資格者の雇用の促進と介護人材の安定的な確保を図ります。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

外国人介護福祉士候補者の受入支援

我が国とフィリピン・インドネシアとの経済連携協定及びベトナムとの交換公文に基づく介護福祉士候補者の受入れについて、国際協力の観点から、都内施設に対する支援に取り組んでいます。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

介護予防など地域における日常生活の支援

高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも健康で生き生きとした生活を送っていくためには、一人ひとりが自分の健康に留意して生活をしていくことと併せて、生活機能の低下が疑われる状態になった場合には、できるだけ早期にその危険性を把握し、状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。

平成27年4月からは、介護予防と配食・見守り等の生活支援サービスなど地域で高齢者を支える多様なサービスを充実し、住民等の多様な主体を活用した介護予防事業の実施を推進するとともに、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするため介護予防・日常生活支援総合事業の見直しが行われています。

高齢者のスクリーニング及び地域支援事業（介護予防）の提供

区市町村は、高齢者の生活機能に関する評価を行い、生活機能の低下が疑われる高齢者をできるだけ早期の段階で把握します。その上で、介護予防の対象となる高齢者に対し、「地域支援事業」において、運動器の機能向上等の介護予防事業を実施するとともに、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント事業を実施します。

《地域支援事業（介護予防）の主な内容》

①二次予防事業

要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対して行う、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などの介護予防事業

②一次予防事業

介護予防に関する情報の提供、地域におけるボランティア活動の育成・支援等

③介護予防ケアマネジメント

介護予防対象者に対するアセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価

要支援者に対する介護予防サービス（予防給付）の提供

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底するため、要介護認定で「要支援」と判定された人を対象として、状態の維持・改善を図るための介護予防サービス（予防給付）が提供されます。

《介護予防サービスの基本的視点》

- ①利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供
- ②介護予防ケアマネジメントを踏まえた目標志向型サービス提供
- ③利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始

平成27年度から、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。当事業においては、従来予防給付により全国一律の基準で提供されていた訪問・通所介護が地域支援事業へ移行され、地域の多様な主体によるサービス提供が可能となります。また、一次予防事業と二次予防事業という従来の区分がなくなり、一体的に支援することが求められます。なお、各区市町村は、平成29年度までに当事業に移行することが求められます。

地域支援事業

区市町村が行う要介護状態になるおそれのある高齢者等を対象とした介護予防事業、地域包括支援センターが担う総合相談や権利擁護の事業などを支援しています。なお、平成27年度からは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携の推進に資する事業及び認知症高齢者の総合的な支援に資する事業などが地域支援事業に位置づけられます。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

地域包括支援センター

高齢者やその家族などからの介護等に関する総合的な相談に応じ、必要なサービスの調整を行うとともに、介護予防ケアプランの作成などを行います。

◇402か所（平成26年12月現在）

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

機能強化型地域包括支援センター等設置促進事業

区市町村内の複数のセンターを統括し、サポートする機能強化型地域包括支援センターを設置するとともに、地域における見守り機能を拡充する区市町村を支援します。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

地域包括支援センターにおける介護予防機能強化推進事業

介護予防機能の向上を図るため、地域包括支援セン

ター等に対して、介護予防に関する専門的助言及び技術的支援を行う専門職「介護予防機能強化支援員」を配置するとともに、介護予防の情報共有を図るためのシステムの立ち上げを行うことにより、各区市町村が新しい総合事業へ円滑に移行できるよう支援します。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

介護予防における地域リハビリテーション促進事業 新規

リハビリテーション専門職等を活用した地域における介護予防の取組を推進するため、広域派遣アドバイザーを設置し、地域リハビリテーションの専門人材を育成する研修を行います。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

地域包括支援センター職員研修事業

地域包括支援センターの職員を対象に研修を実施し、ネットワーク構築能力等の向上を図ります。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進 新規

地域包括ケアシステムの構築を支援するため、東京の強みである活発な企業活動等を活かした多様な主体による多様なサービス提供体制の確保を促進します。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

医療と介護の連携強化

医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業

高齢者が医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる住まいを充実させるため、診療所や訪問看護の医療サービスと定期巡回・随時対応型訪問介護看護や訪問介護等の介護サービスを連携させたサービス付き高齢者向け住宅等の整備費を補助します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業

要介護高齢者の在宅療養を支えるため、事業者に対し、個別相談会を実施することにより、訪問看護ステーションの開業時及び開業後の支援を行います。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

認知症高齢者などに対する支援

認知症になっても、認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

認知症対策の総合的な推進

東京都認知症対策推進会議を中心に、地域づくり、医療、介護、若年性認知症にわたる総合的な認知症対策を検討・推進しています。

さらに、広く都民の認知症に対する理解促進を図るためのシンポジウム開催、認知症チェックリストを盛り込んだ普及啓発用パンフレットの配布、区市町村や関係団体など施策の担い手に対する重点的な働きかけ、東京都の認知症ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」の運営などを行います。



HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

要な支援の調整を行う「東京都若年性認知症総合支援センター」において、早期に適切な支援につなげます。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症介護研修事業

認知症介護の質的向上を図るため、施設・事業所等の核となる専門職を対象に認知症介護研修を実施します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症支援コーディネーターの配置

看護師や保健師等を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、かかりつけ医や介護事業者等と連携して認知症の疑いのある高齢者を訪問支援するなど、認知症の早期発見・診断・対応の取組を進めます。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症疾患医療センター運営事業

認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症の専門医療を提供するとともに、医療機関同士、さらには医療と介護の連携の推進役となる認知症疾患医療センターを島しょ地域を除く全区市町村に設置し、地域における支援体制を構築していきます。また、二次保健医療圏における拠点となるセンターに、医師・看護師・精神保健福祉士等で構成するアウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき、認知症の疑いのある高齢者の訪問支援を行います。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

東京都若年性認知症総合支援センター設置事業

若年性認知症特有の問題を解決するため、ひとつの相談窓口で、医療、福祉、雇用等の多分野にわたる必

認知症地域支援ネットワーク事業

事業者や自治体、地域住民など地域の様々な社会資源の連携により、認知症の人に対する理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止については区市町村が中心的な役割を担っています。高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方や、高齢者虐待について相談したい方は、お住まいの区市町村に御連絡ください。

なお、都は、区市町村及び介護サービス事業者を対象に高齢者の権利擁護を推進するための研修を実施します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

地域生活を支えるサービス基盤の充実

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護保険施設をはじめ、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスなどケア（介護）と住まいが結びついた多様な住まい方の実現など、高齢者の暮らしを支える仕組みの充実を図ります。

高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの確保（東京都長期ビジョン目標値）

事 項	目標（平成37年度末）
特別養護老人ホームの整備	定員6万人分
介護老人保健施設の整備	定員3万人分
認知症高齢者グループホームの整備	定員2万人分

介護保険施設の整備促進

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設について、整備が十分進んでいない地域における整備費補助の加算を行うことにより、地域偏在の緩和・解消を図りつつ、整備を促進します。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

認知症高齢者グループホーム緊急整備事業

認知症高齢者が家庭的な環境の中で、共同して生活しながら介護や日常生活の世話を受ける認知症高齢者グループホームの整備を促進します。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

介護専用型有料老人ホーム設置促進事業

土地所有者又は運営事業者が整備・運営する介護専用型有料老人ホームの整備費を補助することで、設置を促進します。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

地域密着型サービス等重点整備事業

区市町村が実施する地域密着型サービスの拠点の整備に要する経費の一部を補助することにより、区市町村を支援し、基盤整備を促進します。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

見守りサポーター養成研修事業

高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、研修を実施する区市町村を支援します。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

高齢者を熱中症等から守る区市町村支援事業

高齢者を熱中症等から守るため、熱中症予防の普及啓発や見守り及び猛暑時の避難場所の設置等に取り組む区市町村を支援します。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

都市型軽費老人ホーム整備費補助

地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等の施設基準を緩和することにより、低所得者層も食事や生活支援サービスを受けられる都市型軽費老人ホームの整備を進めます。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

定期借地権の一時金に対する補助

地価の高い都市部において施設の用地取得が困難な状況を踏まえ、定期借地権を設定して用地を確保した場合に、一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備を進めます。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業

新規

国有地や民有地を賃借して特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合に、土地賃借料の一部を補助します。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

ショートステイ整備費補助

特別養護老人ホーム以外に併設するショートステイや単独型ショートステイへの整備費を補助することで、在宅サービスの充実を図ります。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

複数の区市町村が共同で利用する特別養護老人ホームの整備

都市部の限られた土地を有効活用するため、複数の区市町村が共同で利用できる特別養護老人ホームの整備を進めます。

（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）

仮設用施設設置の仕組みの構築

老朽化した特別養護老人ホーム等の建替えを促進するため、建替え期間中の仮設用施設を公有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。

（福祉保健局総務部契約管財課、高齢社会対策部施設支援課）

シルバーピア（高齢者向けの公的賃貸住宅）

- ①手すり・段差解消・緊急通報システムなどの設置
 - ②安否確認や緊急時の対応を行う管理人（ワーデン）又は生活援助員（LSA）の設置
 - ③地域包括支援センター等との連携
- を特徴とする住宅です。

都は設置主体の区市町村に対する支援を行っています。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

住宅のバリアフリー化

介護保険制度の住宅改修サービス（P.22, 23）の対象とならない方に対する住宅改修費用の助成制度があります。

詳しくはお住まいの区市町村にお問い合わせください。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進

バリアフリー化され、緊急時対応や安否確認等のサービスの質が確保されるとともに、高齢者が適切な負担で入居可能なサービス付き高齢者向け住宅や東京都高齢者向け優良賃貸住宅等の供給を促進しています。

民間事業者がサービス付き高齢者向け住宅等を供給する際に、区市町村と連携を図りながら、事業者に対し整備費補助等を行っています。

（都市整備局住宅政策推進部民間住宅課）

高齢者の入居支援

サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度、高齢者が円滑に入居できる住宅を紹介する東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度、見守りなどを行うあんしん居住制度（（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）を実施しています。

（都市整備局住宅政策推進部民間住宅課）

都営住宅

都営住宅募集の抽せん方式では、当せん率が一般世帯より7倍高くなる制度があります。

また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

（住宅供給公社都営住宅募集センター）

生活支援付すまい確保事業

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得の高齢者等が、安心して住みなれた地域で暮らしていけるよう、空家等を活用した低廉なすまいの確保と見守りなどの生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。（福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課）

社会参加の支援

高齢者に対し、様々な活動の場や機会を提供し社会参加を促進するとともに、高齢者の意欲と能力に応じた多様な就業の場を確保します。

【社会参加の促進】

シルバーパス

都内の都営交通、公営、民営バスが利用できるシルバーパスの発行を支援し、70歳以上の高齢者の社会活動への参加を促進します。

（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

老人クラブの活動支援

地域の老人クラブに対する運営費の助成や老人クラブ連合会が行う生きがいづくり・健康づくり事業の支援を行っています。（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）

TOKYOシニア情報サイト

団塊の世代等の元気な高齢者の皆さんに、生き生きとセカンドライフで輝いていただくため、地域の活動や企業の地域貢献活動等を紹介しています。

HP <http://www.senior.metro.tokyo.jp>
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

シルバー人材センター

健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、知識・経験・能力を活かした臨時的・短期的又は軽易な仕事を提供しています。都内に58か所あり、地域の家庭・企業・公共団体からの仕事を受けています。
(産業労働局雇用就業部就業推進課)

【就 業】 東京しごとセンター

全ての年齢層の方を対象に、雇用就業に関するワンストップサービスを提供します。55歳以上の高齢者に対しては、シニアコーナーでの就業相談や能力開発などを実施しています(P.87参照)。

(産業労働局雇用就業部就業推進課)

アクティブシニア就業支援センター

区市町村が所管する一般社団法人等が、無料職業紹介事業の許可等を受けて、おおむね55歳以上の高齢者を対象に就業相談や職業紹介等を行います。

(産業労働局雇用就業部就業推進課)

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、高齢者の心身の特性に応じた適切な医療の提供、臨床と研究の連携、高齢者のQOLを維持・向上させるための研究を通じて、高齢者の健康増進、健康長寿の実現を目指し、大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担います。

病院部門 高齢者の特性に配慮した医療の確立と提供を目指します。

- ☆重点医療の提供（血管病医療・高齢者がん医療・認知症医療）
⇒医療と研究の一体化のメリットを活かして高齢者に適した医療の充実を目指します。
- ☆救急医療の強化を図ります。
- ☆地域の医療機関、福祉施設との連携の推進を図ります。
- ☆高齢者の急性期病院として、高齢者の生活の質の確保や健康の維持・増進に貢献します。

研究部門 高齢者の健康の維持・増進と活力の向上を目指す研究を推進します。

- ☆重点医療や老化メカニズム、高齢者の健康長寿と福祉に関する研究を行い、高齢者の医療、看取りを含めたケア、健康増進の諸問題に包括的に取り組みます。
⇒病院部門と連携して臨床応用研究や技術開発を進めます。
- ☆研究成果の普及を図り、公的な研究機関としての役割を果たします。

【認知症支援推進センター設置事業】新規

- ☆都内の認知症医療従事者等向け研修の拠点と位置づけ、二次保健医療圏における拠点となる認知症疾患医療センターの地域での円滑な研修実施を支援するとともに、医療従事者等に対する研修を実施します。

(3) 障害者（児）への支援

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月から施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律[障害者総合支援法]」に改正されました。東京都はサービス基盤の重点的整備と就労支援策の拡充に引き続き取り組んでいます。

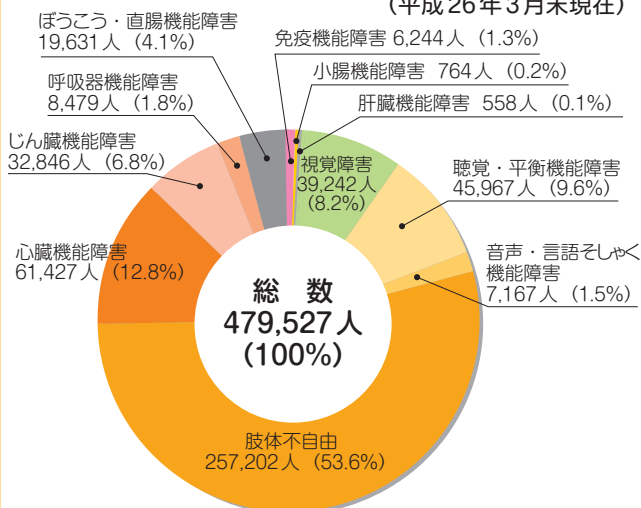
障害者（児）の現状

障害者手帳の所持者数

現在、都内には身体障害者手帳の交付を受けている人が約48万人、愛の手帳（知的障害者・児を対象）の交付を受けている人が約7万8千人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約8万人います（平成26年3月末現在）。

■「身体障害者手帳」の交付状況

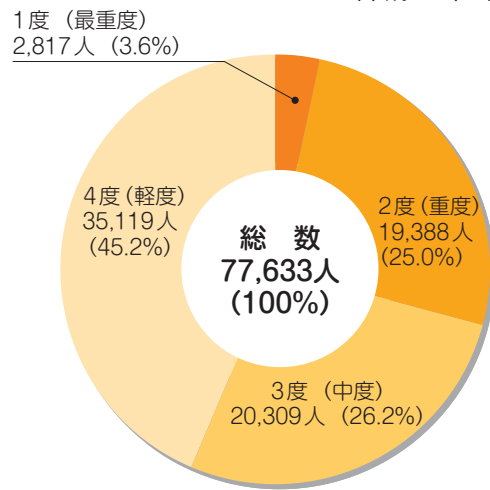
（平成26年3月末現在）



資料：福祉保健局「福祉・衛生行政統計」

■知的障害者「愛の手帳」の交付状況

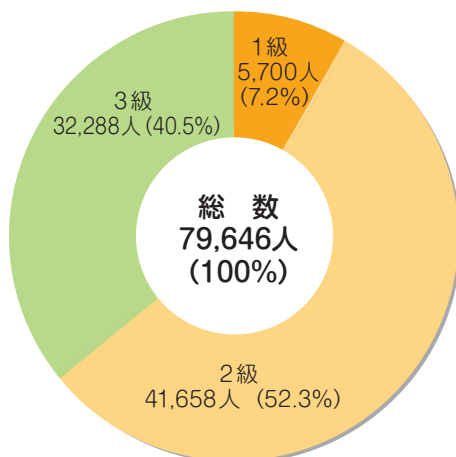
（平成26年3月末現在）



資料：福祉保健局「福祉・衛生行政統計」

■「精神障害者保健福祉手帳」の交付状況

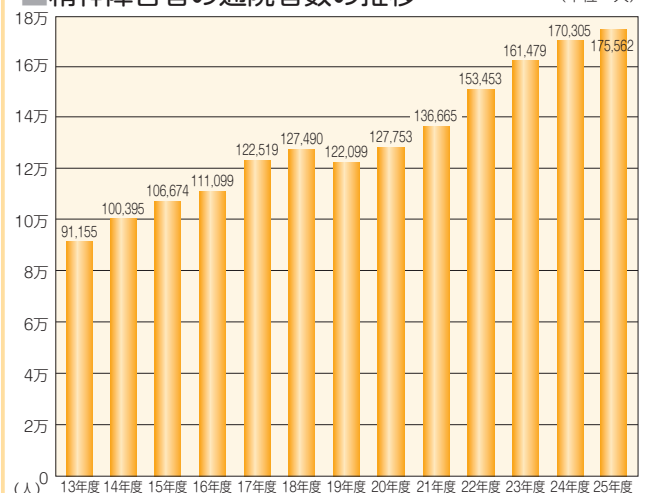
（平成26年3月末現在）



資料：中部総合精神保健福祉センター

■精神障害者の通院者数の推移

（単位：人）

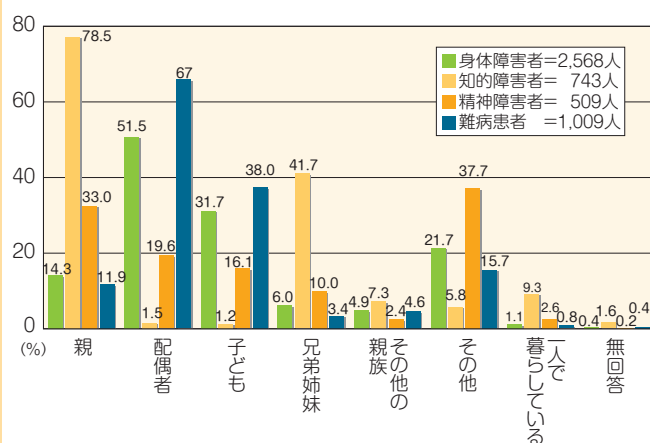


*通院者数は通院医療費公費負担の認定者数です。

*通院者数は各年度末の数値です。

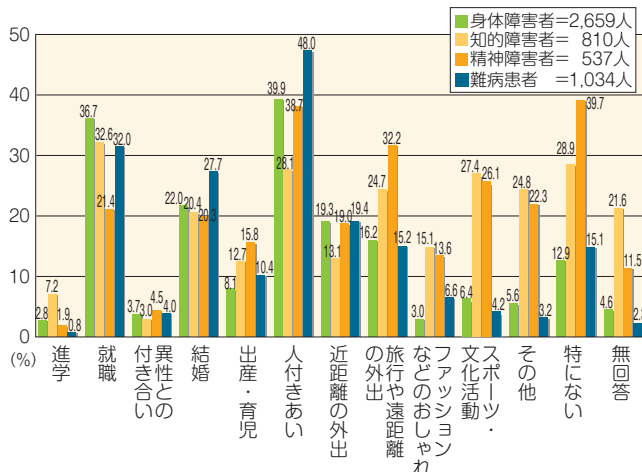
資料：中部総合精神保健福祉センター

■ 障害者又は難病患者と一緒に暮らしている人（複数回答）



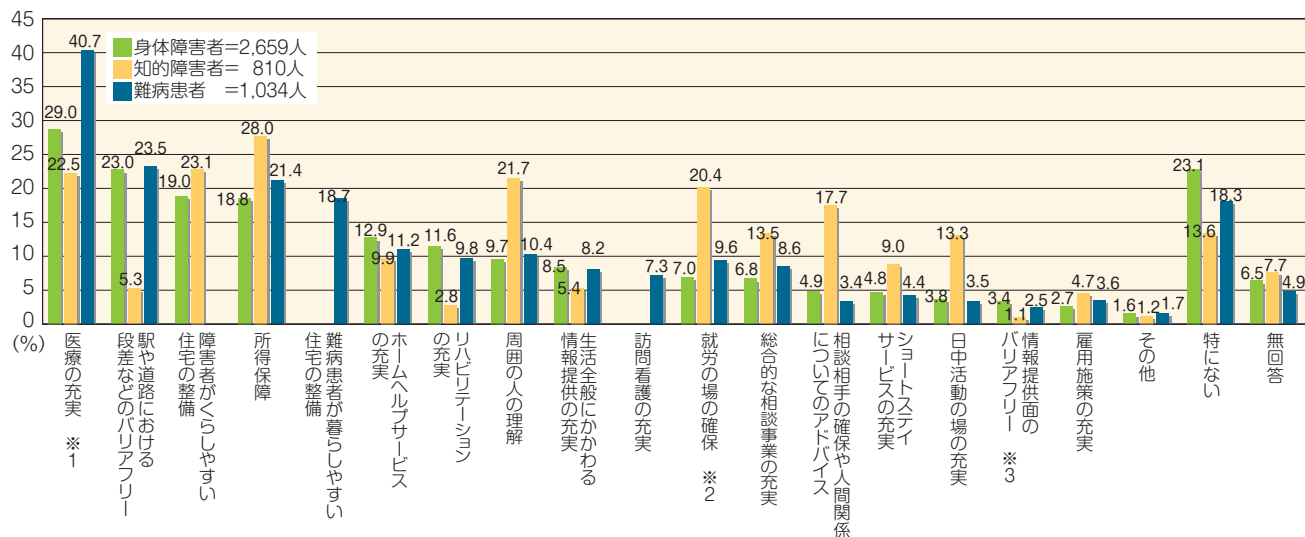
資料：福祉保健局「障害者の生活実態」（平成25年度東京都福祉保健基礎調査）

■ 障害又は難病のためにあきらめたり妥協したこと（複数回答）



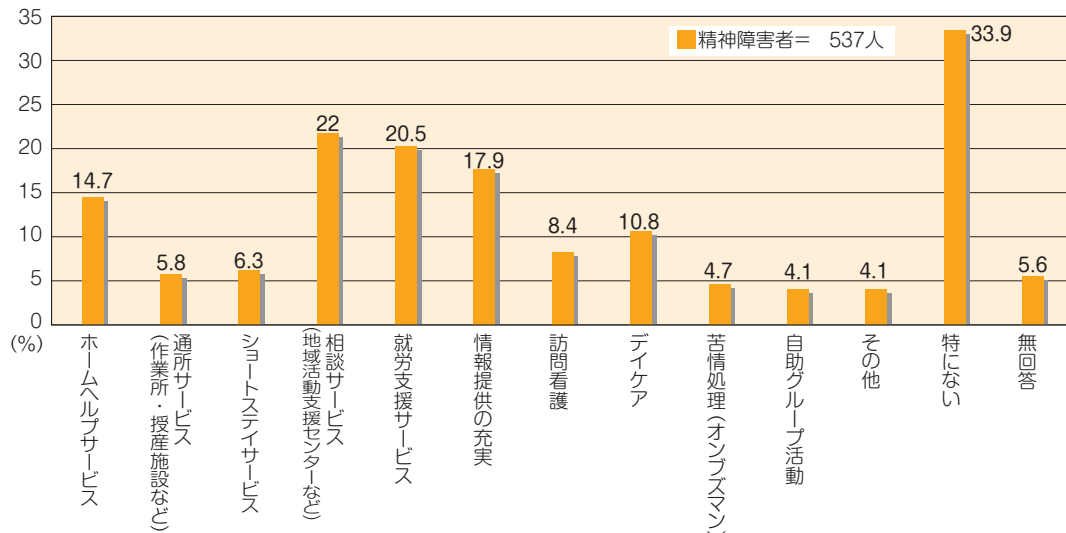
資料：福祉保健局「障害者の生活実態」（平成25年度東京都福祉保健基礎調査）

■ 地域生活をする上で必要な福祉サービス等（3つ以内の複数回答）〔身体障害者・知的障害者・難病患者〕



資料：福祉保健局「障害者の生活実態」（平成25年度東京都福祉保健基礎調査）

■ 今後利用したい福祉サービス等（3つ以内の複数回答）〔精神障害者〕



資料：福祉保健局「障害者の生活実態」（平成25年度東京都福祉保健基礎調査）

東京都障害者計画・東京都障害福祉計画

障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するため、東京都障害者計画・東京都障害福祉計画を策定し、全庁を挙げて障害者施策の総合的な展開に取り組んでいます。

東京都障害者計画（障害者基本法）

基本理念

- I 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- II 障害者がいきいきと働ける社会の実現
- III 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

施策目標

- I 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- II 社会で生きる力を高める支援の充実
- III いきいきと働ける社会の実現
- IV バリアフリー社会の実現
- V サービスを担う人材の養成・確保

計画事業

- 福祉・保健・医療施策
- 教育、労働、住宅、安全・安心、まちづくり、心や情報のバリアフリー、スポーツ・文化芸術など
- 全庁的・総合的な障害者施策の推進

第4期東京都障害福祉計画（障害者総合支援法）

成果目標（29年度末）

地域生活への移行促進

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
【地域生活移行者数】
平成25年度末から890人
【施設入所者（入所施設定員）数】
7,344人
- ・入院中の精神障害者の地域生活への移行
【入院後3か月時点の退院率】
64%以上
【入院後1年時点の退院率】
91%以上
【長期在院者数（入院期間1年以上）】
（平成24年6月末）11,760人
⇒（平成29年6月末）9,643人

地域生活支援拠点等の整備

- ・各区市町村に少なくとも一つ整備

一般就労への移行促進

- ・区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数
2,500人
- ・福祉施設から一般就労への移行者数
2,140人
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
全体の5割以上

主な施策展開

地域生活を支える基盤の整備促進

- ・障害者・障害児地域生活支援3か年プラン

地域生活への移行の仕組みづくり

- ・地域移行促進コーディネート事業
- ・障害者地域生活移行・定着化支援事業
- ・精神障害者地域移行体制整備支援事業 など

就労支援の充実・強化

- ・就労面の支援と生活面の支援の一体的な提供
- ・障害者の雇用促進に向けた企業への支援
- ・福祉施設の工賃向上を支援 など

多様な障害特性に応じたきめ細かな対応

- ・地域における精神科医療提供体制の整備
- ・重症心身障害児（者）支援
- ・発達障害児（者）支援
- ・高次脳機能障害者支援
- ・難病患者等支援

※策定中の計画案の内容です。

障害者・障害児地域生活支援3か年プラン

平成29年度末までに、経済的自立に向けた就労のための訓練等の場や、グループホーム等について、6,720人分の定員を新たに確保します。

障害者の地域生活基盤の重点的整備（特別助成）

○施設整備を行う設置者の負担を軽減する特別助成を引き続き実施

整備内容	平成27～29年度	プランのねらい
日中活動の場（通所施設等）	4,500人増	障害者の一般就労支援及び重度障害者の日中活動の場の整備
地域居住の場（グループホーム）	2,000人増	障害者の地域における居住の場の整備
在宅サービス（短期入所）	220人増	必要なときに身近な地域で気軽に利用できる安心の仕組みづくり
障害児支援の充実（児童発達支援センター）	10か所増	障害児支援の更なる提供体制の確保

障害者総合支援法

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされました。平成25年4からは、障害者の定義への難病等の追加など、平成26年4からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

福祉サービス

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合の

「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられます。また、地域生活へ移行・定着を支援する「地域相談支援給付」及びサービス等の利用・継続を支援する「計画相談支援給付」があります。「地域生活支援事業」は、事業内容や利用者負担が、区市町村ごとに異なります。

○福祉サービスの体系

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事の介護・家事援助・コミュニケーション支援・外出時の移動介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時において移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的・精神障害により行動が著しく困難であり、常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練、介護及び日常生活の世話などを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気等の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつなどの介護や日常生活上の支援等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために、必要な訓練、生活等に関する相談・助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために、必要な訓練等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設・矯正施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
	自発的活動支援事業	障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。
	相談支援事業	障害者（児）やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者等であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者（児）に、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。
	任意事業	区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

計画相談支援給付については、「支給決定プロセス」（p.34）を御参照ください。

○日中活動と住まいの場の組合せ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組合せを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

○障害福祉サービス利用の手続

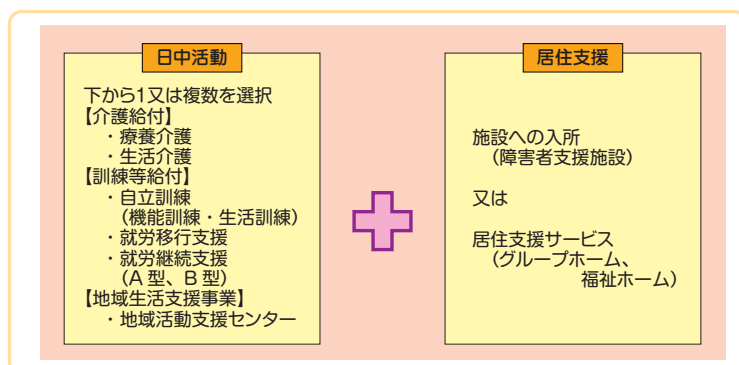
サービスの利用を希望する方は、区市町村の窓口申請し障害支援区分（※）について認定を受けます。

区市町村はサービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、区市町村に提出します。

区市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。

「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。その後サービス利用が開始されます。



※障害支援区分とは

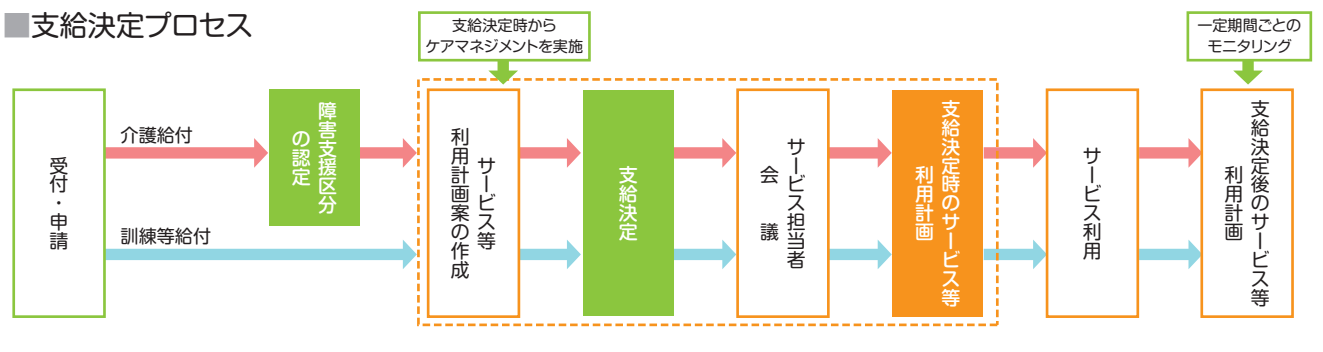
障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1から6：区分6の方が必要度が高い。）に分けられます。

移動や動作等に関連する項目（12項目）、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）、意思疎通等に関連する項目（6項目）、行動障害に関連する項目（34項目）、特別な医療に関連する項目（12項目）の計80項目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえて区市町村が認定します。

※同行援護の利用申請の場合は、更に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は行わないものとします。

※訓練等給付を利用する方は原則として障害支援区分の認定は必要ありませんが共同生活援助（グループホーム）を利用する方のうち、介護サービスを利用しようとする方については、障害支援区分の認定が必要となります。

■支給決定プロセス



※サービス等利用計画に基づく支給決定は、平成24年度から段階的に範囲を拡大して実施され、平成27年度からは全ての方が対象となります。

※施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用（障害支援区分3以下）を組み合わせたサービスを平成24年4月以降に新規利用する方は、サービス等利用計画の策定が必須となります。

※指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできます。

○障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担額

利用者負担には、所得に応じた負担上限月額が設定されています（別途個別減免などの負担軽減措置あり）。食費や光熱水費は、原則実費負担です（負担軽減措置あり）。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯		0円(負担はありません)	
低所得	区市町村民税非課税世帯		0円(負担はありません)	
一般1	区市町村民税課税世帯	(障害者の場合) 所得割16万円未満 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円	
		(障害児の場合) 所得割28万円未満 ※20歳未満の入所施設利用者を含みます。	通所支援、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
一般2	上記以外		入所施設利用の場合	9,300円
			37,200円	

自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、平成 18 年 4 月から自立支援医療に移行しています。

○自立支援医療の利用者負担額

利用者負担には、所得に応じた月額負担上限額が設定されています（詳しくは都又は区市町村で確認してください。）。入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）は、原則自己負担です（負担軽減措置あり）。

精神通院医療については、申請により、区市町村民税非課税世帯に属する精神障害者の利用者負担を、都独自に助成等を行い無料としています。

補装具・日常生活用具

○補装具費の支給

支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、区市町村が行います。

○日常生活用具の給付・貸与

給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、区市町村が行います。

補装具 (個別給付)	身体障害者（児）等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
日常生活用具 (地域生活支援事業)	障害者等の日常生活上の便宜を図るための用具

○補装具費・日常生活用具の利用者負担額

補装具費の利用者負担には、所得に応じた月額負担上限額が設定されています（一定所得以上の方は補装具費支給対象外です。）。日常生活用具の利用者負担は、区市町村が決定します。

聴覚障害者意思疎通支援事業

聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行えるよう、意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制を整備します。また、障害者団体等が開催する広域的な行事に意思疎通支援者を派遣します。

（福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課）

中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう区市町村の取組を支援します。

（福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課）

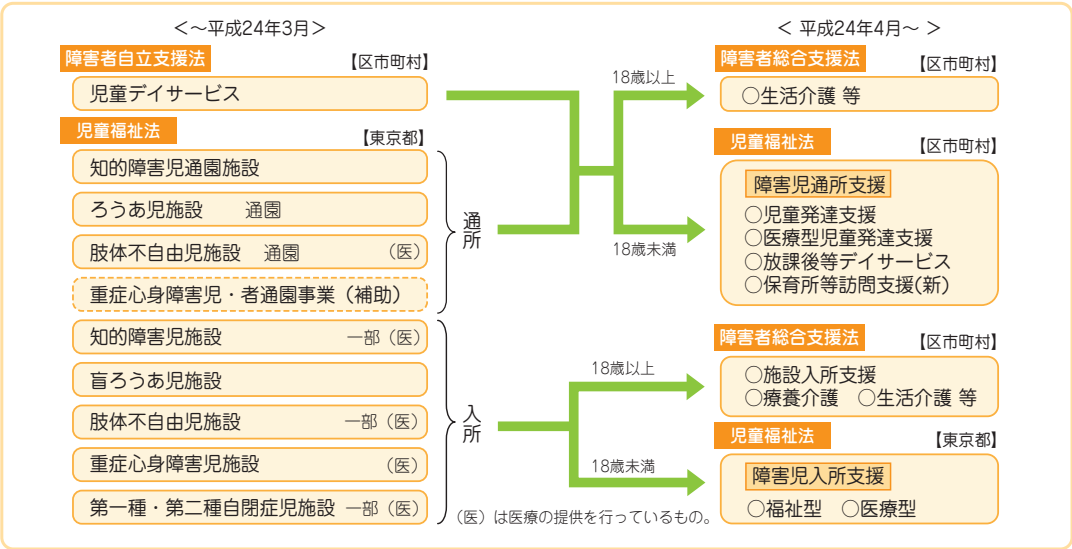
重度訪問介護等の
利用促進に係る区市町村支援事業

重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている区市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援します。

障害者（児）への支援

障害児の支援（施設・事業）

平成24年4月1日から、児童福祉法に基づく障害児を対象とした施設・事業が変わりました。従来、障害種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されています。また、18歳以上の障害児施設入所者については、障害者総合支援法の障害者施策で対応することになりました。



※平成25年4月に、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されました。

地域移行とサービス基盤整備の促進

長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤の充実に取り組んでいます。

地域での生活基盤の整備

障害者（児）が地域で自立して生活できるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、居住の場となるグループホームや日中活動の場となる通所施設、ショートステイなどの地域生活基盤の整備を促進します。（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

定期借地権の一時金に対する補助

公有地または民有地に定期借地権を設定して整備を行う事業者に対して、一時金の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

借地を活用した障害者（児）施設 設置支援事業

新規

国有地または民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

障害者地域生活移行・定着化支援事業

一部新規

地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者等が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援するとともに、区市町村が障害者の地域生活の継続及び入所者の地域生活移行の促進を目的とした普及啓発事業等、地域の実情に応じた取組を支援します。

また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

障害者単身生活サポート事業

一部新規

障害者グループホーム利用者が一般住宅等での単身生活を望む場合に、移行及び定着のための支援をします。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

グループホーム地域ネットワーク事業

新規

地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化を進めることで、援助の質の向上を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

短期入所開設準備経費等補助事業

新規

短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、短期入所の設置促進を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課）

精神障害者地域移行体制整備支援事業

いわゆる「社会的入院」の状況にある精神障害者への

働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、グループホームの専用居室を活用した体験宿泊などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者や従事者の登録等を行います。

（福祉保健局障害者施策推進部計画課）

ヘルプマークの推進

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、「ヘルプマーク」（P.42参照）の普及啓発を行います。

また、区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配付や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部計画課）



ヘルプカード活用促進事業

障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」（P.42参照）の活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。（福祉保健局障害者施策推進部計画課）

障害者理解促進事業

障害及び障害のある方への理解を促進するため、ホームページ等により広く都民に対して普及啓発を実施します。

（福祉保健局障害者施策推進部計画課）

都営住宅

都営住宅募集の抽せん方式では、当せん率が一般世帯より5倍又は7倍高くなる制度があります。

また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

（住宅供給公社都営住宅募集センター）

地域移行促進コーディネート事業

入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互間の連携を図りながら、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

身近な地域の医療支援体制の充実

精神障害者、重症心身障害児（者）、発達障害者（児）及び高次脳機能障害者への支援について、多様な施策展開により充実を図っています。

地域における精神科医療提供体制の整備

一般診療科との円滑な連携を構築するとともに、精神科病院と診療所等の連携を強化し、身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる体制整備を推進します。区市町村、保健所等関係機関と連携し、医療中断等により地域での安定した生活が難しい精神障害者に対するアウトリーチ支援を行います。また、精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の精神科以外の一般診療科医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行います。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）

重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業

在宅重症心身障害児（者）の診療を行うかかりつけ医を増やすため、療育施設が中心となり、専門医療機関、療育施設、診療所等に対する研修等を行うとともに、患者家族等の介助者や医療関係者等に対して療育診療に関する情報発信を行います。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

重症心身障害児在宅療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）の家庭に看護師等を派遣し、看護技術の指導や療育相談を行います。また、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を行うとともに、研修の実施等により地域の訪問看護師のレベルアップを図るなど、重症心身障害児の支援の充実を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

重症心身障害児（者）短期入所（受入促進員配置）

ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

重症心身障害児（者）通所委託（受入促進員配置）

民間の医療型施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

重症心身障害児（者）通所運営費補助事業

在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、療育を実践するため、都が区市町村を通じて通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

重症心身障害児施設における看護師確保対策事業

医療型障害児入所施設、療養介護事業所等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実を図ることにより、看護師の確保・定着を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）

発達障害者支援体制整備推進事業

発達障害児（者）支援体制の充実を図るため、区市町村の相談支援員や、医療従事者など専門的人材の育成を進めます。また、発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関連携など、区市町村の支援体制の構築を支援します。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）

高次脳機能障害者支援普及事業

高次脳機能障害者の支援拠点である心身障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害者とその家族に対する専門的な相談支援を実施するとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの構築や人材育成研修、都民への広報・啓発等を実施し、支援の充実を図ります。

また、高次脳機能障害のリハビリ中核を担う病院にアドバイザーを配置し、リハビリ技術や個別支援の相談に応じるとともに、医療従事者を対象とした人材研修を行う「専門的リハビリテーションの充実」事業を実施します。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者とその家族に対する相談支援を実施するとともに、地域の医療機関や就労支援センターなど関係機関との連携を図り、身近な地域での支援の充実を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）

自立に向けた就労促進策の拡充

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。
(福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課)

■東京労働局管内の障害者の雇用状況

	一般の 民間企業	特殊法人・ 独立行政法人	地方公共団体 ※1
法定雇用率	2.0	2.3	2.3
実雇用率	1.77	2.31	2.55

※1 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

※2 平成18年4月1日から、精神障害者は実雇用率に算定されている。

資料：厚生労働省東京労働局（平成26年6月1日現在）

東京都障害者就労支援協議会による連携強化

経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関で連携しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。

雇用にチャレンジ事業

知的障害者、精神障害者が一般企業への就職に向けた職場経験を積むため、都庁におけるチャレンジ雇用（非常勤職員雇用・臨時職員雇用）を推進します。

就労支援体制レベルアップ事業

区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図ります。

就労支援機関等スキル向上事業

新規

就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業と就労を希望する障害者のマッチングに関する技術や、精神障害、発達障害などの障害特性に関する研修などを行い、支援力の向上を図ります。

精神障害者就労支援連携強化事業

新規

就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図ります。

企業就労意欲促進事業

福祉施設等から、職場実習又は施設外就労を受け入れようとする企業等が、受入れのために必要な企業内設備の整備等に要する経費に対して補助することにより、実習等の受入れを確保します。

区市町村障害者就労支援事業

区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供できるよう、身近な地域での相談・支援体制を強化します。

福祉施設における工賃アップの推進

区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。また、工賃引上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた機運の醸成を図ります。

受注促進・工賃向上設備整備費補助事業

受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。

共同受注マッチングモデル事業

障害者福祉施設における受注の拡大や工賃向上を図るため、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施し、広域的な共同受注体制について検証します。

福祉・トライアルショップの展開

新規

就労継続支援B型事業所等における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図るため、自主製品に係る実態調査等を実施するとともに、製品を販売するトライアルショップの開設に向けた準備を行います。

障害者による地域緑化推進事業

障害者に就労の機会を提供するため、区市町村が、公園等の都市空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出し、保全する事業に取り組むことを支援します。

作業所等経営ネットワーク支援事業

福祉施設で働く障害者の工賃アップを目指して、区市町村が地域の複数の作業所等をネットワーク化し、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大などの活動に取り組むことを支援します。

精神障害者社会適応訓練事業

個人や企業などの協力事業所に委託して、精神障害者の社会復帰及び社会経済活動への参加を促進するために必要な訓練を行います。

職業訓練と職業相談

公共職業訓練施設として東京障害者職業能力開発校があります。就職等に関する相談は公共職業安定所や東京障害者職業センターなどで行っています。

(産業労働局雇用就業部能力開発課)
(厚生労働省東京労働局) (東京障害者職業センター)

東京ジョブコーチ支援事業

都独自に養成した「東京ジョブコーチ」が、障害者を雇用する企業へ出向いて障害者、企業双方への支援を行うことにより、職場定着を図ります。

(産業労働局雇用就業部就業推進課)

ジョブコーチ支援事業

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、知的障害者、精神障害者等の職場対応を容易にするため障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づき、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細やかな人的支援

を行うこととしています。

このため東京障害者職業センターにジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、東京障害者職業センターと連携しながら、職場適応援助者助成金を活用して支援を実施しています。

(東京障害者職業センター)



聴覚障害者が働く駅構内の洋菓子店



知的障害者が働くベーカリーの販売コーナー

障害者スポーツの振興

障害の有無に関わらず、誰もがスポーツに親しめる「スポーツ都市東京」の実現を目指し、障害者スポーツの情報発信・普及啓発や環境整備を行うとともに、2020年パラリンピック競技大会等国際大会を見据えた競技力向上事業を実施します。

障害者がスポーツに親しむきっかけや環境づくり

○情報発信と普及啓発

障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」の運営や、障害者スポーツのイベント「チャレスポ! TOKYO」の開催等により、障害者スポーツの理解促進・普及啓発を推進するとともに、障害者がスポーツを始めるきっかけづくりを行います。



HP <http://tokyo-shospo-navi.info/>



○場の開拓と整備

地域における障害者スポーツの取組を促し、身近な地域で、スポーツを楽しむことができる環境を整備します。

○人材の育成・確保

スポーツ関係者を対象としたセミナーの開催や障害者スポーツ指導員の資格取得の促進、指導員研修の開催により、障害者のスポーツ活動を支える人材の育成と資質向上を推進します。

○競技力向上

パラリンピックなど国際大会で活躍する障害のあるアスリートの輩出に向けた、競技者の発掘や選手の育成・強化を行います。

(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部)

東京都障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣

スポーツを通じて、障害者が自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害者に対する理解の増進を図ることにより、障害者の自立の促進に寄与し、障害者スポーツの振興を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。

また、この大会は、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会の選手選考会を兼ねています。

(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部)

障害者スポーツセンター

障害のある人がスポーツやレクリエーションを楽しむように、プールや体育館などのスポーツ施設、集会室、宿泊施設、医事相談機能を備えた障害者スポーツ施設(2施設)があります。(P.87参照)

(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部)

社会参加の支援

一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる日中活動の場の確保等を通じた社会参加の推進に取り組んでいます。
(福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課)

コミュニケーション手段の確保と情報提供

障害者の社会参加を促進するため、次の事業を実施しています。

- 盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣
- 盲ろう者支援センター事業
- 視覚障害者用図書レファレンスサービス
- 視覚障害者用図書の製作・貸出
- 点字による即時情報ネットワーク
- 点字録音刊行物作成配布
- 手話通訳者の養成、要約筆記者の養成
- 中途失聴者・難聴者対象の手話、読話講習会
- 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出
- 字幕入り映像ライブラリー製作・貸出

手話のできる都民育成事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及啓発を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げます。

障害者IT支援総合基盤整備

障害者のITに関する利用相談や情報提供、展示などを行っています。また、地域における障害者IT支援者の養成を行っています(P.87参照)。

身体障害者補助犬の給付

身体障害者に対し、身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付します。



身体障害者補助犬(介助犬) 提供：社会福祉法人日本介助犬協会

障害者休養ホーム

障害者(児)が家族や仲間とくつろげる宿泊施設を指定し、施設利用料の一部を助成します。

東京都障害者福祉会館

障害者の福祉の増進を図るため、集会室の利用公開、相談などを実施しています(P.87参照)。

障害者(児)に対する医療支援・手当の支給

障害者(児)に対する医療費の助成や、必要なときに適切な医療が受けられるような医療制度の充実などの取組を進めています。

心身障害者(児)医療費の助成

重度の障害のある方を対象に、一定の要件を満たす場合には、医療費の自己負担の一部を助成しています。
(福祉保健局保健政策部医療助成課)

精神障害者医療費の助成

自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分の一部や18歳未満の方の入院医療費の一部を助成しています。
(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)

手当の支給

身体障害者(児)、知的障害者(児)に対する経済的負担の軽減を目的に、手当の支給を行っています。国の制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当があります。都の制度として、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当などがあります。

(心身障害者福祉センター)

心身障害者(児)歯科診療

心身障害者(児)を対象に、東京都立心身障害者口腔保健センターや心身障害児施設などで専門の歯科診療を行っています(P.87参照)。

(福祉保健局医療政策部医療政策課)

精神科救急医療体制

公立及び民間病院等の協力を得て、夜間休日の精神科救急医療を実施しています。また、夜間においては精神科の初期救急や、身体合併症を含む二次救急にも対応し、救急医療体制の充実を図っています。

(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)

精神保健指定医による診察

精神保健福祉法に基づき申請、通報又は届出のあった者について精神保健指定医による診察を行い、精神障害者への医療や保護を実施しています。診察の結果、精神障害者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれが著しいと認められた場合には、国・都立病院や指定病院に入院させる制度があります。

(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)

障害に関する相談・療育支援

障害者（児）やその家族などが抱える生活上の問題の相談窓口として、児童相談所（都）や福祉事務所（区市・都）、保健所（区・都）を設置しているほか、専門的な機関等を設けています。

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所として、補装具の判定、愛の手帳の判定・交付、身体障害者手帳の交付業務や区市町村に対する専門的支援などを行っています。

高次脳機能障害専用電話相談

東京都心身障害者福祉センターでは、高次脳機能障害者の支援拠点として本人・家族への相談・支援等を行っています。

（総合）精神保健福祉センター

（総合）精神保健福祉センターでは、精神障害者に対して専門職が医療や自立生活などの相談に応じ、適切な指導や援助を行っています。また、精神医療審査会の事務や自立支援医療費（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する審査・決定事務などを行っています。

発達障害者支援センター

相談支援、発達支援、就労支援などを行う専門機関です。自閉症など発達障害を有する障害児（者）とその家族に対して、関係機関と連携しながら各種相談や支援を行います。

夜間こころの電話相談

夜間に、臨床心理士や精神保健福祉士などによるこころの健康に関する相談を行っています。

(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)

小児総合医療センターこころの電話相談室

子供の発達やこころの問題、受診への迷いなどについて、臨床心理士が、電話での相談に応じます。

(病院経営本部 小児総合医療センター)

障害者虐待への対応

障害者虐待に関する相談や通報等については、区市町村その他関係機関と連携して対応しています。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した方や、障害者虐待について相談したい方は、区市町村障害者虐待防止センター又は東京都障害者権利擁護センターに御連絡ください。

また、区市町村の担当職員及び施設・事業所の管理者等を対象に、障害者虐待及び強度行動障害について理解を深め、専門性の強化を図るための研修を実施しています。

(福祉保健局障害者施策推進部計画課)

障害に関するシンボルマーク等

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します（各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。）。

	■ 障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	■ 盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	■ 身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	■ 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	■ 耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046 E-mail zennancho@zennancho.or.jp HP http://www.zennancho.or.jp/
	■ ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1408
	■ オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	■ ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 HP http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/

◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配付するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

（ステッカー）



◆ ヘルプカード

障害者が、緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で統一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害者が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

（表面：上部は都内統一デザイン）



（裏面：参考様式①）

下記に連絡してください。

私の名前

(ア) 連絡先の電話

連絡先名（会社・機関等の場合）

呼んでほしい人の名前

(イ) 連絡先の電話

連絡先名（会社・機関等の場合）

呼んでほしい人の名前

（裏面：参考様式②）

耳が不自由です。

（指差して使います。）

☐ 筆談で話してください。

☐ 手話通訳者を探しています。

☐ 何が起きているのか紙に書いて教えてください。

☐ 電話してください。

警察 消防車 救急車 タクシー

☐ 分かるように合図してください。

(4) 生活福祉の推進

「自立の助長」をより重視した生活保護制度、生活困窮者の個々の状況に応じた支援を行う生活困窮者自立支援制度、都区共同によるホームレスの自立支援、低所得者の生活安定に向けた支援、高齢者や障害者を始め、だれもが自由に行動し、社会参加できる「福祉のまちづくり」、質の高い安定した福祉サービスの提供を担う福祉人材の確保・定着など、対象者別の福祉を総合的・横断的に支える施策を進めていきます。

生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

(福祉保健局生活福祉部保護課)

生活保護の仕組み

生活保護は、一般勤労世帯の消費支出などを基にして、厚生労働大臣が定める保護の基準によって保護が行われるものです。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれ、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて適用されます。保護費は原則として金銭で給付されますが、医療や介護は現物給付されます。また、保護施設に入所し保護を受ける場合もあります。なお、生活保護制度は平成26年度の法改正により、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった方へ給付する就労自立給付金が創設されるなど、自立を促進するための改正が行われました。

＊保護施設には、救護施設（10か所）、更生施設（10か所）、宿所提供施設（6か所）があります（平成27年3月末現在）。

〈生活保護の現状〉

都内で保護を受けている人は、295,044人、世帯数では228,929世帯、保護率（人口千人に対する比率）は22.0%です（平成26年11月現在）。

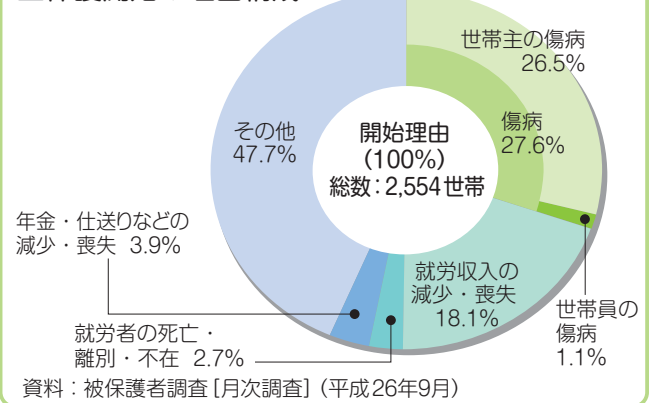
世帯類型別では、高齢者世帯が48.0%で最も多く、

傷病・障害者世帯が28.3%、その他世帯が18.1%、母子世帯が5.6%です。また、単身世帯が80.0%と大半を占めています（平成26年11月現在）。

生活保護の相談・申請

生活保護は、保護を必要とする本人又は、その扶養義務者、同居の親族の申請に基づいて開始します。相談や申請は、最寄りの福祉事務所（島しょ部は支庁）が行っています。

保護開始の理由構成



無料低額宿泊所における居住環境改善への取組

社会福祉法第2条第3項第8号に規定される無料低額宿泊所は、生計困難者に対して無料又は低額な料金で居室を提供し、日常生活支援などを行っています。

(福祉保健局生活福祉部保護課)

無料低額宿泊所における居住環境改善への取組

東京都は居住環境改善のため、平成15年4月に独自に策定した「宿泊所設置運営指導指針」などに基づき指導を行っています。なお、利用者の住環境のさらなる向上及び施設運営の適正化を図るため、平成26年8月に「宿泊所設置運営指導指針」の改定を行いました。

「寄りそい型宿泊所事業」の実施

身体機能が低下し、見守りが必要な低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。（平成27年4月1日施行）

（福祉保健局生活福祉部生活支援課）

生活困窮者自立支援制度の仕組み

本制度は、区市（町村部については都）が実施主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）があり、自立相談支援機関において策定される自立支援計画に基づき、各種支援が行われます。

（必須事業）

①自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を実施します。

②住居確保給付金の支給

離職により住居を失った方に対し、家賃相当額を有期で給付します。

（任意事業）※任意事業の実施については、自治体によって異なります。

①就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施します。

②一時生活支援事業

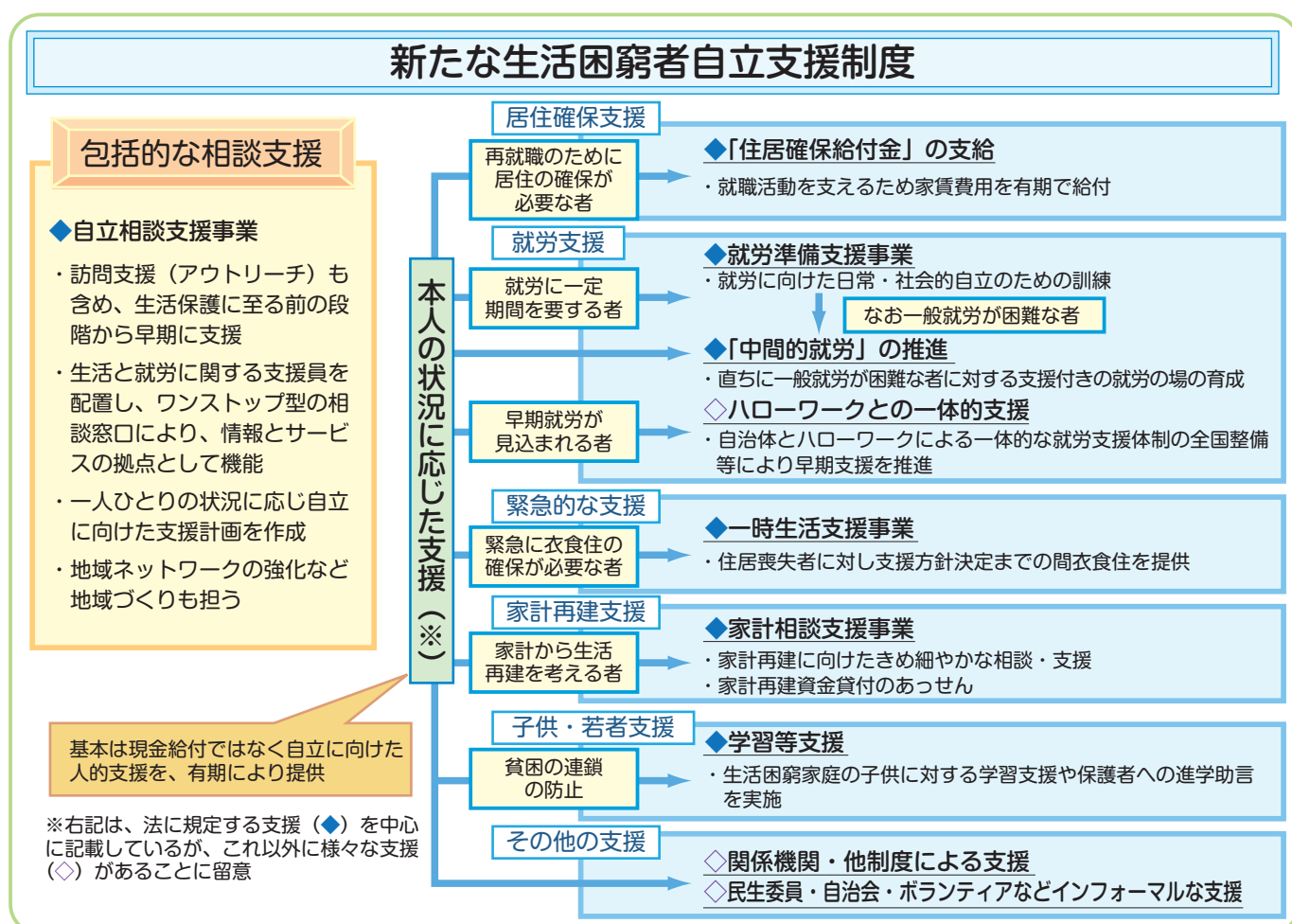
住居のない方に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行います。

③家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行います。

④子供の学習支援事業

生活困窮家庭の子供に対して、学習支援や保護者への進学助言等を行います。



生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。

(福祉保健局生活福祉部生活支援課)

総合支援資金

日常生活全般に困難を抱えた世帯に対して、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費や一時的な資金の貸付を行う制度です。

教育支援資金

所得の少ない世帯の方が高等学校、大学等へ入学する際に必要な資金や就学に必要な資金の貸付けを行う制度です。

福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立した生活を送るために、一時的に必要であると見込まれる資金の貸付を行う制度です。

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行う制度です。

※上記各資金の相談や貸付申請は、お住まいの地区の社会福祉協議会で受け付けています。

新生活サポート事業

経済的理由によって生活困難な状況にある人たちに対して、生活相談を行うとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、生活を支援する制度です。

(福祉保健局生活福祉部生活支援課)

多重債務者生活再生事業

生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある人たちに対して、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金の貸付けを行います。

自立生活スタート支援事業

社会的養護の必要な児童等が児童養護施設等を退所後、就学・就職するに当たり必要な資金の貸付け及び相談援助を行います。

地域生活定着促進事業

高齢であり、又は障害を有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対して、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

(福祉保健局生活福祉部生活支援課)

低所得者・離職者対策

生活に困窮する低所得者や離職者が将来に向かって明るい展望を持ちながら安定した生活ができるよう、国や区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。

(福祉保健局生活福祉部生活支援課)

生活困窮者支援体制整備事業

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により、生活困窮者支援の主体となる区市が必須事業である自立相談支援だけでなく、地域の実情やニーズに応じて就労準備支援や家計相談支援、学習支援などの任意事業に取り組めるように支援を行い、生活困窮者の総合的支援体制を都内全域に整備していきます。

受験生チャレンジ支援貸付事業

収入が一定水準以下である世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、中学3年生、高校3年生を養育している方に学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸し付けます。高校や大学等に入学した場合は返済が免除になります。

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業

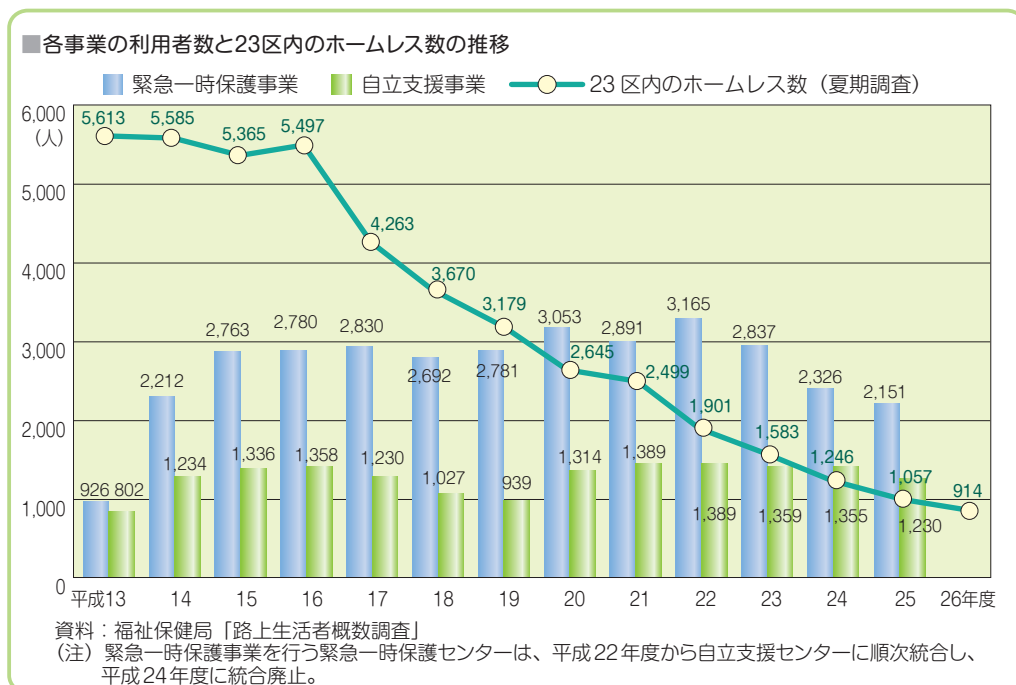
住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら、不安定な仕事に就いている方や離職者等を対象として、区市等と連携して各相談業務を実施しています。①生活環境や健康状況等を把握する

生活相談、②民間賃貸物件の区市等への情報提供、賃貸借契約支援、家賃保証支援、③職業相談、職業紹介、④住宅資金や生活資金の貸付け、⑤介護資格取得支援などです。これらのサポートを通じて利用者の自立した安定的な生活の促進を図っています。

ホームレス対策

ホームレス問題は、ホームレス自身の個人的要因に加え、景気の低迷、地域コミュニティの希薄化などの社会的要因が絡み合って生じたものであり、問題の解決には福祉・就労・住宅・保健・医療などの分野にわたって総合的に取り組むことが必要です。東京都は、特別区と共同してホームレス対策に取り組んでいます。

(福祉保健局生活福祉部生活支援課)



ホームレスの現状

23区内のホームレス数は、都区共同事業である自立支援システムや生活保護の適用などにより、平成11年度の5,798人をピークに以後漸減傾向にあります。平成26年8月調査では、対前年比143人減の914人となりました。一方、高齢層におけるホームレス生活の固定化・定着化の進行や路上生活まで至っていないホームレスとなるおそれのある者の存在などが課題となっています。

自立支援センター

都は特別区と共同して、ホームレスの自立支援システムを構築し、早期の社会復帰に向けた自立支援に取り組んでいます。

○緊急一時保護事業（心身の健康回復とアセスメント）

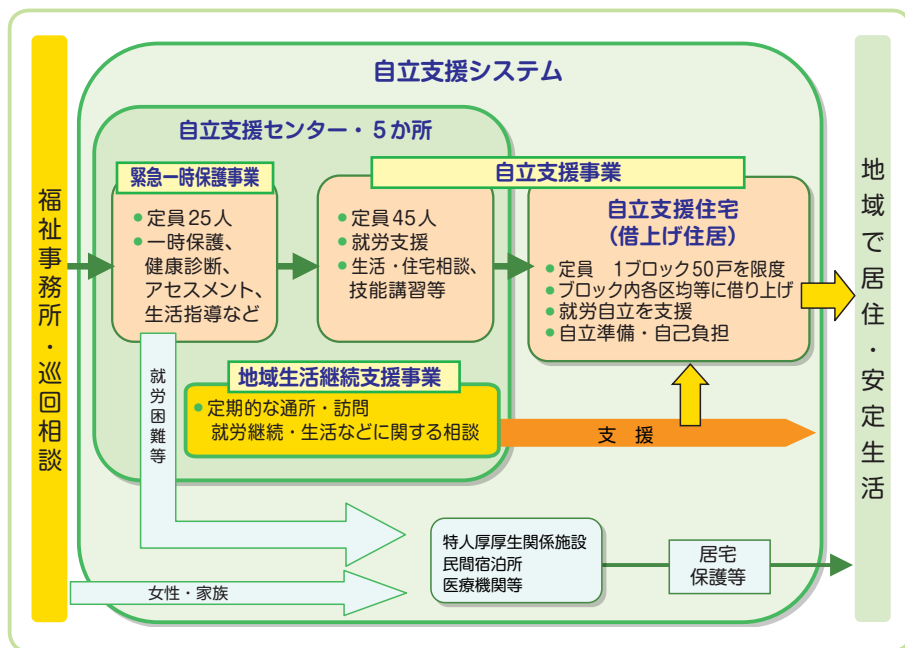
ホームレスを一時的に保護し、2週間程度食事などの提供、生活相談を行い、以後の自立支援事業につなぎます。

◇利用累計34,955人、終了者34,900人
 （平成26年12月末現在）

○自立支援事業（自立支援プログラム）

就労による自立を目指して緊急一時保護事業から通算して6か月程度入所し、生活相談や健康相談、公共職業安定所と連携した職業相談などの支援を行います。

◇利用累計17,350人、終了者16,882人
 ⇒就労自立者8,209人（平成26年12月末現在）



巡回相談事業

ホームレスが生活している場所を巡回し、面接相談を行い、自立支援センターなどのホームレス対策事業の紹介を行っています。また、自立支援センターなどの退所者を対象に、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行い、再び路上生活者に戻らないよう支援しています。

山谷対策

台東区、荒川区にまたがる、いわゆる「山谷地域」の簡易宿所密集地を中心に生活している日雇労働者などに対して、雇用の安定、福祉や保健衛生の向上などに取り組んでいます。（福祉保健局生活福祉部生活支援課）

山谷地域の変容

山谷地域の簡易宿所の宿泊者数は、現在はピーク時の1/3以下になっています。平均年齢は64歳を超えるなど高齢化が進行して、生活保護を受給する人が増えています。

公益財団法人 城北労働・福祉センター

関係機関と連携して、山谷地域の日雇労働者への職業紹介・労働相談・生活相談・医療相談・応急援護などを実施しています。

電話 03-3874-8089

（福祉保健局生活福祉部生活支援課、産業労働局雇用就業部就業推進課）

戦争犠牲者への援護など

先の大戦における戦争犠牲者に対して、追悼式を行うとともに各種の援護を行っています。

追悼式

先の大戦で戦没された人々の慰霊を行うとともに、関係御遺族を慰藉するため、毎年、戦没者追悼式（8月15日）、南方地域戦没者追悼式（10月）、硫黄島戦没者追悼式（5月～7月頃）を行っています。

（福祉保健局生活福祉部計画課）

旧軍人などに対する援護

旧軍人や戦没者の遺族、戦傷病者など戦争の犠牲になった人に対して、恩給や年金の相談・申請受付などを行っています（決定は総務省や厚生労働省が行います。）。

戦傷病者に対しては、戦傷病者手帳を交付して、療養の給付や補装具の支給を行っています。

また、終戦時東京都に本籍のあった旧陸軍軍人・軍属の軍歴証明書を交付しています。

（福祉保健局生活福祉部計画課）

中国帰国者等に対する援護

中国などからの永住帰国者に対しては、都庁内に中国帰国者の相談窓口を設置し、中国語の相談通訳員が各種の相談に応じています。

平成20年度からは中国帰国者等の老後の生活の安定を図るため、区市（町村部は都）において支援給付等を実施しています。窓口には、中国語の話せる支援・相談員が配置されています。

（福祉保健局生活福祉部生活支援課）

被災者への支援

東京都では、区市町村や関係機関と連携した予防・応急対策や復旧を行うため、全庁的な地域防災計画、震災対策事業計画などを策定するとともに、各局においても活動マニュアルを整備するなど、災害に対して迅速に対応できる体制整備に努めています。

災害救助用物資の備蓄・提供

災害の発生に備えて、アルファ化米・クラッカー・即席麺・毛布・敷物などの食料や生活必需品、乳幼児用として調製粉乳・哺乳瓶を備蓄し、災害発生時には速やかに区市町村へ提供します。

（福祉保健局生活福祉部計画課、少子社会対策部家庭支援課）

被災者への生活支援

自然災害により著しい被害を受け、生活再建が困難な世帯に対し被災者生活再建支援金（国制度）を支給するとともに、住宅、家財などに被害を受けた世帯に対し、当面の生活資金として災害援護資金（国・都制度）の貸付けを行います。（福祉保健局生活福祉部計画課）

福祉保健局職員による災害対策

応急救助活動として、救助物資の輸送や配分、避難

者の移送や避難所の運営支援、高齢者や障害者などの要配慮者対策に係る支援、義援金の募集や配分などを担っています。

災害時要配慮者対策の推進

区市町村が行う、要配慮者支援体制整備や緊急性・特殊性を有する在宅人工呼吸器使用者の災害対策を支援し、地域の取組を推進していきます。

（福祉保健局総務部総務課、保健政策部疾病対策課）

大島町土砂災害に対する福祉保健局の主な対応

被災者生活再建支援制度（国制度）による支援金の支給や大島町被災者生活再建支援事業（都制度）による住宅の補修経費等の補助などで、町民の生活を支援しています。

（福祉保健局生活福祉部計画課）

福祉のまちづくり

東京都では、高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進しています。

（福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課）

福祉のまちづくり条例

条例では、建築物、道路、公共交通施設などを「都市施設」として定め、そのうち公共性の高いものを「特定都市施設」として、新設又は改修の際に施設を円滑に利用できるよう「整備基準」を遵守することとして届出を義務付けています。また、整備基準に適合する都市施設には、請求に基づき、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付しています。



福祉のまちづくり整備基準適合証

福祉のまちづくり推進計画

福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「東京都福祉のまちづくり推進計画」（平成26年度～平成30年度）を策定し、区市町村、事業者、都民等と協働して、福祉のまちづくり施策の推進に積極的に取り組んでいます。

福祉のまちづくり普及推進活動

福祉のまちづくりは、都民、事業者、行政が相互に協力して推進することが不可欠です。このため、「福祉のまちづくりホームページ」の運営、「福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈」などを行っています。

○情報バリアフリーに係る充実への支援 **新規**

バリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、様々な障害特性等に配慮した多様な情報伝達手段の整備促進を図る区市町村を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。

○ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築 **新規**

公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築していきます。

○心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 **新規**

学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発など、区市町村の様々な取組を促進し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図っていきます。

○障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組

健常者が駐車してしまうことにより、車いす利用者など必要な方が十分に利用できない実態があることから、ガイドラインなどを活用し、都民や施設管理者に対して普及啓発を行っています。

福祉人材の養成・確保

介護保険制度等により、利用者のサービス選択が進む中で、サービス提供を担う福祉人材の養成や資質の向上は、ますます重要になっています。

(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)

介護員などの養成研修

介護員、移動支援従業者等を養成する研修事業者を指定しています。都が指定し一般公募を行っている研修は、福祉保健局ホームページに掲載しています。

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/koza/helper/index.html>

東京都福祉人材センター

一部新規

福祉人材の育成、確保の総合拠点として、福祉業界の魅力を発信するとともに、就労あっせんを行っています。

また、次世代の福祉を担う人材を育てるとともに、福祉の仕事に従事する方が、安心して働き続けられるよう、様々な取組を行っています。

○新規人材の確保

福祉の仕事就職フォーラムや福祉業界合同採用試験を開催しています。

○就職・再就職に向けた支援

専門相談員による就職相談のほか、再就職に向けて介護技術等を学び直す研修を開催しています。

○普及・啓発

福祉の仕事イメージアップキャンペーンを実施しています。

○次世代の介護人材確保事業

中高生などを対象に施設見学バスツアーや学校訪問セミナーを開催しています。

○人材定着・離職防止相談支援事業

人材定着・離職防止の観点から、福祉の仕事に従事する方が抱える様々な悩みや不安などの相談に応じています。また、相談の結果、やむなく離職される方には、資格、経験が活かせるよう、福祉・介護業界内での転職を支援しています。

○研修講師の派遣

介護福祉士養成施設等の講師を福祉施設・事業所に派遣し、職場での人材育成を支援しています。

○職場研修実施サポート

福祉施設・事業所が自ら職場研修実施ができるよう相談対応・アドバイスを行っています。また、職場研修実施のための手順をまとめた手引を作成しています。

HP <http://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/index.html>

電話 03-5211-2860

介護人材確保に向けた学校説明会の実施 **新規**

介護の仕事に興味・関心をもつ方を増やしていくため、養成施設を利用した説明会を開催します。また、先駆的な施設等を紹介する実習教材用DVDを作成し、福祉現場のイメージアップを図っていきます。

介護福祉士等修学資金の貸付け

介護福祉士等の国家資格取得を支援するための貸付制度で、都の指定する社会福祉施設等で、5年間就労した場合に償還が免除されます。貸付の受付は、東京都福祉人材センターで行っています。

人材バンクシステムの構築

福祉人材をそれぞれのライフステージに応じた効果的な情報提供や職業紹介等を行うため、福祉人材に関する情報を一元的に管理する人材バンクシステムの構築に向けた調査を行います。(福祉保健局総務部企画政策課)

組織マネジメントテキスト

福祉・介護施設の利用者に提供されるサービスの質の向上を図るため、従事者が継続して勤務しつつキャリアアップできる組織の環境づくりが進められるよう、下記ガイドラインを作成しています。

また、このガイドラインに掲載したモデル事業のその後の状況や成果などを新たにまとめた「社会福祉施設における組織マネジメント実践テキスト」を作成し、ホームページに掲載しています。

○作成したガイドライン

「社会福祉施設におけるリスクマネジメント」

「社会福祉施設における情報管理」

「社会福祉施設における人材育成マネジメント」

「社会福祉施設における組織管理」

「社会福祉施設におけるサービス管理」

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushijinzei/teichakuikusei/jigyoshashien/index.html>

民生委員・児童委員

都内の各地域に配置され、地域で暮らしている高齢者・障害者、子育てに悩んでいる人、生活に困っている人などの福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行っています。また、福祉事務所や児童相談所など関係機関に対する協力活動も行っています。民生委員は児童委員を兼ねており、児童問題を専門的に担当する主任児童委員も配置され、児童虐待への対応など子供たちの健全育成に力を注いでいます。都は民生委員・児童委員と連携し、高齢者の見守りや子供と家庭に関する支援体制の強化などに取り組んでいます。東京都民生委員・児童委員の定数は10,263人、そのうち778人が主任児童委員です(平成27年4月現在)。民生委員・児童委員の家の目印は、青い門標です。



民生委員・児童委員の門標



東京都民生委員・児童委員キャラクター ミンジ

民生・児童委員協力員事業

平成19年度から各地域で民生・児童委員に協力して活動する民生・児童委員協力員を配置しています。地域で様々な福祉活動を行っている民生・児童委員の活動を地域にお住まいの協力員が補佐することで、地域福祉の充実を図ります。協力員は、各区市町村からの推薦を受け、都知事が委嘱しています。

(5) 医療提供体制の確保

東京都では、365日24時間、安心・安全の医療と患者中心の医療の実現を目指して、都民が症状に合った適切な医療サービスを受けられ、かつ自らが主体的に医療に参加できるようにするための地域医療システムの構築、救急医療の充実、在宅医療の充実等に取り組んでいます。

医療施設の現状

都内には、我が国を代表する高度な医療を提供する大学病院から、地域に密着した身近な医療を提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療施設が存在しています。

■医療施設数
(平成24年10月1日)

		(実数)			率(人口10万対)		
		全 国	東京都		全 国	東京都	
			総 数	区 部		総 数	区 部
病院数	(所)	8,565	641	420	6.7	4.8	4.7
病院病床数	(床)	1,578,254	127,483	79,246	1,237.7	963.6	880.9
内 訳	一般病床数	(床)	898,166	81,476	704.4	615.8	661.4
	療養病床数	(床)	328,888	21,815	257.9	164.9	129.6
	精神病床数	(床)	342,194	23,409	268.4	176.9	85.4
	結核病床数	(床)	7,208	638	5.7	4.8	3.3
	感染症病床数	(床)	1,798	145	1.4	1.1	1.1
一般診療所数	(所)	100,152	12,711	9,691	78.5	96.1	107.7
歯科診療所数	(所)	68,474	10,620	8,315	53.7	80.3	92.4
一日平均外来患者数	(人)	1,397,864	146,023	111,423	1,096.2	1,103.7	1,238.6
一日平均在院患者数	(人)	1,287,181	102,063	61,559	1,009.4	771.5	684.3
病床利用率	(%)	81.5	80.1	77.7			

資料：厚生労働省
「平成24年医療施設調査」
「平成24年病院報告」

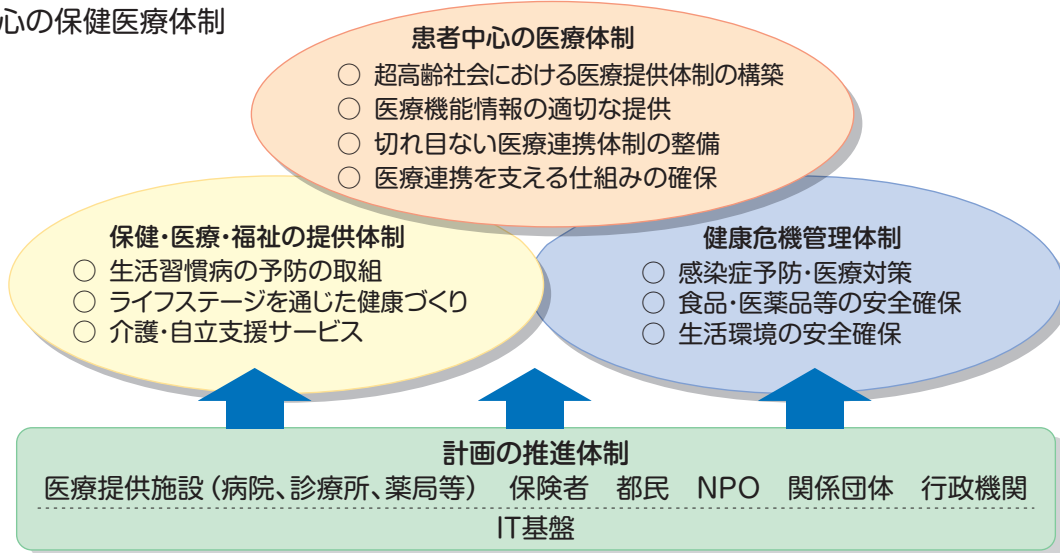
東京都保健医療計画

東京都では、平成25年3月、「東京都保健医療計画」の改定を行いました。この計画は、都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする基本的かつ総合的な計画としての性格を持つものです。

計画の基本理念

- 安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立った保健医療情報の提供や患者中心の医療の実現に向けて急性期から在宅療養に至る切れ目のない医療提供を確保します。
- 患者中心の医療体制を支えるとともに、保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支え合う体制の充実を進めていきます。

■都民中心の保健医療体制



■保健医療圏

保健医療施策を総合的に推進するため、保健医療資源の適切な配置を図り、保健医療機関相互の連携を図る地域単位として、一次から三次までの保健医療圏を設定しています。

一次	住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域（＝区市町村）
二次	特殊な医療を除く入院医療を確保するため、病院の病床の整備を図るべき単位（療養病床及び一般病床の基準病床数を算定する単位）であると同時に、医療機関相互の連携を図り、専門的保健サービスとも連携して、都民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域
三次	特殊な医療を提供するとともに、全都的な保健医療サービスを確保していく圏域（＝都全域）

医療に関する情報の提供

都民(患者)が主体的に医療サービスを選択できるよう、東京都では医療機関に関する情報の提供を行うとともに、都民が医療に関する正しい知識を得られるような支援を行っています。（福祉保健局医療政策部医療政策課）

東京都保健医療情報センター

都内の医療機関の所在地・診療時間・診療科目などに関する情報提供や相談対応を行う総合窓口として「東京都保健医療情報センター」を設置しています。

○保健医療福祉相談

都民からの相談や問い合わせに専門相談員が対応しています。

○医療機関案内サービス「ひまわり」

医療機能情報提供制度に基づき、都内の医療機関から報告を受けた情報をインターネットを通じて公表しています。

自宅や勤務先など、指定した住所地に近い医療機関を探すことができ、また、診療科目や外来受付時間、交通手段、診療設備や対応可能な検査など、医療機関の詳細な情報を得ることができます。

- HP <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
携帯電話 <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>
電話 03-5272-0303（自動応答システム又はオペレータ）
FAX 03-5285-8080（聴覚・言語障害者向け）



○外国語による医療情報提供サービス

外国語で診療できる医療機関や日本の医療制度など

について相談員が外国語で案内しています。また、救急で来院された患者が、日本語が不自由なために診療に支障を来すような場合に、電話による通訳サービスを行っています（対応言語：英語・中国語・ハングル・タイ語・スペイン語）。

知って安心暮らしの中の医療情報ナビ

救急受診の方法や相談窓口、入院時の医療費の内容などについて正しく理解し、医療機関を適切に利用いただくため、冊子やホームページでの情報提供を行っています。

- HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi>
携帯電話 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/k/>



東京都こども医療ガイド

0歳～5歳前後の子供の病気に関する基礎知識やケガの対処法などの情報を提供するホームページとして、「東京都こども医療ガイド」を開設しています。

- HP <http://www.guide.metro.tokyo.jp/>
携帯電話 <http://www.guide.metro.tokyo.jp/>



地域医療提供体制の整備

増大・多様化する医療需要に対し、東京都では、地域に不足する医療を量的・質的・機能的に補完・整備し、トータルな地域医療提供体制の確立に取り組んでいます。（福祉保健局医療政策部医療政策課）

疾病ごとの医療連携体制の推進

がんや脳卒中を始めとする生活習慣病は、患者数が多く死亡率が高く、症状の経過に応じて救急医療から福祉サービスまでを視野に入れたきめ細かな対応が必要です。

脳卒中医療連携体制の構築

脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる体制を確保するとともに、急性

期を脱した患者が地域で治療・回復・在宅療養まで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目指します。

糖尿病医療連携体制の構築

予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、糖尿病患者の重症化予防、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携の仕組みを構築することを目指します。

リハビリテーション医療

リハビリテーション医療提供体制の中核となる東京都リハビリテーション病院を設置するほか、地域リハビリテーション支援センター（おおむね二次保健医療圏ごとに指定）を拠点にした従事者への研修など、地域のリハビリテーションの支援を行っています。また、回復期リハビリテーション病棟の確保に対する支援を行っています。

歯と口腔^{こうくう}の健康づくり

都民全てが歯と口腔^{こうくう}の健康を保ち、健康寿命を延ばして豊かな生活ができるよう、独自の歯科保健目標を設定し、その実現に向けて区市町村や関係団体に対する支援などを行っているほか、都立心身障害者口腔保健センターを設置し、心身障害児（者）等の歯科診療や研修事業などを行っています。また、在宅歯科診療の推進として、要介護高齢者等に多く見られる摂食・嚥下障害に対する支援や在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備費補助等を行っています。

在宅療養支援体制の強化

急速な高齢化の進展に対し、一人暮らし高齢者が住みなれた地域で安全・安心して生活できるよう、365日24時間対応可能な在宅療養環境を整備していきます。
（福祉保健局医療政策部医療政策課）

在宅療養環境の整備

病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、区市町村が設置する「在宅療養支援窓口」を中心に医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養環境を整備します。また、在宅医療と介護の連携を促進するために区市町村が実施する取組を支援し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

在宅療養研修事業

病院から在宅への円滑な移行や、より質の高い療養生活を実現するため、病院と在宅スタッフが診療にかかわる知識や理解を相互に深めるとともに、地域で在宅に関わる医療職と介護職双方の連携強化に向けた研修等を実施します。

在宅療養推進基盤整備

新規

医療と介護の関係者がICTを活用して効果的に情報を共有し、在宅療養患者を支えていく体制整備を進めます。

在宅療養移行体制強化

高齢者が安心して在宅療養を受けることができる環境を整備するため、都内の中小病院において在宅移行支援や医療と介護の連携を行う人材を育成・確保します。

在宅医等相互支援体制の構築

在宅医が訪問看護ステーション等と連携し、または在宅医が相互に補完し合いながらチームとして24時間の診療体制を構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図ります。

がん医療対策

がんに負けることのない社会の実現を目指し、都における総合的ながん対策を推進していきます。

東京都がん対策推進計画

平成25年3月に、都における総合的ながん対策計画である「東京都がん対策推進計画」（計画期間：平成25年度から平成29年度まで）を策定しました。計画では、今後、都民の高齢化が急速に進み、がんの患者数及び死亡者数はますます増加していくことが見込まれるため、より一層がん対策を充実・強化していくとともに、小児がんやがん患者の就労に関する相談支援等の新たな課題にも取り組むこととしています。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

がん医療対策

都民に広く高度ながん医療を提供するため、国が指定する「がん診療連携拠点病院」に加え、同等の高度な診療機能を持つ病院を「東京都がん診療連携拠点病院」、がんの発症部位ごとに拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院を「東京都がん診療連携協力病院」として認定し、専門的治療、緩和ケア及び医療連携等の取組を総合的に行っています。

また、がんと診断された時から在宅療養に至るまで様々な場面で切れ目なく緩和ケアを受けられる体制を整備するため、緩和ケアに関する医療従事者の育成等に取り組んでいます。（福祉保健局医療政策部医療政策課）

■東京都がん対策推進計画

全 体 目 標

- 1 がんによる死亡者の減少(がんの75歳未満年齢調整死亡率の20%減少)
- 2 すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上
- 3 がんになっても自分らしく生活できる社会の構築

分 野 別 施 策

がんの予防の推進、がんの早期発見の推進、 がんを予防するための健康教育の推進

- 成人の喫煙率減少と効果的な受動喫煙防止対策の推進
- ウイルスや細菌の感染に起因するがんの予防
- 科学的根拠に基づいたがんを遠ざけるための生活習慣に関する取組の推進
- がん検診の受診率向上施策の推進
- 科学的根拠に基づくがん検診の実施と質の向上
- 子供や成人に対する健康教育及びがんの予防に関する普及啓発の推進

高度ながん医療の総合的な展開

- 患者・家族が安心できるがん医療提供体制の推進
- がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供
- 小児がんに対する総合的な支援体制の構築

患者・家族の不安の軽減

- がんに関する相談支援・情報提供の充実
- 小児がん患者・家族に対する相談支援体制の整備

がん登録と研究の推進

- がん登録の更なる推進
- がんに関する研究の推進

東京都小児がん診療連携推進事業

小児がん医療水準向上のため、都内の小児がん診療に携わる医療機関による診療連携・相互支援のためのネットワークを整備します。

(福祉保健局医療政策部医療政策課)

がん患者の就労等の普及啓発

事業主などに対して、がんに関する正しい理解を広めることにより、がん患者の治療と就労との両立を支援します。

がん研究の促進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、尿から検出される特定の物質の活用や、超高感度同時多項目分析法の応用・高度化により、各種がんの早期発見、治療効果判定を可能にする診断法の開発を推進します。

(福祉保健局総務部企画政策課)

救急医療の充実

不慮の事故や急病にかかった場合、いつでも、どこでも、だれでも、適切な医療が受けられるような医療体制を整備しています。

(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)

■救急患者の受入体制

は都事業、は区市町村事業

		初 期 救 急		二 次 救 急		三 次 救 急	
		軽 症		中 等 症		重 症	
休 日	昼間 9:00～17:00	休日診療(初療) ・内科・小児科・歯科		休日・全夜間診療(入院) ・内科系・外科系・小児科		特殊救急 ・心臓循環器 ・熱傷	
	準夜 17:00～22:00	休日診療(初療) ・耳鼻咽喉科 ・眼科		休日診療(入院) ・眼科		※熱傷は土曜日のみ	
	夜間 17:00～翌9:00	精神科初期		休日診療(入院) ・耳鼻咽喉科			
平 日	準夜 17:00～22:00	準夜診療(初療) ・内科・小児科		精神科二次(身体合併症対応を含む)		※熱傷は土曜日のみ	
	夜間 17:00～翌9:00	小児初期 平日夜間診療		※土曜日のみ			
			精神科初期				
24時間		救 急 告 示 医 療 機 関					

救急医療

○初期救急医療

入院を必要としない軽症の救急患者に対する初期救急医療については、区市町村が行う休日夜間急患センターや在宅当番医制、小児初期救急診療事業の整備について支援しています。

○二次救急医療体制

入院を要する中等症患者等に対応する二次救急医療については、「休日・全夜間診療事業」により、365日24時間の対応が可能な通年固定制の救急医療体制を整備しています。

○三次救急医療体制

生命危機を伴う重篤患者に対する三次救急医療については、都内26か所（平成26年12月末現在）の救命救急センターを指定しており、その運営を支援しています。

小児救急医療

小児三次救急医療機関である「東京都こども救命センター」を指定し、重篤な患者を迅速に受け入れ、救命治療を行うほか、初期から三次までの医療機関相互の連携体制の構築等、小児救急医療体制の充実を図っています。

○東京都こども救命センター

他の医療機関では救命治療が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」として、都立小児総合医療センターなど4施設を指定しています。同センターでは、救命処置のほか、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間の連携を図るとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施しています。

○休日・全夜間診療事業（小児）

休日の昼間及び毎日の夜間において、主として入院治療を必要とする小児の救急患者に対応する救急医療機関を365日確保しています。また、軽症者を含めた多数の患者が集中する医療機関には、緊急度の高い患者を判別するためのトリアージナースを配置しています。

○東京都小児医療協議会

医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。

○救急専門医等養成事業（小児）

都内の小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことで、小児救急医療全体のレベルアップを図っています。

○地域小児医療研修事業

都内の診療所の医師を対象として小児医療に関する臨床研修等を実施し、地域の小児救急医療水準の向上を図るとともに、地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保を進めています。

救急医療の東京ルール

迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。この一環として、地域救急医療センター及び救急患者受入コーディネーターの運用をしています。

○ルールⅠ 救急患者の迅速な受入れ

地域の救急医療の核となる「東京都地域救急医療センター」を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を東京消防庁に配置し、救急医療機関をはじめとする関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる仕組みを構築しています。



地域救急医療センター：

救急隊の医療機関選定において搬送先が決定しない場合に、救急隊と並行して、地域内の救急医療機関の連携体制を基盤として、受入先の調整を行う医療機関です。

救急患者受入コーディネーター：

地域救急医療センターが行う地域内の調整では患者受入が困難な場合、東京都全域で調整を行います。

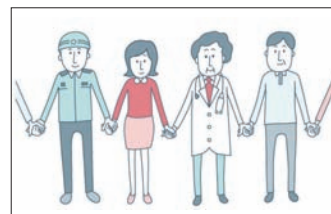
○ルールⅡ 「トリアージ」の実施

緊急性の高い患者の生命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施します。



○ルールⅢ 都民の理解と参画

都民の大切な「社会資源」である救急医療を守るために、都民一人ひとりが適切な利用を心がけます。



周産期医療の充実

地域において妊娠、出産から新生児にいたる周産期医療をリスクに応じ効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備することにより、安心して子供を生み育てることができる環境づくりを推進しています。

(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)

周産期母子医療センター機能の確保

NICU(新生児集中治療管理室)を有し、リスクの高い母体・胎児・新生児に常時対応できる周産期母子医療センターの運営に対する支援の強化を図っています。

周産期医療施設等整備費補助

周産期母子医療センターの施設・設備整備に対する支援を行い、周産期医療体制の充実を図っています。

母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営

総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門等の医師と連携を取り、妊産褥婦の救命対応と重症産科救急疾患の搬送依頼を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)」を指定し、母体救命体制の確保を図っています。

周産期搬送コーディネーターの配置

総合周産期母子医療センターの管轄区域内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する母体・新生児を円滑に医療施設につなげます。

周産期連携病院(休日・全夜間診療事業)の確保

ミドルリスクの患者に対応できる「周産期連携病院」を確保するとともに、施設整備への支援を行い、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。

また、周産期連携病院におけるNICUの設置を支援しています。

周産期医療ネットワークグループの構築

複数の周産期医療ネットワークグループを構築することにより、周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を強化し、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた周産期医療提供の仕組みづくりを行います。

小児等在宅移行研修事業

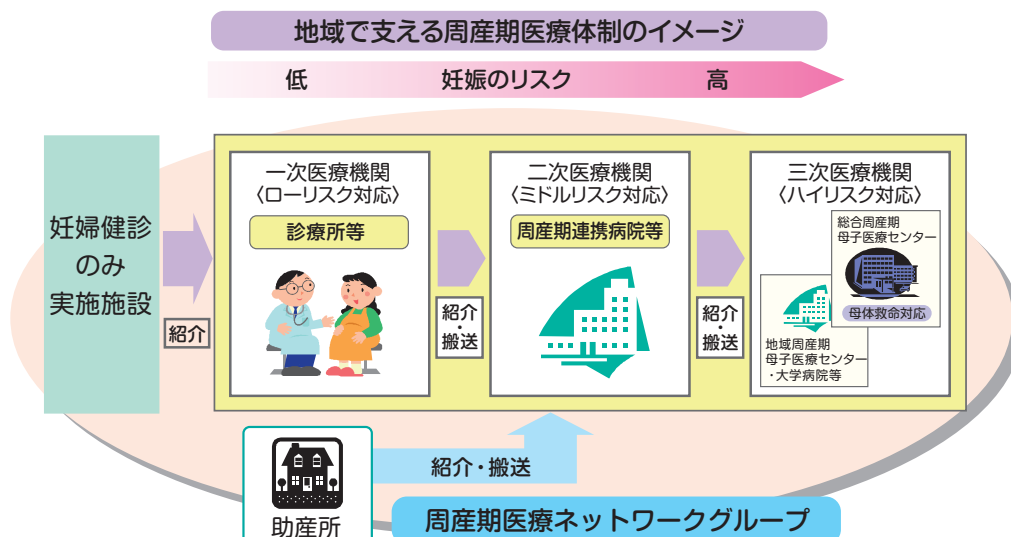
周産期母子医療センターにおけるNICUの確保及び在宅療養への円滑な移行を促進するため、医師・看護師・理学療法士・MSW・保健師等の職種に向けた研修を実施します。

在宅移行支援病床運営事業

NICU等長期入院児について、在宅療養等との間に中間的な病床としての在宅移行支援病床を設置することにより、在宅療養等への円滑な移行を促進するとともにNICU等の満床の解消を図ります。

多摩新生児連携病院の確保

区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児を受け入れる「多摩新生児連携病院」を確保し、多摩地域の新生児受入体制の強化を図ります。



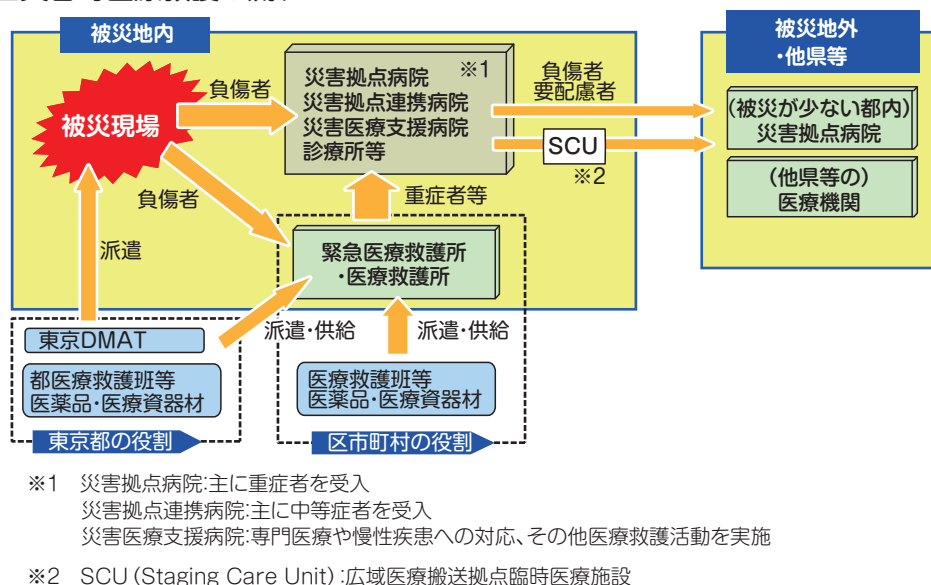
災害医療の充実

大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、体制を整備しています。
(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)

医療救護活動と災害用医療品などの備蓄

「東京都地域防災計画」において、医療情報の集約一元化、初動医療体制、負傷者などの搬送体制、医療体制などを定めています。区市町村では、医療救護所への救護班の派遣や医薬品などの備蓄に努めています。都は、東京DMATや都医療救護班の派遣、医薬品などの備蓄とともに、重症者を収容して治療を行う災害拠点病院を整備しています。

災害時医療救護の流れ



災害拠点病院の整備

災害時に主に重症者の受入れと医療救護班の派遣機能を担う「東京都災害拠点病院」を整備するとともに、医療資器材を備蓄しています。

医療施設耐震化の促進

震災発生時における医療機能を確保するため、都内全病院を対象に耐震診断、新築建替、耐震補強工事への助成を行い、病院の耐震化の一層の促進を図っていきます。

災害医療派遣チーム（東京DMAT）の整備

DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、大震災等の自然災害を始め、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行うため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師などからなる医療チームです。

平成16年8月の発足以来、初動医療体制の充実・強化を図るため、救命救急センター等を中心として東京DMAT指定病院に指定しています。

東京DMATカーの整備

東日本大震災の被災地での活動経験を踏まえ、活動が長期間に及んだときに自己完結型の活動が行えるよう、食料、生活必需品、通信機器等の装備を搭載した車両を全ての東京DMAT指定病院に配備しています。

災害医療協議会

災害時において発災直後から中長期に至るまで、関係機関が連携した実効性の高い災害医療体制の構築を図

るため、医療関係者、警察、消防、自衛隊、区市町村等で構成される協議会を設置し、検討を進めています。

地域災害医療連携会議

地域の医療関係者、区市町村等で構成される「地域災害医療連携会議」を二次保健医療圏単位に創設し、医療の状況など地域の特性に応じた災害時における具体的な方策を検討しています。

災害医療コーディネーター

災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、都が医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため、「災害医療コーディネーター」を設置しています。



被災現場での救助活動の様子（訓練）

へき地医療対策の充実

離島や山間地域などのへき地を対象とした医療対策を実施しています。（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）

医療従事者確保支援

へき地町村からの要請に基づき、自治医科大学卒業医師や、大学病院等の事業協力病院に所属する医師・歯科医師の派遣を行うとともに、医師等の雇用に要する経費をへき地町村に補助することにより、医師等の安定的な確保に努めています。

また、医療系職種全般を対象とした職業紹介や代診医師の派遣等を行う無料職業紹介事業所を設置し、医療従事者の確保が困難なへき地町村を支援しています。

医療提供体制の整備

へき地町村が行う眼科や耳鼻咽喉科等の専門診療事業について、専門医確保の調整や経費の補助を行っています。

また、へき地医療機関の診療基盤を確保するため、診療所の整備や医療機器の購入に要する経費等を補助しています。

診療支援

島しょ地域の医療機関で対応できない救急患者が発生した場合、東京消防庁及び海上自衛隊のヘリコプター等で、島しょ医療基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に、365日24時間搬送する体制を整備しています。平成19年度以降は、屋上ヘリポートを有する等の民間・国立病院とも患者の受入れ等に関する協定を締結し、救急患者搬送体制の充実を

図っています。

また、島しょ医療機関と都立広尾病院との間に専用回線を敷設し、エックス線やCT画像等を送受信することにより、島にいながらにして専門医の助言を受けることができる、画像電送システムを構築しています。

東京都へき地医療支援機構

上記各種へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施するため、事業の企画・調整を行う「東京都へき地医療支援機構」を設置するとともに、機構内に、へき地町村、関係医療機関、学識経験者等からなる「東京都へき地医療対策協議会」を設け、へき地医療対策に係る総合的な意見交換、調整等を行っています。



救急患者搬送の様子

医療提供体制の確保

医療人材の確保と質の向上

都民（患者）の立場に立った質の高いサービスを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図っています。

（福祉保健局医療政策部医療人材課）

医療人材確保対策

○東京都地域医療対策協議会

医師等医療従事者の安定的確保のため、医療関係者や都民等からなる協議会で検討を進めています。

○東京都地域医療支援センター

東京都地域医療対策協議会で決定した医師確保対策の方針に基づき、都内医療機関の実態調査、医療機関における医師確保支援、へき地医療等に従事する医師のキャリア形成支援、医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進していきます。

○東京都地域医療医師奨学金制度

都内大学の医学部生に奨学金の貸与や大学と連携した教育的支援を行い、小児、周産期、救急、へき地医療に従事する医師の確保を図っていきます。

○東京都地域医療支援ドクター事業

多摩・島しょの医療体制を確保するため、地域医療

の支援に意欲を持つ医師を都職員として採用し、へき地医療機関や市町村公立病院へ派遣します。

○医師の勤務環境改善や女性医師等の復職支援

医師の過重な勤務負担を軽減するため、勤務環境を改善する取組や離職中の女性医師等の復職支援の取組などを進めています。

○東京都医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善を促進する拠点として、「東京都医療勤務環境改善支援センター」を設置しています。本センターでは、労務管理・医業経営の専門家チームによる相談体制を確保するなど、医療機関における勤務環境改善の取組を支援しています。

○院内助産所・助産師外来開設研修

院内助産所や助産師外来の開設を促進するため、医療機関の管理者や助産師等を対象に研修を実施しています。

医療従事者の資質向上

保健医療サービスの高度化、多様化に対応できるよう各種講習会を実施し、医療従事者の資質の向上を図っています。

学校養成所等の指定及び指導

医療従事者に関するそれぞれの法令及び学校養成所等の指定規則に基づき、指定・変更承認及び指導を行っています。また、一部の学校養成所等については、指定及び変更承認申請等の国への進達をおこなっています。

都立看護専門学校

都内の医療機関などに従事する看護師を養成するため、看護専門学校を7校設置しています。25年度の卒業生は、505人で、都内学校養成所卒業生総数の約10%となっています。

東京都ナースプラザ

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を有する離職者の再就業を促進するため、就業相談やあっせん、再就業促進のための研修などを行い、看護職員の確保や都内定着、資質向上を図っています。

看護職員の確保

○看護職員定着促進のための巡回訪問事業

二次保健医療圏ごとに就業協力員を配置し、中小病院が実施する研修体制の構築、勤務環境改善等の看護職員確保に向けた取組を支援することにより、看護職員が就業を継続しやすく、また円滑に再就業できる仕組みを構築し、都内の看護職員の定着等を図っています。

○新人看護職員研修体制整備事業

新人看護職員の早期離職防止を図るため、病院の臨床研修体制の充実に取り組んでいます。

○看護外来相談開設研修事業

在宅療養の充実、看護職員の資質向上を図るため、医師との連携の下、患者に対するケアや指導を行う看護外来相談の実施に向けた研修や施設整備などの支援を実施しています。

○看護職員地域確保支援事業

離職中の看護職の就業を促進するため、身近な地域の病院において、復職支援研修や就業相談を実施しています。

○届出制度を活用した看護職員復職支援事業 **新規**

離職時等に都道府県のナースセンターに届け出る制度（平成27年10月開始）を周知するとともに、地域に密着した就業相談会を開催し、離職看護職員の再就業等を支援します。

○島しょ看護職員定着促進事業 **新規**

島しょへの出張研修及び短期代替看護職員派遣を実施することにより、島しょ看護職員の勤務環境改善と定着促進を図ります。

外国人看護師候補者の受入支援

我が国とフィリピン・インドネシアとの経済連携協定及びベトナムとの交換公文に基づく看護師候補者の受入れについて、国際協力の観点から、都内の民間施設に対する学習支援に取り組んでいます。

医療の安全確保

医療サービスの質の向上を図り、都民が安全・安心・満足度の高い医療を受けられるようにするため、医療の安全対策を促進します。

（福祉保健局医療政策部医療安全課）

医療施設などの許認可・監視指導

医療法に基づき、病院の開設計可や医療法人の設立認可などを行っています。

また、病院が医療法に規定する医療従事者数、構造設備などの基準を維持し、適正な管理を行っているかどうか、立入検査を実施しています。

医療安全支援センター

平成19年4月の医療法改正に伴い、①医療に関する相談・苦情対応、医療機関・住民への助言、②医療安全の確保に関し必要な情報提供、③医療安全に関する研修、④区域内における医療安全確保のために必要な支援等を行うために、都道府県及び保健所設置市又は特別区に設置されています。

医療安全支援センター事業

地域における医療安全確保対策を推進するため、多摩地域の都保健所（5か所）、保健所設置市及び特別区に設置された各医療安全支援センター等への支援を実施するほか、引き続き「患者の声相談窓口」において、医療に関する都民からの相談に応じます。

死体検案・解剖

社会秩序の維持や疾病の予防など公衆衛生の向上を図るため、区部では、東京都監察医務院が不自然死の死体検案及び解剖を行い、死因を明らかにしています。

なお、多摩・島しょ地区では関係機関に委託して実施しています。

(6) 保健施策の推進

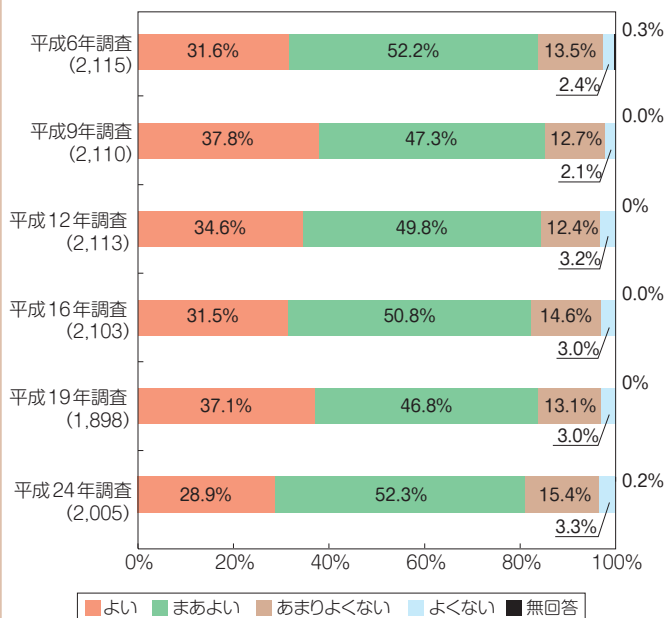
「都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくり」や「がん予防対策」、「難病患者・原子爆弾被爆者支援」、「自殺総合対策」など、都民の視点に立った総合的な地域保健サービスに重点的に取り組んでいます。

また、国民皆保険制度の基盤となる「国民健康保険制度」や75歳以上の方を対象にした「後期高齢者医療制度」の健全な運営を支援しています。

都民の健康状態の評価

健康状態の評価

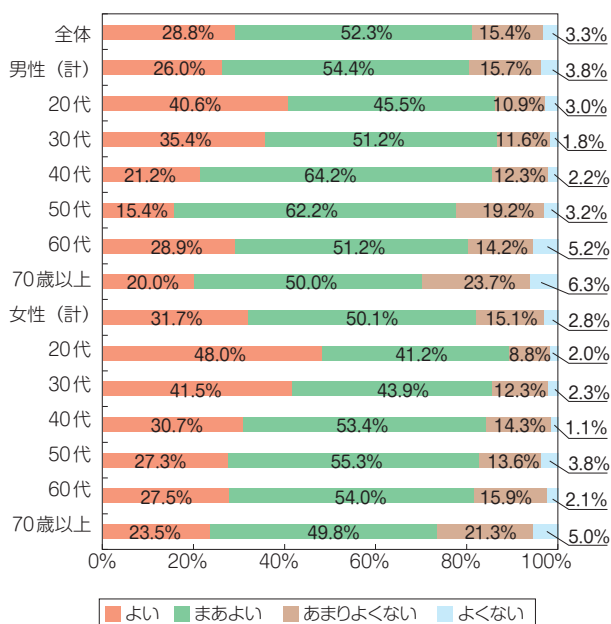
「自分自身の健康状態をどのように感じているか」
(経年比較)



資料：健康に関する世論調査（平成24年1月調査）（生活文化局）

健康状態の評価

「自分自身の健康状態をどのように感じているか」
(性・年齢別)



資料：健康に関する世論調査（平成24年1月調査）（生活文化局）

保健所・保健センター

保健所及び保健センターは、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的として設置されています。保健所は地域保健に関する広域的、専門的、技術的な業務を実施し、保健センターでは健康相談や健康診査等、住民に身近な保健サービスを提供しています（P.83～85参照）。

設置主体

保健所	東京都	多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）、島しょ地域
	特別区	23区
	中核市・保健所政令市	八王子市、町田市
保健センター	各区市町村	

■都保健所の業務

都保健所では、所管する二次保健医療圏における広域的な事業調整や市町村支援、健康危機管理体制の整備などに取り組んでいます。

内 容	主 な 業 務
市町村支援	指導・助言、各種研修、事業協力、市町村の主体的な取組への支援（包括補助）等
企画機能	地域保健医療推進プランの策定・推進・評価、先駆的事業の企画等
健康危機管理	健康危機管理体制整備、新型インフルエンザ対策等
衛生教育	広報・普及啓発、各種講習会等
統計調査	各種統計調査、地区診断等
保健医療	地域医療連携の推進、医療安全支援センター（患者の声相談窓口）、医師等の免許申請受付等
歯科保健	歯科保健普及・教育、障害者歯科相談等
薬事衛生	薬物乱用防止対策、薬局等の開設許可・監視指導等
環境衛生	室内環境保健対策、理容・美容、クリーニング、旅館等の営業許可・監視指導、水質検査等
食品衛生	飲食店・食品製造業等の営業許可・監視指導、食中毒対策等
保健栄養	栄養調査、特定給食施設指導、栄養成分等表示の普及等
成人保健	生活習慣病予防対策等
環境保健	アレルギー教室、大気汚染保健対策、花粉症対策等
医療給付及び助成	療育医療給付、結核医療費助成等
感染症予防	感染症発生届出・受理等
エイズ対策	抗体検査、相談、予防に関する普及啓発等
結核対策	患者・家族検診、接触者検診、DOTS(直接服薬確認療法)推進事業等
母子保健	障害児の療育相談、指導等
精神保健福祉	精神保健福祉相談、訪問指導、社会復帰促進事業等
難病対策	在宅難病患者訪問相談・指導、医療機器貸与、骨髄ドナー登録受付等

総合的な自殺対策の推進

自殺は、個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景には様々な社会的要因があり、社会的な支援により防止を図ることが重要です。

東京都は社会全体による取組を促進する観点から、総合的な自殺対策を推進し、一人ひとりのかけがえのないいのちを大切に、だれもが生きやすい東京の実現を目指します。（福祉保健局保健政策部保健政策課）

自殺総合対策東京会議

自殺総合対策東京会議において、様々な分野の関係機関との連携を推進するとともに、若年層とハイリスク者対策を検討します。

自殺防止！東京キャンペーン

9月と3月にキャンペーンを実施し、自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、広く都民の理解を促進し、自殺予防を図ります。

うつ診療充実強化研修

身近なかかりつけ医等から、うつ病等の疑いがある患者を精神科などの専門医療機関へつなげるよう、研修等を行っています。

東京都自殺相談ダイヤル

～こころといのちのほっとライン～

自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支援を行います。

電話 0570-087478（はなしてなやみ）

14時～翌朝6時（受付は翌朝5時30分まで）年中無休

こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク

自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。

また、救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺の再企図を防止するための支援体制を構築するとともに、遺族支援の取組としてリーフレットの作成・配付などの情報提供を行っています。

健康づくり

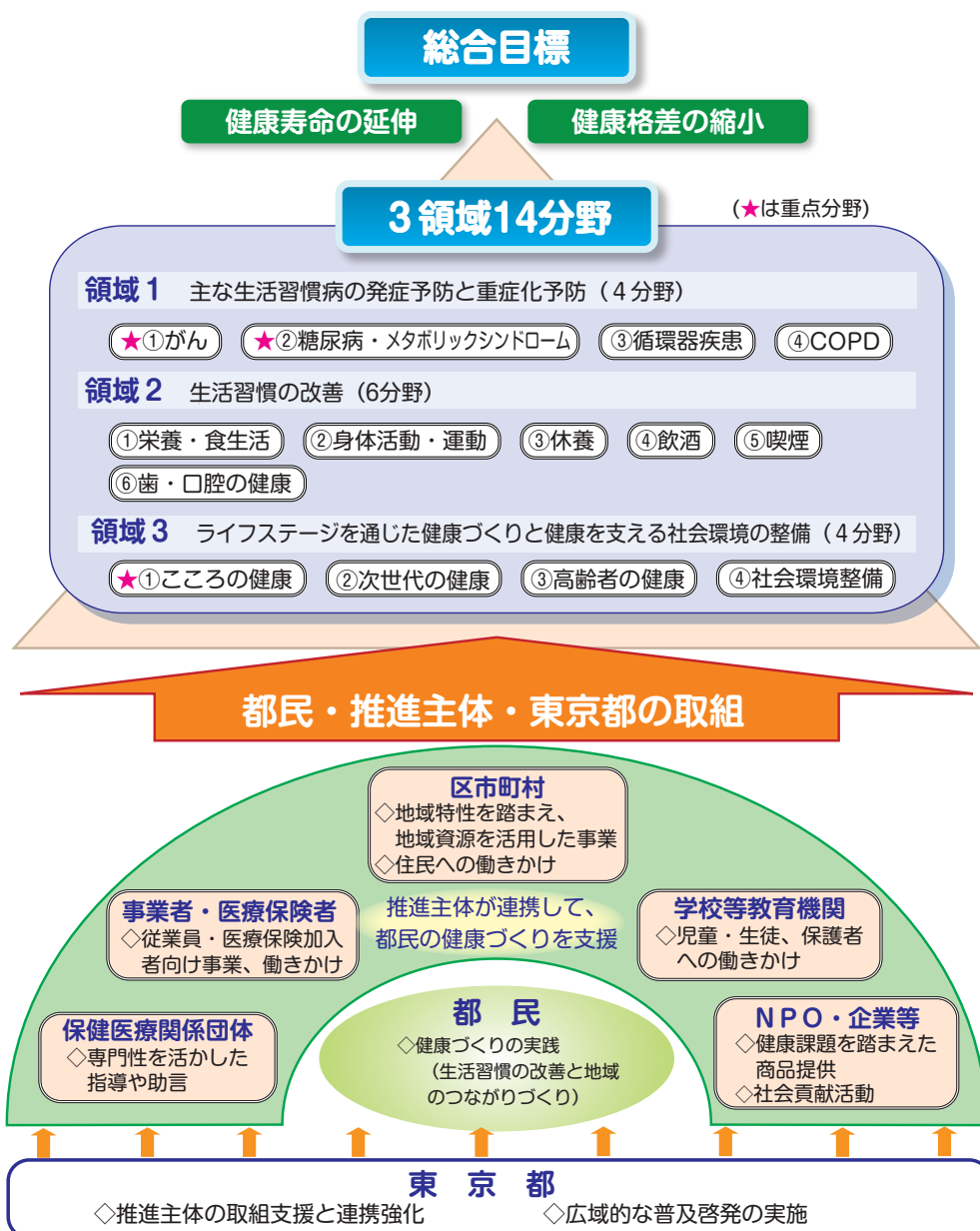
生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会の実現に向け、都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援し、総合的に推進していきます。
(福祉保健局保健政策部健康推進課)

「東京都健康推進プラン21(第二次)」の推進

平成25年3月に「東京都健康推進プラン21(第二次)」を策定し、総合目標に「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」を掲げ、「がん」「糖尿病・メタボリックシンドローム」「こころの健康」の重点分野を含む14

分野について、目標を設定しました。都民の生活習慣病の発症や重症化の予防、生活習慣の改善などに向け、広域的な普及啓発とともに、区市町村や事業者・医療保険者等の取組を支援し、連携を強化しながら、都民の健康づくりを推進しています。

【東京都健康推進プラン21(第二次)の概念図】



生活習慣病の予防

「食事バランスガイド」や「健康づくりのための身体活動基準2013及び指針（アクティブガイド）」等による健康的な食生活や身体活動（生活活動・運動）の普及啓発、健康づくりを担う人材の育成等により、糖尿病等の生活習慣病の予防に取り組みます。

○糖尿病予防対策事業

企業の健康管理担当者等を対象とした講演会の開催やパンフレットの配布、企業従業員向け教育映像の作成等により、企業や医療保険者等の糖尿病予防への取組を支援します。

また、生活習慣改善の必要性や早期治療・治療継続の重要性などについて広く普及啓発していきます。

○給食施設や飲食店を通じた健康づくり

給食施設に対し、給食内容の改善や栄養管理方法の充実などを指導することにより、給食を通じた都民の健康づくりを行っています。また、飲食店において、野菜たっぷりのメニューの提供（野菜メニュー店）などの取組を推進しています。

○健康づくり推進のための人材の育成

都民の健康づくりを推進するため、区市町村や医療保険者等における健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。

■東京都幼児向け食事バランスガイド
～子供と一緒に食を育もう～
東京都 幼児向け食事バランスガイド

※3歳から5歳までの幼児を対象に、1日に「何を」「どれだけ」食べたらいいかについてイラストで表示したものです。

「野菜を食べる」を習慣にしよう!

ちよっと実行、ずっと健康。

東京都健康づくり推進
キャラクター
ケンコウデスカマン

東京都福祉保健局

○日常生活からの健康づくりのための普及啓発

都民自らが負担感なく野菜の摂取量や歩数の増加などの生活習慣改善や健康づくりが実践できるよう、関係機関等と連携し、気軽にできる日常生活の工夫の普及啓発や実践のための環境整備を行います。

COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策

企業等に対してCOPDに関する正しい知識を普及するための映像を作成するとともに、ポスターを配布し、早期発見・早期治療を促進します。

がんの予防・早期発見

がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画として、「東京都がん対策推進計画（第一次改定）」（計画期間：平成25年度から平成29年度まで）を平成25年3月に策定しました。東京都健康推進プラン21（第2次）とともに、がんの予防の一層の推進に取り組んでいきます。

○地域の受診率・精度管理向上事業

区市町村が行う科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上を図るとともに、精度管理の充実を図り、がん検診要精検者の精密検査結果把握及び精密検査未受診者への受診勧奨を徹底します。また、検診受託機関に対する精度管理講習会を実施します。

○職域がん検診支援事業

保険者や職域関連団体等と連携し、職域におけるがん対策の取組モデルに基づき、検診実施体制の整備や普及啓発を推進します。

○がん検診受診キャンペーン

がんの早期発見につなげるために、乳がん、子宮頸がんや大腸がんを中心に、メディアや関係団体と協働したキャンペーンを実施し、一層の受診促進を図ります。



○がん検診認知度向上事業

新規

がん検診の認知度向上に向け、特に若い世代への啓発を行い、検診受診への意識醸成を図ります。

○乳がん検診実施体制の整備

マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師等の技術の向上を図り、質の高い検診を実施するための人材育成を行います。

○たばこによる健康影響防止対策

未成年者の喫煙防止ポスター作品募集や中学生向けリーフレットの配布など、未成年者等の喫煙防止に向けた普及啓発を行います。また、職場などにおける禁

煙・分煙環境の整備を推進するなど、受動喫煙の防止に関する取組を進めます。

○飲食店等における受動喫煙防止対策事業 **新規**

飲食店等における受動喫煙防止対策の取組状況を調査するとともに、利用者のニーズや施設の態様に応じた店頭表示を推進します。

東京都地域がん登録

都内におけるがん患者に係る情報を収集し、がんの

罹患率及び生存率の推計等を行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん対策の評価及びその推進を図ります。

こころの健康づくり

こころの健康を保つには、十分な休養やストレス対処などが大切です。ストレス対処に関する普及啓発や、地域や職場で相談しやすい環境づくりが求められています。

難病患者・原子爆弾被爆者等への支援

東京都では、原因が不明であり、治療法が確立されておらず、長期の療養を要する難病について国と共に医療費助成や療養生活の支援を行っています。また、原子爆弾被爆者の援護、ウイルス肝炎対策を行っています。

(福祉保健局保健政策部疾病対策課)

医療費などの助成

難病医療費助成として、国の指定する疾病と都独自に対象としている疾病について、医療費と介護保険のサービス（一部）の自己負担分の一部を助成しています。

また、スモン、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を要する腎不全に患っている方などへの医療費助成を実施しています。

在宅難病患者の一時入院

家族などの介護者が、病気や事故などで一時的に介護できなくなった場合に、在宅難病患者が短期間入院できる病床を、都内の病院に確保しています。

在宅難病患者の訪問診療

寝たきり等により、受療が困難な在宅難病患者を専門医や地域のかかりつけ医などで構成される医療チームが訪問し、診療します。

吸入器・吸引器の貸与

必要に応じて吸入器・吸引器を在宅難病患者に貸与し、訪問看護を実施しています。

在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対し、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施しています。

人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業

災害等による電力不足に備え、人工呼吸器療法を実施する医療機関が在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に無償で貸与するための非常用電源装置の確保を支援します。

在宅難病患者療養相談

在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健所の保健師等が家庭訪問や電話、所内での面談などにより、療養上の御相談に応じています。

神経難病医療ネットワーク

神経難病患者・家族の安定した療養生活が確保できるよう、拠点・協力病院や保健所等の関係機関が連携を図り、ネットワークを構築しています。

専門医などによる難病医療相談（予約制）

○東京都医師会 毎月第2木曜日 午後3時から
(ただし、8月・2月を除く)

予約電話 03-6256-0256 平日午前9時30分から正午まで
○東京都難病相談・支援センター 疾病別に開催

予約電話 03-3446-1144 平日午前10時から午後4時まで

東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行っています。

所在地 渋谷区広尾5-7-1

電話 ・03-3446-0220 (相談専用)
・03-3446-1144 (予約・問い合わせ)

平日午前10時から午後4時まで

※施設利用は午後5時まで

原子爆弾被爆者の援護

原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対する健康診断、原子爆弾被爆者への医療の給付、健康管理手当などの支給、健康指導や被爆者の子に対する医療費の助成を実施しています。

ウイルス肝炎対策

肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、都保健所、区市町村及び職域での肝炎ウイルス検査の実施体制整備に努め、受検勧奨を促進します。

また、かかりつけ医と肝臓専門医療機関の医療連携に基づく肝炎診療ネットワークの推進、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療（インターフェロンを用いない服薬による治療）医療費の助成や肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方、慢性肝炎等で療養中の方を対象とした精密検査費用の助成なども実施しています。

さらに、肝疾患診療連携拠点病院を指定し、肝疾患相談センターにおいて肝炎患者等への相談支援を行っています。

血液の確保・臓器移植対策等の充実

血液事業は、医療にとって必要不可欠な血液製剤を安定的に確保することを目的としています。また、臓器移植医療に対する都民の理解や骨髄ドナー登録を推進しています。
(福祉保健局保健政策部疾病対策課)

安全な血液の確保

10代、20代の若年層を中心とした献血の普及啓発や献血者登録制度への支援を行っています。

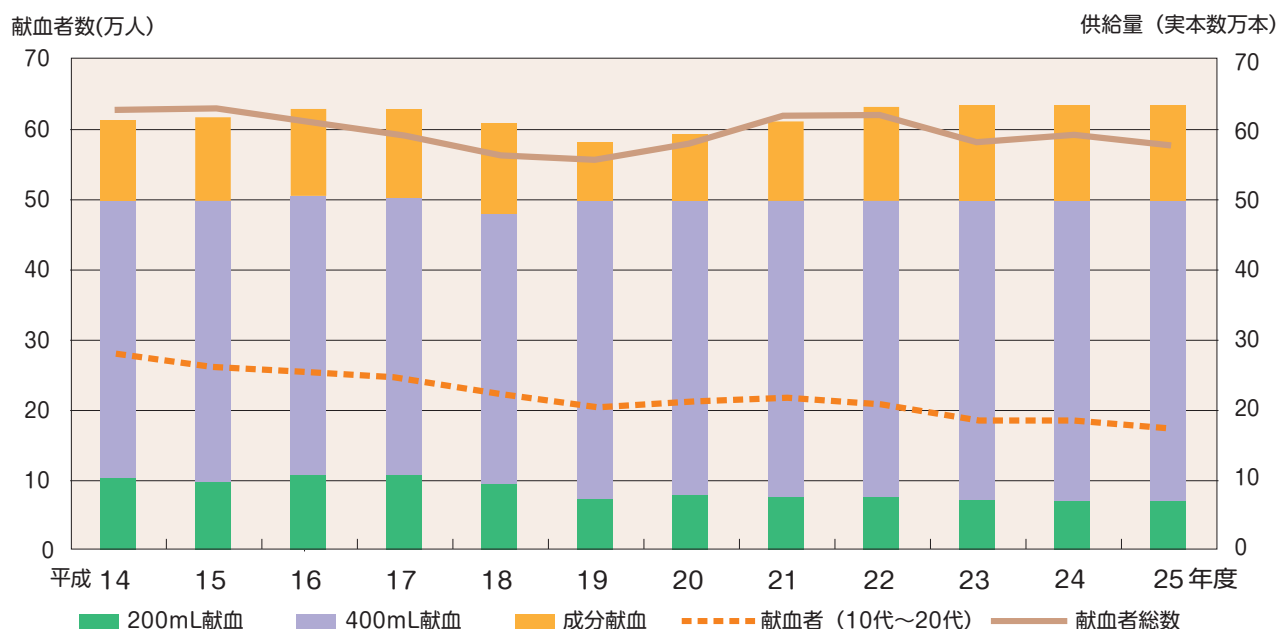
血液製剤の適正使用

医療機関において自己評価を行うための目安となる評価指標を策定するとともに、医療関係者に対して講演会などを開催しています。

臓器移植対策・骨髄移植対策

都民に臓器提供意思表示カード付リーフレットを配布し普及・啓発を行うとともに、臓器提供医療機関などに連絡調整を行う東京都臓器移植コーディネーターを設置しています。また、都の5保健所において骨髄バンク推進月間を中心に末梢血幹細胞移植を含む骨髄ドナーの登録受付を実施するなど、ドナー確保を図っています。

■ 献血者数と供給量の推移



臓器提供意思表示カード

厚生労働省・(公社)日本臓器移植ネットワーク



このカードは常に携帯してください。

ドナー情報用全国共通連絡先 0120-22-0149

臓器移植に関するお問い合わせ先：(公社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1069 <http://www.jotnw.or.jp>

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

【特記欄：】

署名年月日：_____年____月____日

本人署名(自筆)：_____

家族署名(自筆)：_____



カードはリーフレットに添付されています。(カード単体では配布しておりません。)

医療保険

医療保険は、病気やけがをしたときなどに必要な保険給付を行うことで、だれもが安心して治療を受けられるようにし、健康保持と生活の安定を図ることを目的とした制度です。会社などで働く人やその被扶養者が対象となる健康保険、自営業者などを対象とする国民健康保険、そして75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を含む。）を対象とした、後期高齢者医療制度があり、国民はいずれかの保険に加入することになっています。

医療保険に加入すると被保険者証が交付され、保険医療機関などの窓口で提出することにより、医療費の全額ではなく、一部負担金を支払うことで医療を受けることができます。

国民健康保険

日本は、国民皆保険制度であるため、勤務先の健康保険などに加入している場合を除いて、必ず国民健康保険に加入することになっています。

国民健康保険には、区市町村を保険者とするものと同種の事業又は業務に従事する者で組織する国民健康保険組合を保険者とするものがあり、保険料（税）は保険者によって異なります。

※介護保険第2号被保険者は、医療分（基礎分＋後期高齢者支援金等分）と介護分の合計額を保険料（税）として納めることになっています。

※加入などの手続は、各区市町村の国民健康保険主管課又は各国民健康保険組合で行っています。

（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）

健康保険

健康保険には、主として中小企業の従業員を対象とした全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）と大企業や同種同業の企業が組合を設立して行う組合管掌健康保険があります。保険料は、報酬をもとに決定された標準報酬月額や標準賞与額に保険料率を乗じて得た額となり、事業主と被保険者が1/2ずつ負担します（健康保険組合によって異なります。）。

保険給付は、加入者（被保険者及び被扶養者）の病気やけが、出産、死亡に関して受けられます。

（全国健康保険協会東京支部、日本年金機構）

問い合わせ先

○全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）について

・保険給付に関すること

全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部

電話 03-6853-6111

・加入及び保険料に関すること

お近くの日本年金機構年金事務所

○組合管掌健康保険について

加入されている健康保険組合にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が加入する医療制度です。

保険料額の決定や医療給付など制度の運営は、都内の全区市町村が設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行いますが、保険証の引渡しや保険料の徴収、各種の届出などはお住まいの「区市町村」が行います。

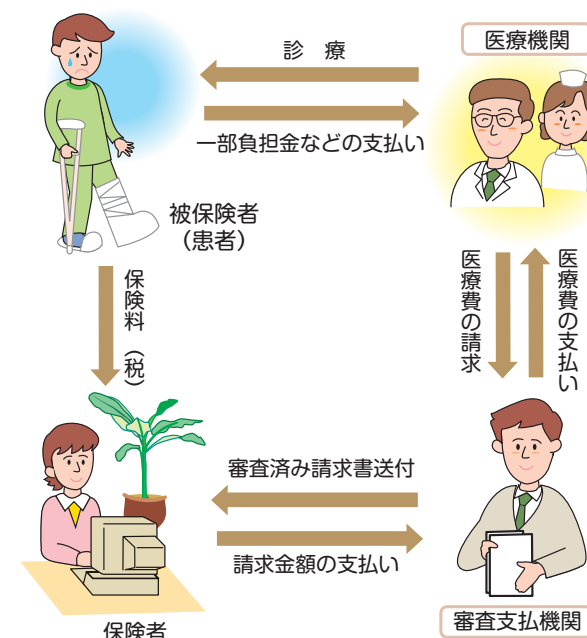
（東京都後期高齢者医療広域連合）

問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター又は総務部企画調整課

電話 0570-086-519（お問合せセンター）
03-3222-4496（総務部企画調整課）

医療保険の仕組み



（注）健康保険では

- ・審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金
 - ・保険者は、全国健康保険協会又は健康保険組合
- 国民健康保険では、
- ・審査支払機関は、国民健康保険団体連合会
 - ・保険者は、区市町村又は国民健康保険組合
- 後期高齢者医療制度では、
- ・審査支払機関は、国民健康保険団体連合会
 - ・保険者は、後期高齢者医療広域連合

(7) 健康危機への対応

健康危機に備えて

新型インフルエンザ、エボラ出血熱やデング熱をはじめとする新興・再興感染症等の脅威、若者を中心とした危険ドラッグの乱用、食中毒や食品の不適正表示など、近年、都民の健康と安全に関する問題が次々と発生しています。

食品・医薬品・生活環境・飲用水等の平常時の安全性確保対策とともに、健康危機管理の強化により、多様化する健康危機から都民を守ります。

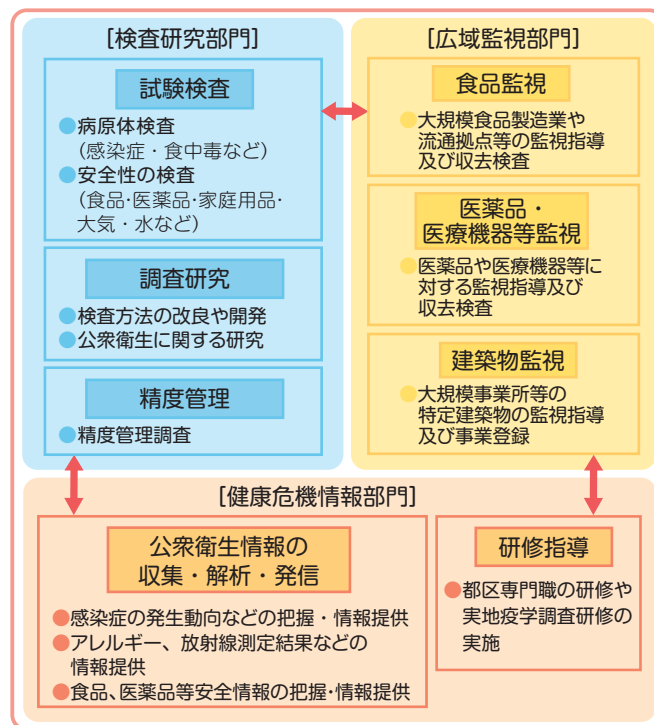
健康安全研究センター

健康危機に対応した都の様々な施策を科学的・技術的に支えており、検査研究部門、広域監視部門及び健康危機情報部門が密接に連携し、右のような業務を行っています。

都民の生命と健康を守るため、健康危機全般にわたる情報を一元的に収集・解析・発信するとともに、健康危機発生時に迅速かつ機動的に対応可能な危機管理体制を確保しています。



検査風景



感染症対策

国際化の進展とともに、これまで国内での発生がない新たな感染症の発生リスクが高くなっており、こうした感染症の脅威に的確に対応するための対策の強化が必要です。

新型インフルエンザなど新たな感染症が発生した際に、病原性にかかわらず迅速かつ的確に対応するため、医療体制の充実や情報ネットワークの構築に取り組みます。

新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザや同様の影響を及ぼすおそれのある新感染症の発生に備え、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都はこれまでの行動計画を見直した「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成25年11月に策定し、発生情報の早期把握、地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、健康危機管理の観点から対策を行っています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

新型インフルエンザ発生時における地域保健医療体制の強化

病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、外来・入院医療機関の確保、抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具等の医療資器材の備蓄、サーベイランス体制の充実などの取組を進めてきました。また、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の対応を踏まえ、病原性の低い新型インフルエンザが発生した際にも柔軟な対応がとれるよう、地域保健医療体制を強化します。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

基礎研究の推進

一部新規

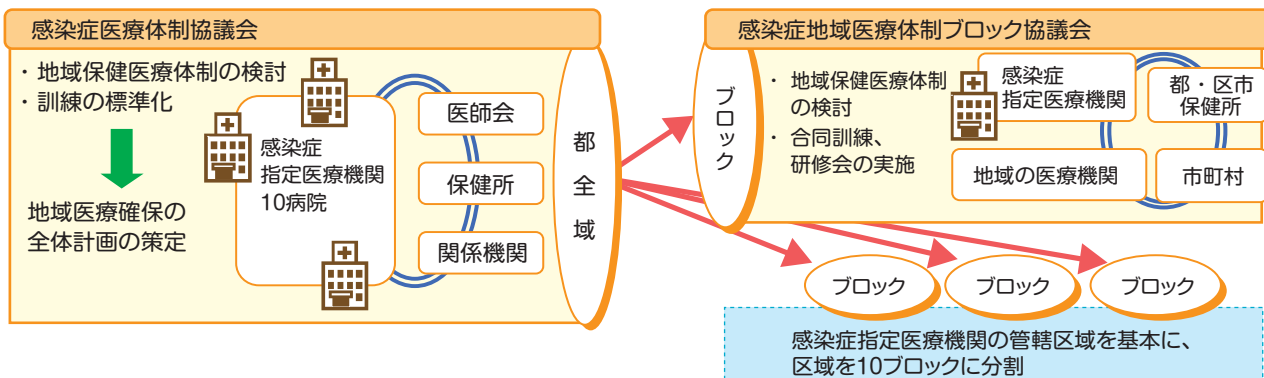
公益財団法人東京都医学総合研究所において、新型インフルエンザやデング熱に対する感染予防効果の高いワクチンや有効な治療薬の開発につながる基礎研究を推進します。
(福祉保健局総務部企画政策課)

地域保健医療体制の強化

保健所や医師会等の関係機関と連携し、発生段階に

応じた地域保健医療体制の強化を図ります。都レベルでは「感染症医療体制協議会」を平成20年度より設置し、保健医療体制の全体計画の策定を行っています。より身近な地域レベルでは、感染症指定医療機関の管轄区域を基本とした10か所のブロックごとに「感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置しており、引き続き地域の実情に合わせた保健医療提供体制の確保を図っていきます。
(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

■ 地域保健医療体制の強化



医療機関の確保

都内発生早期において、感染が疑われる患者を確定診断までの間受け入れる感染症診療協力医療機関と、都内感染期において、新型インフルエンザ患者に対する入院医療を提供する感染症入院医療機関を確保しています。
(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

都民に対する情報提供

新型インフルエンザ発生時の混乱を回避するため、都民や医療従事者等に対し、新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等の普及啓発活動を行っています。
(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

医薬品・医療資器材の確保

都民60%に相当する抗インフルエンザウイルス薬(タミフル・リレンザ)、及び患者と濃厚に接触する医療従事者・防疫業務従事者の感染を防ぐための个人防护具等の医療資器材を備蓄しています。
(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

感染症健康危機管理情報ネットワーク

都、保健所、感染症指定医療機関、アジア大都市等による情報ネットワークを構築し、迅速な情報の共有化を図るとともに、集約した情報をもとに適切な感染拡大防止策を講じます。
(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

■ 感染症健康危機管理情報ネットワーク

① 感染症情報ネットワークシステム

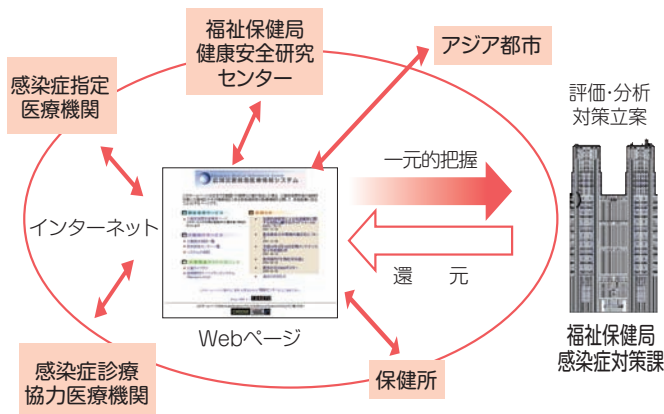
感染症に係る情報を一元化し、情報セキュリティを確保しつつ、関係機関の意見交換等を実施する感染症専用のネットワークシステム

② 診療情報迅速把握システム

・ 一類感染症が発生した場合に、医療機関からの診療情報など患者に係る情報を継続的・効率的に把握するシステム
・ インフルエンザや麻疹等の検査の依頼や結果の通知
・ 感染症集団発生時における都内各保健所間での情報共有

③ 疑似症サーベイランスシステム

不明疾患の発生状況を症例別に収集することにより、新型インフルエンザや生物テロ等の発生を早期の段階で把握するシステム



アジア感染症対策プロジェクト

アジア大都市感染症対策プロジェクト会議や人材育成研修、感染症情報ネットワークシステムを通じて、アジア大都市の行政機関・医療機関・研究機関などの医師・研究者が、感染症対策や公衆衛生ノウハウなどの情報交換を行います。（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

アジア大都市との共同研究及び海外派遣研修

アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題を共同で研究し、各都市の対策に活用します。平成27年度からは、HIV/エイズ対策をテーマとして共同調査研究を実施します。

また、専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

感染症救急搬送サーベイランス

東京消防庁の救急情報分析管理システムのデータ提供を受け、救急搬送時の症状等の情報を迅速に収集・解析します。

解析結果を受けて、異常な事態を探知した場合に、保健所等で地図システムを活用し、発生場所・他地域での発生状況等を確認し、医療機関に速やかに情報提供する体制を整備していきます。

（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

感染症発生動向調査

感染症発生状況等の情報を、保健所・都・国を結ぶオンラインシステムにより迅速に収集・解析し、その結果を都民及び医療関係者などへ提供・公開します。（福祉保健局健康安全部感染症対策課・健康安全研究センター）

感染症指定医療機関

エボラ出血熱などの一類感染症に対応可能な病院を3か所、SARSなどの二類感染症に対応可能な病院を10か所指定しています。

（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

医療費の公費負担

入院の勧告又は措置により感染症指定医療機関で医療を受けた一類又は二類感染症などの患者の入院医療

費を負担します。（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

結核対策

事業者や区市町村などが実施する結核の定期の健康診断・予防接種に加え、患者に対する療養支援や医療費の公費負担、患者の家族等接触者に対する健康診断など、法律に基づいた対策を実施しています。また、結核発生動向を迅速に収集・解析し、その結果を都民や医療関係者などに公表するとともに、結核に関する正しい知識の普及に努めています。

（福祉保健局健康安全部感染症対策課、健康安全研究センター）

結核地域医療ネットワーク推進事業

地域連携パスノート(※)を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、保健所・医療機関・薬局などが一体となって、結核患者の発病から治癒まで、DOTS（直接服薬確認療法）を推進し、治療を中断しないよう支援する体制を確立します。

※結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

性感染症対策

都保健所では、HIV、クラミジア、梅毒、淋菌感染症及びHTLV-1検査を希望者に実施しています。

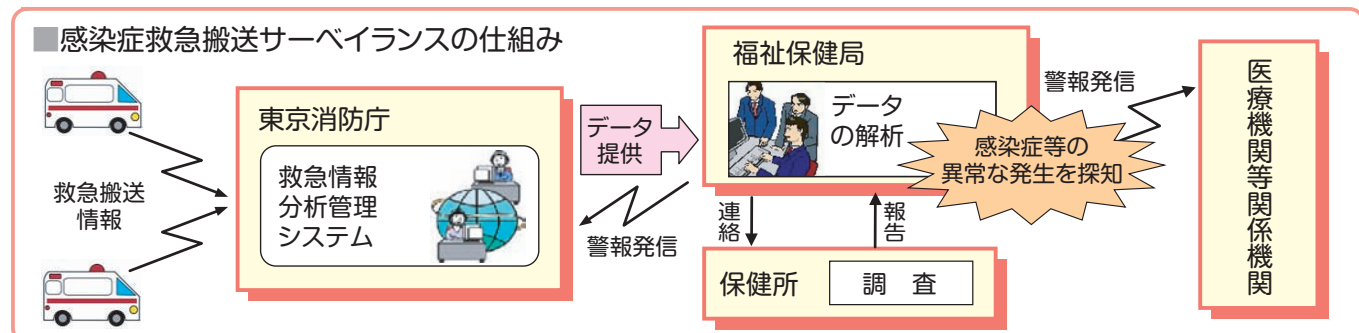
また、感染症発生動向調査により患者の発生状況を把握しています。（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

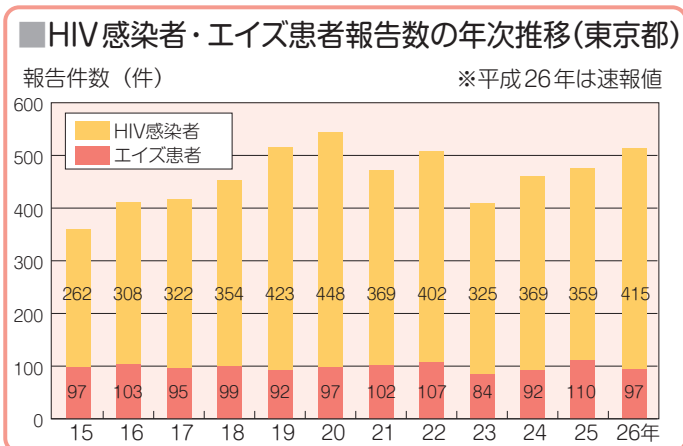
HIV/エイズ対策

都内の保健所や、「東京都HIV/エイズ電話相談」でHIV/エイズについての相談を実施するとともに、保健所や東京都南新宿検査・相談室（平日夜間、土日に通常検査を実施）、東京都多摩地域検査・相談室（土曜日に即日検査を実施）で、HIV検査（匿名・無料）を実施しています。

また、若者向けにエイズ啓発拠点事業を行うとともに、職域向けにパンフレットの作成及び講演会を実施するなど、対象の特性に合った予防啓発に取り組んでいます。加えて、エイズ診療協力病院の確保や支援、エイズ専門相談員の派遣による患者の療養生活の支援を行っています。（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

■感染症救急搬送サーベイランスの仕組み





ハンセン病対策

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めるとともに、家族への生活援助など東京都出身のハンセン病療養所入所者への支援を行っています。

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部感染症対策課)

ノロウイルス対策

集団発生事例の疫学的研究、迅速検査法の活用、施設や学校での対策の普及啓発等により、感染予防に努めます。

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部感染症対策課、食品監視課)

デング熱などの蚊媒介感染症対策

一部新規

蚊の発生を抑制するため、施設管理者や都民への情報提供、普及啓発を行っています。デング熱やウエストナイル熱等の感染症を媒介する蚊の生息調査及びウイルス等保有調査を実施し、地球温暖化に伴う気温上昇により新たに発生する可能性がある感染症に対する監視体制を整備しています。また、検査・医療体制の整備や発生時における調査・蚊の駆除等の実施体制を整えています。

(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課、感染症対策課、健康安全研究センター)

エボラ出血熱対策

新規

患者発生時における感染症指定医療機関への搬送体制を整備するとともに、搬送スタッフや指定医療機関の従事者の感染防護具の充実、定期的な訓練の実施により、発生時の体制を強化しています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

都民等への感染症対策の普及啓発

新規

感染症全般に係る正しい知識を持ち、適切な対応がとれるよう、海外旅行者への啓発用印刷物の配布や企業等における研修のための資料提供を行います。

また、医療機関においても、職員への感染防止対策の徹底を図ります。(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

食品の安全

都は、東京都食品安全条例に基づき、「食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至るまでの食品の安全確保に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

東京都食品安全条例

食品の安全確保に向けた基本的な方向性を示すとともに、東京の地域特性を踏まえ、都独自の健康への悪影響の未然防止策を盛り込んでいます。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品安全推進計画

オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて、平成27年度から6か年の期間に取り組む食品の安全確保に向けた施策(基本施策・重点施策)を示しています。

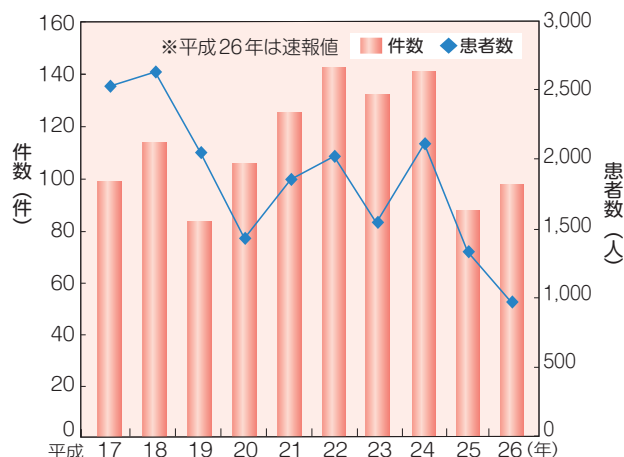
(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食中毒対策

飲食店などを対象に衛生指導や衛生知識の普及啓発を行っています。また、食中毒発生時には、患者や関係施設の検査などにより発生原因を究明し、被害の拡大防止や再発防止に努めています。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

最近10年間の食中毒発生状況の推移(東京都)



健康
への
対応
機

食品等の監視・検査

東京の地域特性を踏まえ、「食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、製造・流通・販売の各段階で監視・収去検査を行っています。また、輸入食品対策を「食品衛

生監視指導計画」における重点事業の一つとして位置づけ、流通状況や海外情報を踏まえた効率的な抜き取り検査、新たな検査法の研究開発、輸入事業者の自主管理の推進等に取り組んでいます。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

営業施設の許可・監視指導

食品営業施設の許可事務を行うとともに、許可施設に立ち入り、衛生管理状況の監視指導、営業者に対する衛生教育などを行っています。

弁当等の行商販売については、運搬容器の設備基準等を義務付ける許可制度を導入し、衛生水準を確保するための監視指導を行っています。

※平成27年10月1日施行

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品表示の適正化

一部新規

食品の安全性や品質、栄養に関する表示基準を規定する食品表示法※や、原料原産地表示などを定めた東京都消費生活条例、米トレーサビリティ法、健康増進法などの法令に基づいて食品表示の検査や監視指導を実施しています。

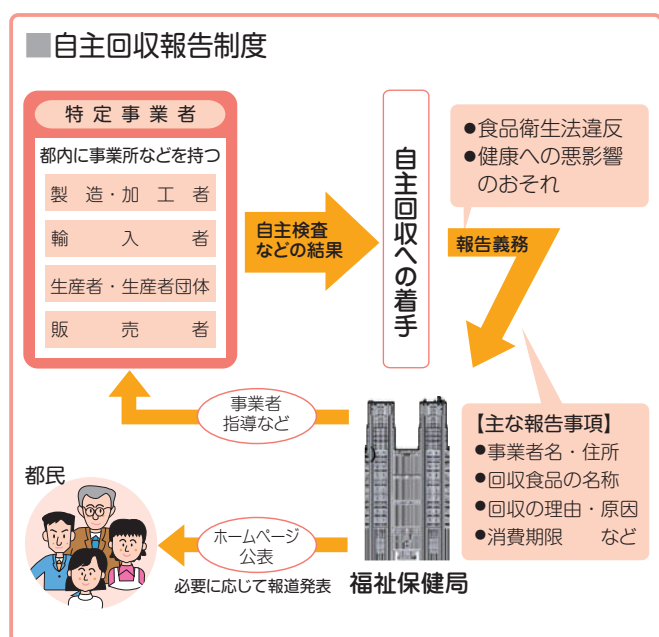
また、食品事業者に対して正しい知識と情報を提供するため、新しい食品表示制度の解説DVDの作成や適正表示推進者の育成を行っています。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

自主回収報告制度

食品製造事業者などが自ら食品衛生法違反などに気付き、その食品の自主回収を行う場合に都への報告を義務付け、都がその情報を都民に提供します。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)



食品衛生自主管理認証制度

一部新規

食品関係施設が取り組む自主的な衛生管理を積極的に評価する制度です。各施設の衛生管理の方法について、都が指定した第三者機関が審査し、都が定める基準を満たしていると認められる施設を申請により認証し、広く都民に公表します。

本制度の活用を推進するため、チェーン店の衛生管理を認証する仕組み、既にISO等の国際規格等の認証を受けている施設を認証する仕組み及び認証取得前の取組から段階的に評価する仕組みを導入し、普及拡大を図っています。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品安全審議会

都民や事業者、学識経験者により構成される知事の附属機関として、食品安全推進計画など、都における食品の安全確保に関する施策を審議します。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品安全情報の提供

食の安全に関する正しい情報を共有するため、消費者・事業者・行政が食の安全について意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催するとともに、食品等に関する話題を提供する電子メールマガジン「食楽eマガジン」を発行しています。

また、都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするホームページでの情報提供を行っています。

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部食品監視課)

健康食品対策

健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止のため、表示や医薬品成分の検査、取扱事業者向け講習会などの開催、医療機関と連携した健康被害の情報収集を実施しています。

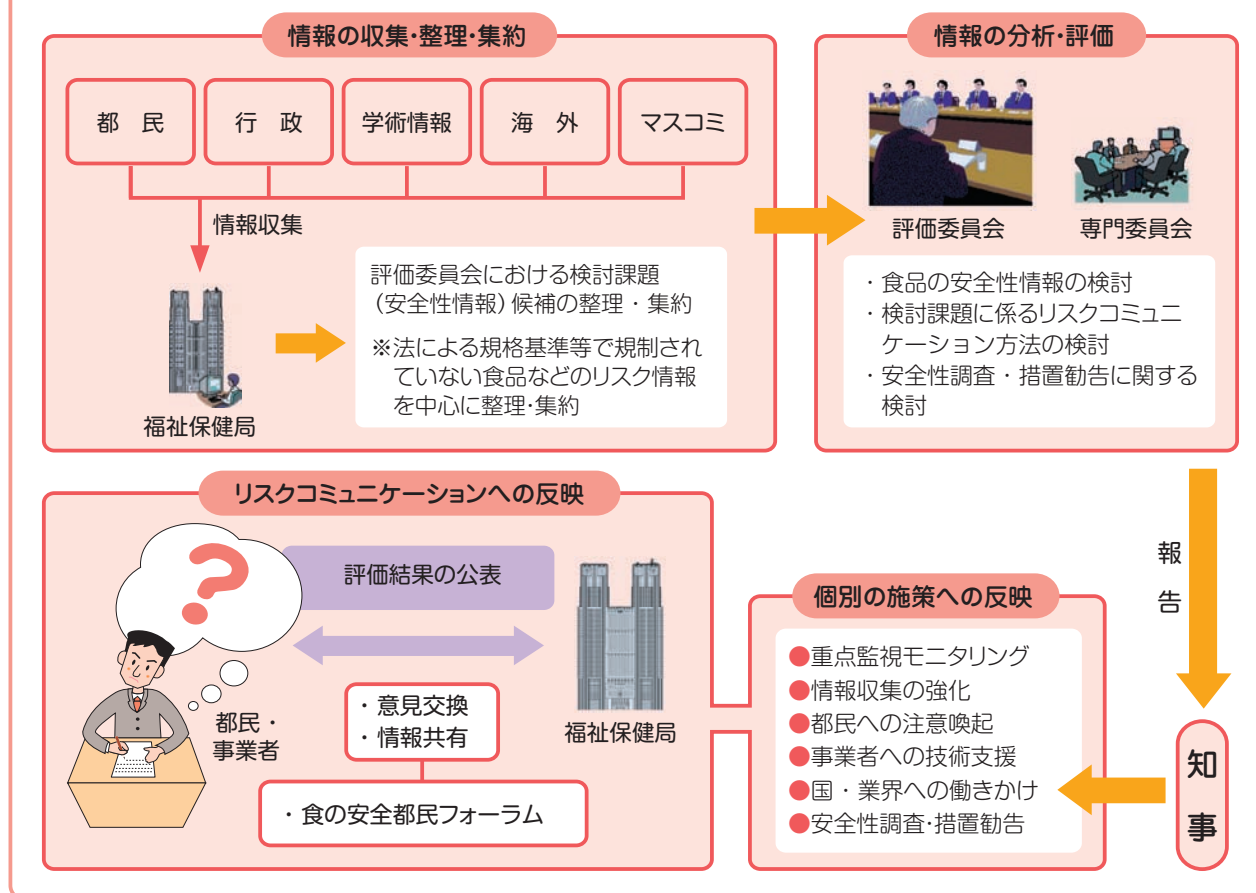
(健康安全研究センター)

食品安全情報評価委員会

都民や学識経験者により構成され、食品等の安全性に関する情報の収集・分析・評価を行います。

(健康安全研究センター)

■食品安全情報評価委員会



医薬品等の安全

医薬品や化粧品は、私たちの健康や生活に密着した不可欠なものです。都では、医薬品等について製造から使用に至るまでいろいろな視点から品質、有効性、安全性の確保に取り組んでいます。一方、麻薬や覚醒剤などの乱用は、健康を害することになり、非常に危険です。最近では危険ドラッグが次々と出回るなど青少年への乱用拡大が懸念されているため、指導取締りや普及啓発の充実など、総合的な対策を一層強化します。

医薬品等の承認・審査

都民に提供される医薬品及び医薬部外品の品質、有効性、安全性を確認するため、品目の承認・審査を行っています。
(福祉保健局健康安全部薬務課)

事業者の許可

医薬品等が適正な品質管理・安全管理の下で製造され、流通されるよう、製造販売業・製造業等の事業者の許可を行っています。
(健康安全研究センター)

事業者に対する監視指導

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売等を行っている事業者への立入調査（製品の品質確認のための製造所調査、副作用報告や安全確保措置確認のための事務所調査）を行っています。
(健康安全研究センター)

違反品等の指導取締り

一部新規

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許認可を取得していない違反品について、指導取締りを行っています。健康食品については、医薬品成分が含有されていないか調査するため、買上げによる成分検査を実施しています。

また、危険ドラッグに関しては、ビッグデータや流通実態調査等により、国内外での流行動向を把握し、買上げによる成分検査を実施するなど、速やかな規制につなげる体制整備や違反品の販売中止措置等による、市場からの排除に努めています。

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部薬務課)

医薬品等の広告監視

テレビや雑誌、インターネットなどによる医薬品等の広告が虚偽誇大にならないよう、監視指導を実施しています。また、広告を行おうとする事業者に対して相談指導を行っています。(福祉保健局健康安全部薬務課)

身近な健康相談の支援

都民が地域の身近な薬局を活用して、医薬品や健康に関する不安を解消できるよう、手軽に薬局を検索できるホームページ、携帯電話サイトを提供しています。

HP

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

(福祉保健局健康安全部薬務課)



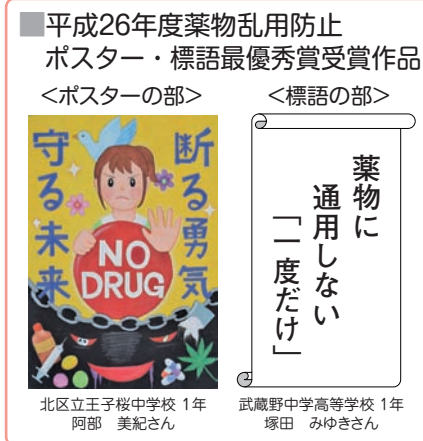
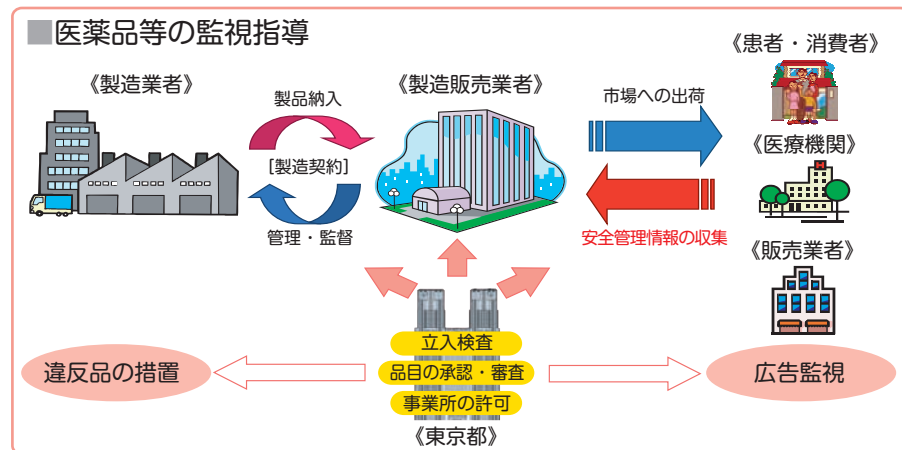
危険ドラッグなどの薬物乱用防止

一部新規

危険ドラッグ対策を中心として、薬物乱用防止ポスター・標語の募集、薬物専門講師の養成、各種啓発資料の配布、サイバー監視の拡充、専用サイトを活用した動画配信や危険性に関する情報提供による普及啓発のほか、麻薬中毒者相談員の協力のもと相談指導を行っています。

また、麻薬・向精神薬等取扱者の立入調査、不正な大麻・けしの抜去などの指導取締りを行っています。

(福祉保健局健康安全部薬務課)



生活環境に起因する健康影響への対応

大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されています。健康影響を未然に防ぐため、各種の保健施策、調査研究を実施しています。

医療費の助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病である、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫、慢性気管支炎に罹患している18歳未満の方で、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有するなど一定の要件を満たしている方に対して、医療費を助成しています。

また、18歳以上の方は、平成27年3月末時点で認定された気管支ぜん息の方を対象として、医療費を助成しています。(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

化学物質等ばく露量の調査

化学物質等による人へのばく露は食事が主要な経路の一つと考えられています。ダイオキシン類・重金属・放射性物質等について、一日の食事から摂取される推定総量を調査し、健康被害の未然防止を図っています。

(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

シックハウスの対策

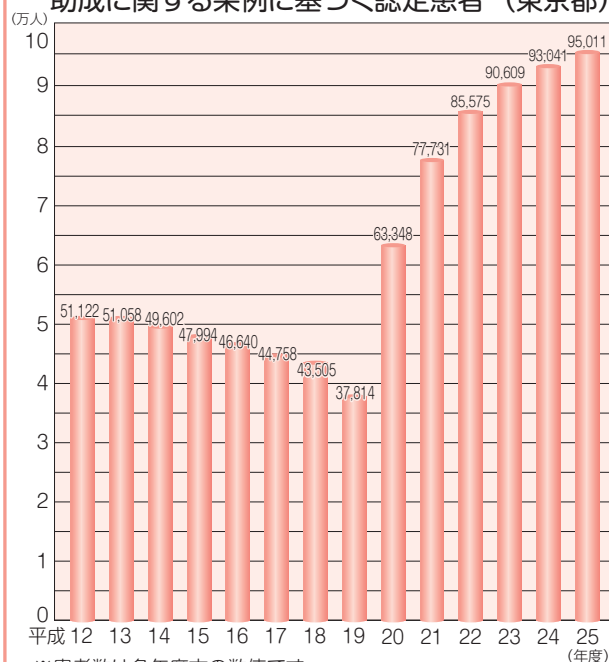
住居など建築物内の化学物質等に関する相談が多く寄せられているため、住まいの化学物質等についての相談や情報提供を行い、室内環境の向上を図っています。

(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

シックハウス：

住宅等において、建材等に含まれる化学物質やカビ・ダニアレルゲンなどに起因する眼・鼻・皮膚への刺激症状やめまい・頭痛などの健康被害の総称

■大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づく認定患者（東京都）



※患者数は各年度末の数値です。

※平成20年8月1日から平成27年3月31日まで、全年齢について気管支ぜん息の新規認定を行っていました。

大気汚染等の健康影響調査

大気汚染による健康影響についての調査研究や光化学スモッグによると思われる健康被害の発生状況の調査などを行っています。（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）

アスベストの健康相談

都内の保健所では、アスベストが原因と思われる健康障害に関する健康相談を行っています。

また、関係局が連携し、アスベストに関する最新の情報をホームページで提供しています。

（健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）

HP http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/asbestos/index.html

アレルギー疾患対策

アレルギー疾患に関する調査研究や患者・家族に対する相談のほか、講演会を開催しています。

食物アレルギーについては、小児を中心に対策を進めており、関係機関の職員を対象に研修も実施しています。

また、パンフレットやホームページに加え、平成25年度には「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、保育所等職員に配布するなど、正しい知識の情報提供に努めています。

（健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）

HP http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/

総合的な花粉症予防・治療対策

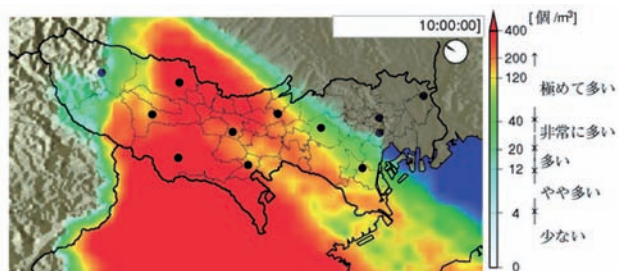
花粉症発症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ、ヒノキなどの花粉について飛散開始日や飛散数を予測・公表するとともに、花粉自動測定・予報システム（とうきょう花粉ネット）により、地域的・時間的によりきめ細かく迅速な花粉飛散予報を提供しています。また、治療法の開発では、患者負担の少ない根本的治療法である「舌下免疫療法」の臨床研究の結果を公表し、平成26年に治療薬が保険適用となりました。（健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）

HP http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/kafun/

花粉自動測定・予報システム

「とうきょう花粉ネット」の運用

1時間単位の花粉尘予報により、同じ1日の間でもどの時間帯に花粉が多いのかを把握できます。そのため、「花粉の多い時間帯の外出を避ける」あるいは「外出時にマスクやメガネなどの予防対策をする」など、花粉数に応じた予防行動を行うことが可能となります。



花粉予報システムによる地図情報イメージ図

アレルギーに関するリーフレットの一部

これから離乳食を始める保護者の方へ

食物アレルギーについて正しく知りましょう

お子さんが誕生して、そろそろ離乳食を始めようと考えている時期ですね。離乳食を始めるに当たり、食物アレルギーについて、心配されている方もいらっしゃるのではないでしょうか。食物アレルギーについて正しく知り、バランスのよい食生活をスタートしましょう。

食物アレルギーってなに？
食物アレルギーは食物によって起こるアレルギーで、多くは、食物に含まれるたんぱく質が、アレルギー反応を引き起こします。乳児期に多く発症し、成長とともに軽減していくことが多いのが特徴です。

食物アレルギーに起こる症状
皮膚のかゆみや湿疹、口や目のほろほろ感などがあります。その他に腫瘍やゼーゼーして息が苦しくなるなどの症状があらわれることがあります。まれに、腹痛や血便や下痢などのショック症状（アナフィラキシーショック）を起すなど、命にかかわることもあります。

原因となる食物とは
乳児期は、母乳・乳製品・小麦が多く、幼児期になると魚卵・ソバ・甲殻類（エビ・かになど）、ピーナッツ・果物などで新たに発症する例がみられます。学童期からは卵や小麦やソバが多くなります。

誤った判断で食物の除去をすることは、危険です
食物アレルギーの治療の基本は、正しい診断に基づいて、必要最小限の食品除去を決定すること（食べないこと）ですが、子供のアレルギーを心配するあまり、思い込みで食物の除去をしている例もみられます。誤った判断で除去を行うと、栄養が足りず、子供の発育・発達に影響を与えることがあります。食物アレルギーかもしれないと思ったら、医療機関を受診し、適切な治療を受けましょう。

東京都

ぜん息の患者さん、ご家族へ
～ぜん息の知識と対応法Q&A～

東京都

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応手順

アレルギー症状がある（呼吸困難、意識障害、全身症状など）
① 子供から目を離さない、ひとりにしない
② 助けを呼び、人を流さぬ
③ エピペン®と内服薬を持ってこよう指示する
A 施設内での対応

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？
5分以内に判断する
B 緊急性の判断と対応 B-1 参照

緊急性の判断と対応 B-2 参照
① たたきにエピペンを使用する
② 救急車を要請する（119番通報）
③ その場で安静にする
④ その場で救急隊を待つ
⑤ 可能な限り内服薬を飲ませる

緊急性の判断と対応 B-3 参照
① エピペン®の使い方
② 救急車のポイント
③ エピペン®の使い方

内服薬を飲ませる
保護室または、安静にできる場所へ移動する
5分以内に症状を軽減し、呼吸が安定した場合は、アレルギー症状の経過観察を行う。
アレルギー症状が持続する場合は、医師の指示に従って対応する。
C エピペン®の使い方

東京都

放射能測定体制及び情報発信の推進

空間放射線量の測定

都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により区市町村による測定を支援しています。

食品等の放射性物質の検査の実施

都内に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を

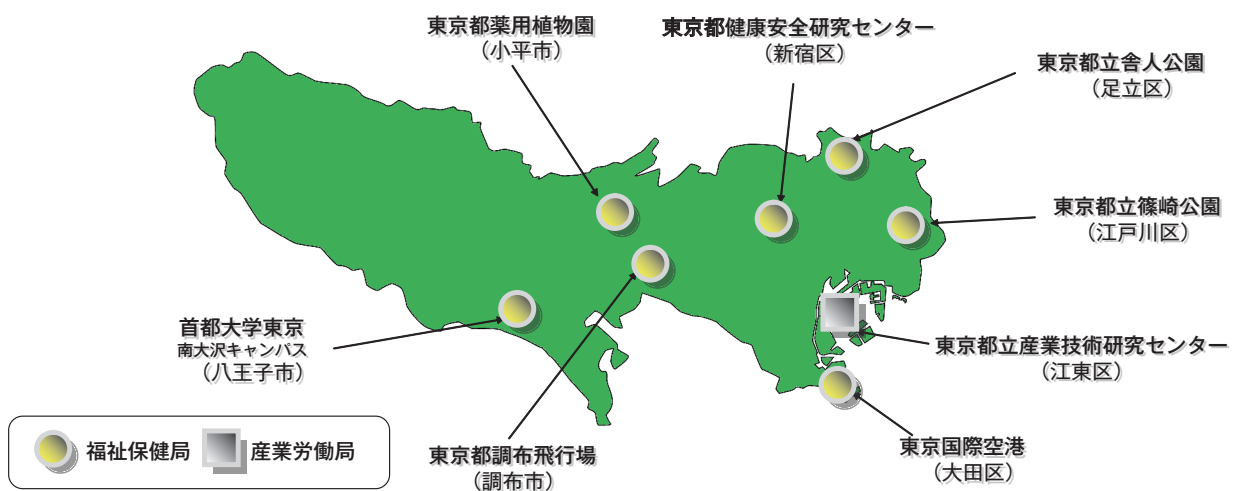
中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行っています。

情報発信の推進

放射能に関する測定・検査結果について随時ホームページで公表しています。また、外国人の方向けに英語版での情報提供をしています。

(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課、食品監視課、健康安全研究センター)

モニタリングポストの設置場所



衛生的な環境の確保

多くの人が利用する興行場、旅館、公衆浴場等の営業施設や水道施設等の衛生確保のため監視指導などを行っています。

(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

営業施設の衛生確保

理容所、美容所、クリーニング所、興行場（映画館、劇場など）、旅館、公衆浴場、プールなどの許可のほか、立入検査などの監視・指導を行っています。

特定建築物の衛生確保

事務所や店舗等の用途で一定規模以上の建築物について、空気環境、給排水管理などの監視・指導を行っています。

温泉利用の許可・監視指導等

温泉を利用する施設の許可や監視・指導を行っています。また、温泉成分分析を行う機関の登録や監視・指導を行っています。

飲料水の安全

水道施設などの監視指導や水質検査を行い、飲料水の安全を確保しています。また、簡易水道事業者などに対して、技術的・財政的支援を行っています。

ねずみ・衛生害虫等の相談・指導

ねずみ・衛生害虫等の被害を未然に防ぐため、適切な駆除方法等を普及啓発するとともに、都民からの相談に対応しています。

レジオネラ症の防止対策

公衆浴場、旅館、プール、社会福祉施設を対象に利用者への感染を防止するため、循環浴槽等の衛生管理について監視・指導や助言を行っています。

動物の愛護と管理

近年、犬や猫の他にも、様々な動物が飼育されるようになりました。一方で、飼育モラルの欠如による近隣への迷惑行為や動物取扱業での不適切な管理などペット動物に関する問題も生じています。また、人と動物の関係がより密接なものとなり、狂犬病、鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の予防も一層重要となっています。

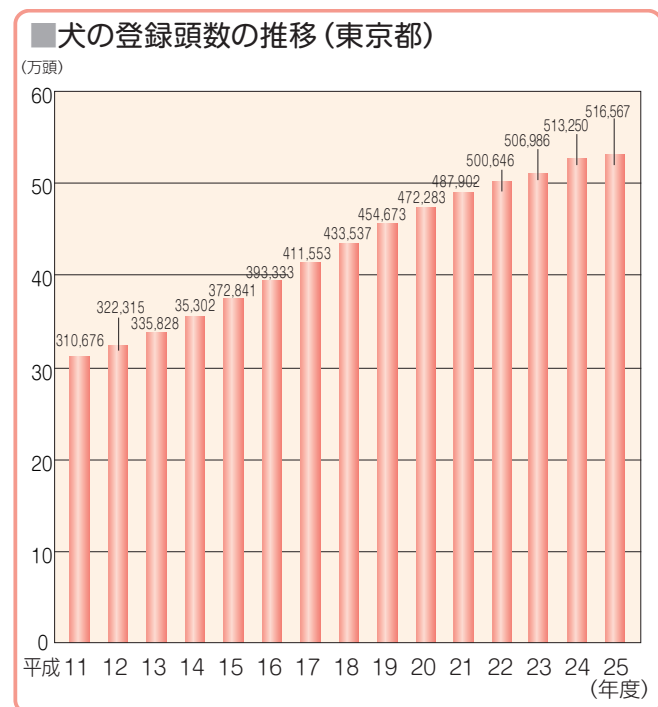
都では、平成26年3月、東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン※）を改定し、適正飼育の推進、事業者等への監視指導の強化、致死処分数減少を目指した取組の推進、災害対策等への的確な対応など人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、施策の着実な推進を図っています。

（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）

※「ハルスプラン」の「ハルス」とは、「人と動物との調和のとれた共生」（Human and Animal Live Together in Harmony）の各頭文字から「HALTH（ハルス）」としたものです。

動物愛護推進員

地域において、動物愛護や適正飼養についての普及啓発や助言、支援を行います。平成26年12月現在で、306名の動物愛護推進員を委嘱しています。



危険な動物の飼養規制

ライオン、わし、わになどの危険な動物（特定動物）についての飼養保管許可や飼養施設基準に基づく指導などを行っています。また、危害の発生防止のため、施設の立入調査による、監視指導を行っています。

動物愛護相談センター

動物行政の実動組織として、飼い主不明の犬の保護・収容、犬・猫の引取り、返還、譲渡、負傷動物の収容・治療、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養保管許可、動物由来感染症対策などを行っています。



負傷動物の治療

動物由来感染症

狂犬病や鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の人への感染防止のため、調査研究を行い、予防対策を講じるとともに、発生時に迅速な対応ができるよう、体制を整備しています。

動物取扱業の規制

動物の販売、保管、訓練、展示など動物取扱業の登録や監視指導を行っています。平成25年9月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正施行され、動物の対面販売の義務付けや幼齢の犬猫の取扱い等について規制が強化されました。

(8) 広域的自治体としての役割

行政の担うべき役割は、福祉・保健・医療サービスを直接提供することから、地域の現状やニーズを把握し、地域の特性等に応じた政策により、多様な提供主体から構成される地域のサービス提供システム全体を調整することへと変化しています。これを踏まえて東京都は、都全体を視野に入れた「広域的なシステム全体の調整者」として、サービスの提供を直接に担う人材や地域の多様な活動主体に対して、財政面や技術面からの支援、新たな仕組みづくり、指導検査等、様々な形で働きかけ等を行い、都全域における「ニーズとサービス提供の調和」を総合的に図っていきます。

区市町村の主体的な施策展開の支援

区市町村が地域特有のニーズをとらえ、地域の多様な社会資源を活用して施策を展開できるよう、広域的・専門的な視点から、区市町村の施策展開を支援していきます。

福祉保健区市町村包括補助事業（都の包括補助制度）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして実施する福祉・保健・医療サービスの各分野における事業を支援しています。
(福祉保健局総務部企画政策課)

■福祉保健区市町村包括補助事業の補助対象（例）

○高齢社会対策区市町村包括補助事業

- ・生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業
- ・見守りサポーター養成研修事業
- ・認知症普及啓発事業

○障害者施策推進区市町村包括補助事業

- ・区市町村ヘルプマーク活用推進事業
- ・障害者地域生活移行・定着化支援事業
- ・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業

○医療保健政策区市町村包括補助事業

- ・がん検診精度管理向上事業
- ・在宅療養環境整備支援事業
- ・飼い主のいない猫対策

○地域福祉推進区市町村包括補助事業

- ・福祉サービス第三者評価の実施
- ・成年後見活用あんしん生活創造事業
- ・情報バリアフリーに係る充実への支援
- ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
- ・スキルアップ・定着支援推進研修事業

○子供家庭支援区市町村包括補助事業

- ・病児・病後児保育促進事業
- ・保育サービス推進事業
- ・子供家庭支援センター事業
- ・ひとり親家庭地域生活サポート事業
- ・子育てスタート支援事業

サービスの信頼確保と質の向上への取組

多様な事業者・医療機関等が提供するサービスの中から、利用者・患者が安心してサービスを選択し利用するためには、サービス内容の情報提供や相談機能、契約締結支援、サービス評価・苦情対応などの支援が必要です。東京都は、関係各法に基づき、迅速・的確に権限を行使することにより、適正なサービス提供を促すとともに、サービスの質の一層の向上に向けた取組を推進しています。

社会福祉法人の認可・運営指導

社会福祉法の一部改正により、平成25年4月1日から、一つの区市の区域内で事業を実施する社会福祉法人の設立認可等を区（市）長が行うこととなり、複数の区市または町村の区域で事業を行う場合は都知事、事業が二以上の都道府県にわたる場合は

厚生労働大臣または関東信越厚生局長がそれぞれ設立認可等を行っています。

また、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の経営改善及び悪質な法令違反を行う法人等の解消に向けた対策を講じ、法人運営の適正化を図っています。
(福祉保健局指導監査部指導調整課)

社会福祉法人・施設等に対する指導検査

国、区市町村、関係機関と連携を図りつつ、事業者が法令を遵守し、適正なサービスを提供することはもとより、事業者を育成し、サービスの質が更に向上するよう、指導検査を行っています。多様な検査手法の活用などにより、多くの事業者を対象として効果的かつ効率的に実施するとともに、不正や不適切な事例には迅速に対応を図っています。

(福祉保健局指導監査部指導調整課)

指定市町村事務受託法人

公益財団法人東京都福祉保健財団が、介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人として、区市町村が行う実地指導の一部を担っています。

この受託法人の稼働により、区市町村では実地指導の体制整備・強化を、都ではより重点的かつ効果的な指導検査への取組を図っています。

福祉情報総合ネットワーク (とうきょう福祉ナビゲーション)

福祉サービスの利用者が自分のニーズにあったサービスを選ぶことができるよう、選択に必要な情報を提供する仕組みです。

ネットワークでは、高齢者、障害者、子供家庭など各分野について、サービス提供事業者やサービス内容及びサービス評価に関する情報などを提供しています。また、必要な情報を簡単に探すことができるよう「東京の福祉オールガイド」というガイドページを整備しています。これらは、だれもが情報を入力できるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、FAXなどの様々な方法で情報提供を行っています。

HP <http://www.fukunavi.or.jp/>

携帯電話

<http://mobile.fukunavi.or.jp/fukunavi/keitai/>

FAXサービス 03-6911-4717

音声案内 03-6911-4719

(福祉保健局総務部企画政策課)

民間社会福祉施設サービス推進費補助

民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

○民間社会福祉施設に対する「第三者評価の受審」と「経営情報公開」の義務化

利用者サービスの更なる向上を促進するとともに、施設運営の透明性を確保するため、下記の事項をサービス推進費の全額補助の要件としています。

- 1 都独自の第三者評価を少なくとも3年に1度は必ず受審し、結果を公表（受審しない年は、「利用者に対する調査」を実施）
- 2 施設の財務情報等（収入・支出、サービス推進費の状況等）を毎年度公表

(福祉保健局総務部企画政策課)

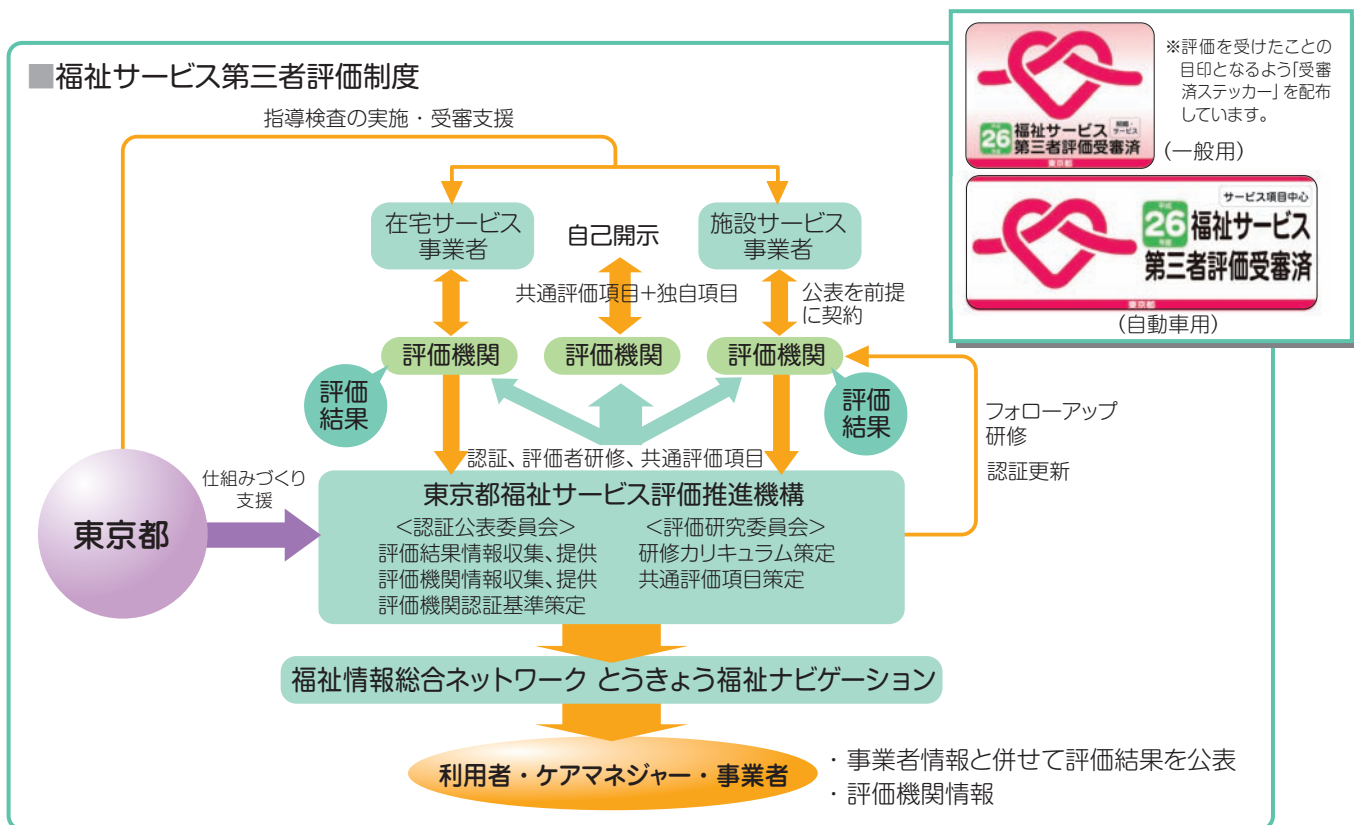
福祉サービス第三者評価制度

都における福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を持つ中立的な第三者である多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメントの力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。

利用者は、評価結果情報を活用して事業者やサービスを比較し、選択することができます。また、事業者も自らのサービスのレベルや事業経営の課題などを把握し、改善に着手することが期待できます。

都では、公益財団法人東京都福祉保健財団に「東京都福祉サービス評価推進機構」を設置し、平成15年度から福祉サービス第三者評価を本格実施しています。平成27年度も引き続き、評価制度の更なる普及、定着を図っていきます。

(福祉保健局指導監査部指導調整課)



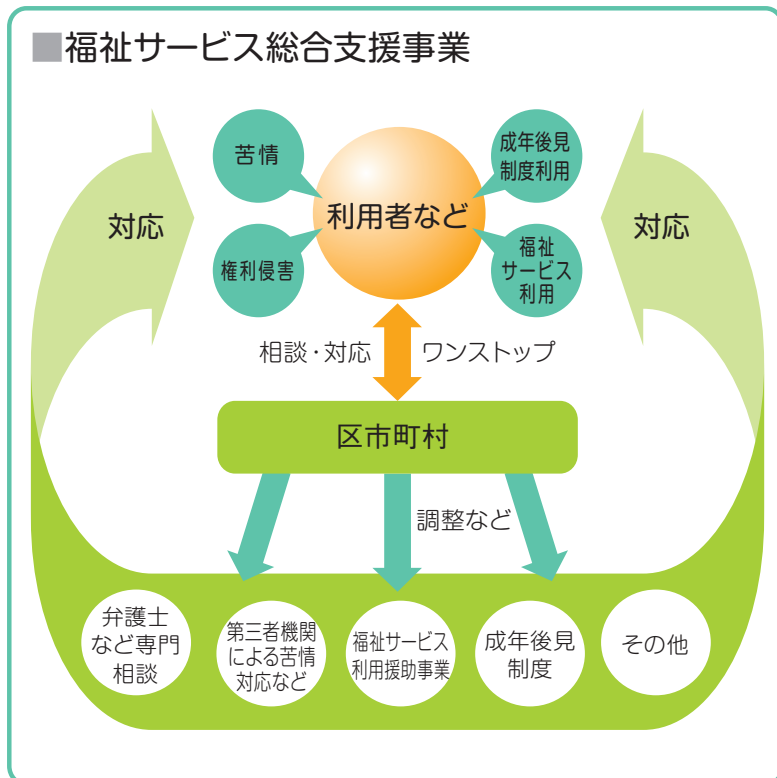
福祉サービス総合支援事業

福祉サービスの利用者などに対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的・一体的に実施するため、①福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談に一体的に対応、②判断能力が不十分な人々、要支援・要介護高齢者、身体障害者に対する福祉サービス利用援助、③苦情や権利擁護相談に対応する第三者機関などの設置の補助を行います。

○苦情対応の仕組み

福祉サービス利用者からの苦情は、相談者にとって身近で、事業者とも調整しやすい区市町村が中心となり、関係機関と連携をとりながら対応しています。また、東京都社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会でも相談に応じています。

(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)

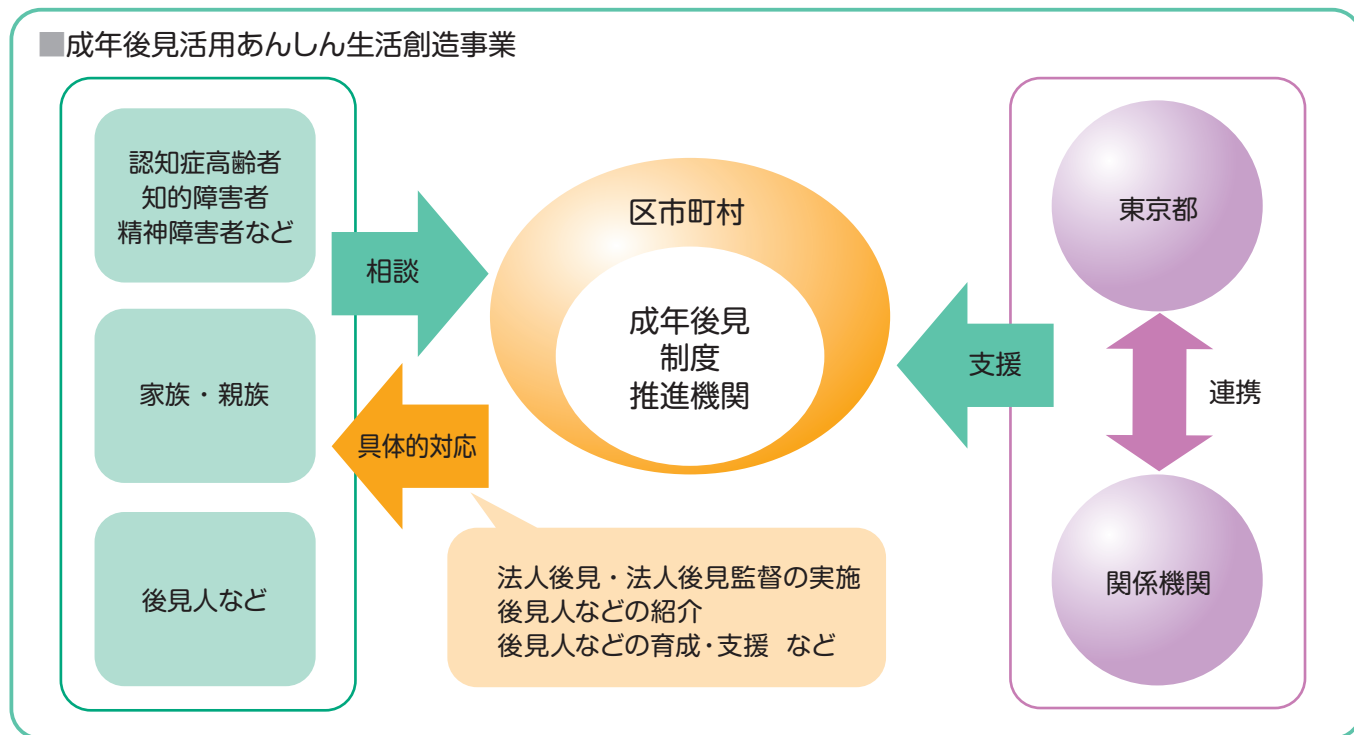


成年後見活用あんしん生活創造事業

認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない人々が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの利用や財産管理などをサポートする「成年後見制度」の活用が重要です。制度の積極的な

活用を図るため、区市町村における「成年後見制度推進機関」の設置・運営などを支援するとともに、都も制度の普及・促進に取り組んでいます。

(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)



新しい時代に合わせた都立施設改革

都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、先駆的に都民のニーズに応えるなど、重要な役割を果たしてきました。しかし、多様なニーズに対応したサービス提供や柔軟・効率的な運営を行う民間事業者等の参入が進む中、その在り方について、改めて見直していきます。(福祉保健局総務部企画政策課)

都立施設改革

利用者本位のサービス提供を更に進めるため、「民間でできることは、民間にゆだねる」ことを基本に、都立施設の改革を進めています。

現在、22施設について指定管理者制度を適用しているほか、平成27年度は、法改正や社会状況の変化を踏まえつつ、改革を一層推進していきます。

(9) 災害に備えた体制の充実・強化

東日本大震災における被災地での対応や都内で起きた事象、また、今後の首都直下型地震の際に都内で想定される事態を踏まえ、それに適切に対応できるよう対策を進めます。

社会福祉施設・医療施設等の耐震化の促進・機能の確保

医療施設耐震化の促進（再掲P.56） 社会福祉施設等の耐震化の推進

社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化経費の補助を実施するとともに、施設に対して積極的な働きかけを行い、耐震化を促進します。

（福祉保健局総務部総務課）

社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業

耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣などきめ細やかな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料）

耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料に補助を行い、保育所等の耐震化を一層強力に推進します。

保育施設の非構造部材耐震対策支援事業

保育施設の非構造部材の耐震化にかかる経費を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進します。

（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）

災害医療の充実

大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、体制を整備しています。

医療救護活動と災害用医療品などの備蓄

（再掲P.56）

災害拠点病院の整備

（再掲P.56）

災害医療派遣チーム（東京DMAT）の整備

（再掲P.56）

東京DMATカーの整備

（再掲P.56）

災害医療協議会

（再掲P.56）

地域災害医療連携会議

（再掲P.56）

災害医療コーディネーター

（再掲P.56）

被災者への支援

東京都では、区市町村や医療機関と連携した予防・応急対策や復旧を行うため、全庁的な地域防災計画、震災対策事業計画などを策定するとともに、各局においても活動マニュアルを整備するなど、災害に対して迅速に対応できる体制整備に努めています。

災害救助用物資の備蓄・提供（再掲P.48）

被災者への生活支援（再掲P.48）

福祉保健局職員による災害対策（再掲P.48）

災害時要配慮者対策の推進（再掲P.48）

在宅人工呼吸器使用者への支援

○在宅人工呼吸器使用者災害時支援

災害時要配慮者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時の適切な対応を行えるよう、要配慮者支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に災害

時の個別計画を作成することを支援します。

○在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

在宅人工呼吸器使用者の停電時等の安全を図るため、災害時の個別計画に基づき区市町村が行う予備電源等の確保を支援します。

○人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（再掲P.63）

東京都福祉保健局の組織・問い合わせ先

部	課	主な業務	電 話 市外局番は (03)	FAX
総務部	総務課	局の庶務、議会、文書、広報広聴、調査・統計	5320-4021	5388-1400
	企画政策課	局の企画調整、監理団体に係る調整	5320-4019	5388-1401
	計理課	予算・決算・会計	5320-4013	
	契約管財課	局の契約、財産及び物品の管理、工事、監査	5320-4025	5388-1400
	職員課	局の人事、組織、定数、福利厚生、研修	5320-4023	
指導監査部	指導調整課	指導検査の総合調整、社会福祉法人設立認可	5320-4192	5388-1415
	指導第一課	介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等への指導検査	5320-4287	
	指導第二課	保護施設及び宿泊所、児童養護施設、保育所等への指導検査	5320-4054	
	指導第三課	保険医療機関及び保険薬局等への指導検査	5320-4172	
医療政策部	医療政策課	医療政策の企画調整、医療改革の推進、地域医療対策、がん医療対策	5320-4423	5388-1436
	救急災害医療課	救急医療、災害医療、小児救急医療、周産期医療、へき地医療	5320-4427	5388-1441
	医療安全課	医療施設等許認可・監視指導、患者の声相談窓口	5320-4431	5388-1442
	医療人材課	医療従事者確保対策、免許、医療社会事業	5320-4441	5388-1436
	監察医務院・看護専門学校 (7)			
保健政策部	保健政策課	保健政策の企画調整、保健所事務事業の調整・管理	5320-4352	5388-1427
	健康推進課	健康づくりの推進、成人保健対策、健康増進事業、がん予防、地域がん登録、保健栄養事業・栄養士免許	5320-4356	
	疾病対策課	難病対策、被爆者援護、臓器移植・献血対策	5320-4471	5388-1437
	医療助成課	医療費助成	5320-4453	
	国民健康保険課	国保事業及び後期高齢者医療制度の財政、区市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合等指導、審査会	5320-4164	5388-1409
	保健所 (6、出張所4、支所2)			
生活福祉部	計画課	生活福祉の企画調整、旧軍人等の恩給	5320-4063	5388-1405
	保護課	生活保護、保護施設及び宿泊所の運営指導、保護の実施機関への指導検査	5320-4064	
	生活支援課	低所得者の福祉対策、路上生活者対策、中国帰国者対策、山谷対策	5320-4072	
	地域福祉推進課	福祉人材対策、福祉のまちづくり、民生・児童委員、権利擁護	5320-4049	
	西多摩福祉事務所			
高齢社会対策部	計画課	高齢者施策の企画調整、高齢者保健福祉計画の策定	5320-4568	5388-1395
	介護保険課	介護保険に係る財政、区市町村指導、審査会、事業者指定	5320-4291	
	在宅支援課	高齢者の在宅福祉、認知症高齢者への支援	5320-4271	
	施設支援課	施設事業者の運営指導、介護老人福祉施設等の整備費補助 ナーシングホームなど都立高齢者施設等の管理・運営、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営支援	5320-4264	5388-1391
	ナーシングホーム (1)			
少子社会対策部	計画課	子供・家庭・女性施策の企画調整、子供・子育て支援総合計画	5320-4113	5388-1406
	家庭支援課	子育て支援事業、児童相談所の企画・調整等、小児慢性特定疾病等医療費助成、母子保健事業	5320-4371	
	育成支援課	ひとり親家庭の支援、女性福祉施策、社会的養護、児童に関する手当	5320-4125	
	保育支援課	保育対策	5320-4128	
	児童相談センター・児童相談所 (10)・児童自立支援施設 (2)・女性相談センター (1、支所1)			
障害者施策推進部	計画課	障害者施策の企画調整、障害者計画の策定、事業者指定	5320-4143	5388-1407
	自立生活支援課	障害者の在宅福祉、障害者の就労支援、障害者の社会参加推進	5320-4146	5388-1408
	居住支援課	障害者の居住に関する支援、施設事業者の運営指導、都立障害者施設の運営	5320-4151	5388-1407
	精神保健・医療課	精神障害者の保健医療、障害者の医療支援、発達障害・高次脳機能障害等支援体制の整備	5320-4461	5388-1417
	心身障害者福祉センター (1、支所1)・障害者福祉会館・療育医療センター (1、分園2)・療育園・療育センター・総合精神保健福祉センター (2)・精神保健福祉センター			

部	課	主な業務	電 話	FAX
			市外局番は (03)	
健康安全部	健康安全課	健康安全対策の企画調整	5320-4458	5388-1426
	食品監視課	食品の規格・基準、食中毒対策	5320-4401	5388-1431
	薬務課	薬事関係免許、薬物乱用防止対策、医薬品等の許認可、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく監視指導、医薬品の広告の適正化	5320-4511	5388-1434
	環境保健衛生課	環境に係る健康影響対策、アレルギー・花粉症対策、環境衛生施設の衛生対策、動物愛護管理、動物由来感染症対策、貯水槽水道対策、水道事業の監督・支援	5320-4385	5388-1426
	感染症対策課	感染症・結核・エイズ等の予防対策	5320-4481	5388-1432
健康安全研究センター (1)・市場衛生検査所 (1、出張所2)・食肉衛生検査所 (1)・動物愛護相談センター (1、支所1、出張所1)				

●その他、本誌の内容に関するお問い合わせは

東京都福祉保健局総務部総務課広報係 電 話 03-5320-4032 (直通) / 03-5321-1111 (都庁代表) 32-141 (内線) FAX 03-5388-1449

相談の窓口

●福祉事務所

名 称	電話・FAX
千代田区	☎03-3264-2111 FAX 03-3264-0927
中央区	☎03-3543-0211 FAX 03-3248-1322
港区芝地区総合支所	☎03-3578-3111 FAX 03-3578-2439
港区麻布地区総合支所	☎03-3583-4151 FAX 03-3583-0892
港区赤坂地区総合支所	☎03-5413-7011 FAX 03-3402-8192
港区高輪地区総合支所	☎03-5421-7611 FAX 03-5421-7613
港区芝浦港南地区総合支所	☎03-3456-4151 FAX 03-5445-4590
新宿区	☎03-3209-1111 FAX 03-3209-0278
文京区	☎03-3812-7111 FAX 03-5803-1354
台東区	☎03-5246-1111 FAX 03-5246-1179
墨田区	☎03-5608-1111 FAX 03-5608-6413
江東区 (第一課)	☎03-3645-3101 FAX 03-3647-4917
江東区 (第二課)	☎03-3637-2701 FAX 03-3683-3722
品川区	☎03-3777-1111 FAX 03-5742-6879
目黒区	☎03-3715-1111 FAX 03-5722-9340
大田区大森生活福祉課	☎03-5764-0665 FAX 03-5764-0663
大田区調布生活福祉課	☎03-3726-0791 FAX 03-3726-6655
大田区蒲田生活福祉課	☎03-5713-1706 FAX 03-5713-1113
大田区糀谷・羽田生活福祉課	☎03-3741-6521 FAX 03-3741-5188
世田谷区世田谷	☎03-5432-1111 FAX 03-5432-3034
世田谷区北沢	☎03-3323-1033 FAX 03-3323-9925
世田谷区玉川	☎03-3702-1730 FAX 03-3702-1520
世田谷区砧	☎03-3482-1343 FAX 03-5490-1139
世田谷区烏山	☎03-3326-6111 FAX 03-3326-6169
渋谷区	☎03-3463-1211 FAX 03-5458-4933
中野区	☎03-3389-1111 FAX 03-3228-5664
杉並区 (高円寺事務所)	☎03-5306-2611 FAX 03-5306-2620
杉並区 (荻窪事務所)	☎03-3398-9104 FAX 03-3398-9598
杉並区 (高井戸事務所)	☎03-3332-7221 FAX 03-3335-5641
豊島区 (生活福祉課)	☎03-3981-1111 FAX 03-3981-4849
豊島区 (西部生活福祉課)	☎03-5917-5761 FAX 03-5917-5769
北区	☎03-3908-1111 FAX 03-3908-7171
荒川区	☎03-3802-3111 FAX 03-3802-0050
板橋区板橋	☎03-3579-2322 FAX 03-3579-5974
板橋区赤塚	☎03-3938-5126 FAX 03-3938-5820

名 称	電話・FAX
板橋区志村	☎03-3968-2331 FAX 03-3965-0180
練馬区練馬総合	☎03-3993-1111 FAX 03-5984-1213
練馬区石神井総合	☎03-5393-2801 FAX 03-3995-1137
練馬区光が丘総合	☎03-5997-7713 FAX 03-5997-9701
練馬区大泉総合	☎03-5905-5262 FAX 03-5905-5277
足立区 (生活保護指導課)	☎03-3880-5482 FAX 03-3880-5663
足立区 (千住福祉課)	☎03-3888-3141 FAX 03-3888-5344
足立区 (東部福祉課)	☎03-3605-7105 FAX 03-5697-6560
足立区 (西部福祉課)	☎03-3897-5011 FAX 03-3856-7229
足立区 (北部福祉課)	☎03-3883-6800 FAX 03-3860-5077
葛飾区 (西生活課)	☎03-3695-1111 FAX 03-5698-1554
葛飾区 (東生活課)	☎03-3607-2152 FAX 03-5699-4752
江戸川区 (第一課)	☎03-3652-1151 FAX 03-3656-5869
江戸川区 (第二課)	☎03-3657-7855 FAX 03-3673-2938
江戸川区 (第三課)	☎03-5659-6610 FAX 03-5659-6615
八王子市	☎042-626-3111 FAX 042-627-5956
立川市	☎042-523-2111 FAX 042-523-2143
武蔵野市	☎0422-51-5131 FAX 0422-51-9214
三鷹市	☎0422-45-1151 FAX 0422-45-5376
青梅市	☎0428-22-1111 FAX 0428-22-3508
府中市	☎042-364-4111 FAX 042-366-1457
昭島市	☎042-544-5111 FAX 042-546-8855
調布市	☎042-481-7111 FAX 042-481-7058
町田市	☎042-722-3111 FAX 050-3101-1651
小金井市	☎042-383-1111 FAX 042-384-2524
小平市	☎042-341-1211 FAX 042-346-9498
日野市	☎042-585-1111 FAX 042-583-4198
東村山市	☎042-393-5111 FAX 042-395-2131
国分寺市	☎042-325-0111 FAX 042-325-9026
国立市	☎042-576-2111 FAX 042-576-2138
福生市	☎042-551-1511 FAX 042-552-5150
狛江市	☎03-3430-1111 FAX 03-3480-1133
東大和市	☎042-563-2111 FAX 042-563-5928
清瀬市	☎042-492-5111 FAX 042-492-5139
東久留米市	☎042-470-7777 FAX 042-470-7808

名 称	電話・FAX
武蔵村山市(第1グループ)	☎042-565-1111 FAX 042-565-1504
武蔵村山市(第2グループ)	☎042-590-2230 FAX 042-590-2232
多摩市	☎042-375-8111 FAX 042-371-1200
稲城市	☎042-378-2111 FAX 042-378-5677
羽村市	☎042-555-1111 FAX 042-555-7323
あきる野市	☎042-558-1111 FAX 042-558-1170
西東京市	☎042-464-1311 FAX 042-423-4321
西多摩	☎0428-22-1165 FAX 0428-23-4068
大島支庁	☎04992-2-4421 FAX 04992-2-4424
三宅支庁	☎04994-2-1311 FAX 04994-2-1043
八丈支庁	☎04996-2-1112 FAX 04996-2-3601
小笠原支庁	☎04998-2-2121 FAX 04998-2-2152

●特別区保健所（保健相談所）・保健センター

	名 称	電 話
千代田区	千代田保健所	☎03-5211-8161
中央区	中央区保健所	☎03-3541-5936
	中央区日本橋保健センター	☎03-3661-3515
	中央区月島保健センター	☎03-5560-0765
	港区	港区みなと保健所
新宿区	新宿区保健所	☎03-3209-1111
	新宿区牛込保健センター	☎03-3260-6231
	新宿区四谷保健センター	☎03-3351-5161
	新宿区東新宿保健センター	☎03-3200-1026
	新宿区落合保健センター	☎03-3952-7161
文京区	文京区文京保健所	☎03-5803-1223
	文京区保健サービスセンター	☎03-5803-1805
	文京区保健サービスセンター本郷支所	☎03-3821-5106
台東区	台東区台東保健所	☎03-3847-9401
	台東区浅草保健相談センター	☎03-3844-8171
墨田区	墨田区保健所	☎03-5608-1111
	墨田区向島保健センター	☎03-3611-6135
	墨田区本所保健センター	☎03-3622-9137
江東区	江東区保健所	☎03-3647-5855
	城東保健相談所	☎03-3637-6521
	深川保健相談所	☎03-3641-1181
	深川南部保健相談所	☎03-5632-2291
	城東南部保健相談所	☎03-5606-5001
品川区	品川区保健所	☎03-5742-9132
	品川保健センター	☎03-3474-2000
	大井保健センター	☎03-3772-2666
	荏原保健センター	☎03-3788-2000
目黒区	目黒区保健所	☎03-5722-9586
	碑文谷保健センター	☎03-3711-6446
大田区	大田区保健所（保健衛生課）	☎03-5744-1262
	大田区保健所（生活衛生課）	☎03-5764-0691
	大田区保健所（健康づくり課）	☎03-5744-1661
	大田区保健所（大森地域健康課）	☎03-5764-0661

	名 称	電 話
大田区	大田区保健所（調布地域健康課）	☎03-3726-4145
	大田区保健所（蒲田地域健康課）	☎03-5713-1701
	大田区保健所（荏谷・羽田地域健康課）	☎03-3743-4161
世田谷区	世田谷保健所	☎03-5432-2432
	世田谷総合支所（健康づくり課）	☎03-5432-2893
	北沢総合支所（健康づくり課）	☎03-3323-1731
	玉川総合支所（健康づくり課）	☎03-3702-1948
	砧総合支所（健康づくり課）	☎03-3483-3161
	烏山総合支所（健康づくり課）	☎03-3308-8228
渋谷区	渋谷区保健所	☎03-3463-1211
	恵比寿保健相談所	☎03-3443-6251
	幡ヶ谷保健相談所	☎03-3374-7591
中野区	中野区保健所	☎03-3382-6661
	中部すこやか福祉センター	☎03-3367-7788
	北部すこやか福祉センター	☎03-3389-4321
	南部すこやか福祉センター	☎03-3380-5551
	鷺宮すこやか福祉センター	☎03-3336-7111
杉並区	杉並保健所（地域保健課）	☎03-3391-1355
	杉並保健所（生活衛生課）	☎03-3391-1991
	杉並保健所（健康推進課）	☎03-3391-1015
	杉並保健所（保健予防課）	☎03-3391-1025
	荻窪保健センター	☎03-3391-0015
	高井戸保健センター	☎03-3334-4304
	高円寺保健センター	☎03-3311-0116
	上井草保健センター	☎03-3394-1212
	和泉保健センター	☎03-3313-9331
豊島区	池袋保健所（地域保健課）	☎03-3987-4203
	池袋保健所（生活衛生課）	☎03-3987-4175
	池袋保健所（健康推進課）	☎03-3987-4172
	長崎健康相談所	☎03-3957-1191
北区	北区保健所（生活衛生課）	☎03-3919-0376
	北区保健所（保健予防課）	☎03-3919-3101
	北区保健所（健康いきがい課）	☎03-6903-0122
	王子福祉保健センター	☎03-3908-9087
	赤羽福祉保健センター	☎03-3903-6481
	赤羽福祉保健センター （赤羽高齢者あんしんセンター）	☎03-3903-4167
	赤羽福祉保健センター （障害福祉課）	☎03-3903-4161
	滝野川福祉保健センター	☎03-3915-0186
荒川区	荒川区保健所（生活衛生課）	☎03-3802-3111
	荒川区保健所（健康推進課）	☎03-3802-3111
	荒川区保健所（保健予防課）	☎03-3802-3111
板橋区	板橋区保健所（健康推進課）	☎03-3579-2302
	板橋区保健所（生活衛生課）	☎03-3579-2332
	板橋区保健所（予防対策課）	☎03-3579-2329
	板橋健康福祉センター	☎03-3579-2333
	上板橋健康福祉センター	☎03-3937-1041
	赤塚健康福祉センター	☎03-3979-0511
	志村健康福祉センター	☎03-3969-3836
	高島平健康福祉センター	☎03-3938-8621

●特別区保健所（保健相談所）・保健センター

名 称		電 話
練馬区	練馬区保健所（生活衛生課）	☎03-5984-2483
	練馬区保健所（保健予防課）	☎03-5984-2484
	豊玉保健相談所	☎03-3992-1188
	北保健相談所	☎03-3931-1347
	光が丘保健相談所	☎03-5997-7722
	石神井保健相談所	☎03-3996-0634
	大泉保健相談所	☎03-3921-0217
	関保健相談所	☎03-3929-5381
足立区	足立保健所（生活衛生課）	☎03-3880-5361
	足立保健所（保健予防課）	☎03-3880-5892
	足立保健所（こころからだの健康づくり課）	☎03-3880-5433
	中央本町保健総合センター	☎03-3880-5351
	竹の塚保健総合センター	☎03-3855-5082
	江北保健総合センター	☎03-3896-4004
	千住保健総合センター	☎03-3888-4277
	東和保健総合センター	☎03-3606-4171
	足立保健所（衛生試験所）	☎03-3880-5370
葛飾区	葛飾区保健所	☎03-3602-1222
	葛飾区保健所（地域保健課）	☎03-3602-1231
	葛飾区保健所（生活衛生課）	☎03-3602-1242

名 称		電 話
葛飾区	葛飾区保健所（健康推進課）	☎03-3602-1268
	葛飾区保健所（保健予防課）	☎03-3602-1274
	青戸保健センター	☎03-3602-1284
	金町保健センター	☎03-3607-4141
	小菅保健センター	☎03-3602-8403
	新小岩保健センター	☎03-3696-3781
	高砂保健センター	☎03-3672-8135
	水元保健センター	☎03-3627-1911
江戸川区	江戸川保健所（生活衛生課）	☎03-3658-3177
	江戸川保健所（保健予防課）	☎03-5661-2464
	中央健康サポートセンター	☎03-5661-2467
	小岩健康サポートセンター	☎03-3658-3171
	東部健康サポートセンター	☎03-3678-6441
	清新町健康サポートセンター	☎03-3878-1221
	葛西健康サポートセンター	☎03-3688-0154
	鹿骨健康サポートセンター	☎03-3678-8711
	小松川健康サポートセンター	☎03-3683-5531
	なぎさ健康サポートセンター	☎03-5675-2515

●都保健所

名 称	管轄地域	電 話・FAX
西多摩保健所	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	☎0428-22-6141 FAX 0428-23-3987
南多摩保健所	日野市、多摩市、稲城市	☎042-371-7661 FAX 042-375-6697
多摩立川保健所	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	☎042-524-5171 FAX 042-528-2777
多摩府中保健所	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	☎042-362-2334 FAX 042-360-2144
多摩小平保健所	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	☎042-450-3111 FAX 042-450-3261
島しょ保健所	島しょ全域	☎03-5320-4342 FAX 03-5388-1428
島しょ保健所大島出張所	大島町、利島村	☎04992-2-1436 FAX 04992-2-1740
島しょ保健所大島出張所新島支所	新島村	☎04992-5-1600 FAX 04992-5-1649
島しょ保健所大島出張所神津島支所	神津島村	☎04992-8-0880 FAX 04992-8-0882
島しょ保健所三宅出張所	三宅村、御蔵島村	☎04994-2-0181 FAX 04994-2-1009
島しょ保健所八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	☎04996-2-1291 FAX 04996-2-0632
島しょ保健所小笠原出張所	小笠原村	☎04998-2-2951 FAX 04998-2-2953

※飲食店や理美容所などの申請・届出や保健相談などを行う窓口として、各保健所のほかに、2か所の「保健所地域センター」を設置しています。
 ・西多摩保健所秋川地域センター（☎042-596-3113）
 ・多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター（☎0422-54-2209）

●中核市保健所・保健センター

名 称		電 話
八王子市	八王子市保健所	☎042-645-5111
	八王子市大横保健センター	☎042-625-6501
	八王子市東浅川保健センター	☎042-667-1331
	八王子市南大沢保健センター	☎042-679-2205

●政令市保健所・保健センター

名 称		電 話
町田市	町田市保健所	☎042-722-0621
	町田市健康福祉会館	☎042-725-5471
	町田市健康福祉会館鶴川分館	☎042-736-1600

●市町村保健センター

名	称	電 話
立川市	立川市健康会館	☎042-527-3272
武蔵野市	武蔵野市立保健センター	☎0422-51-0700
三鷹市	三鷹市総合保健センター	☎0422-46-3254
青梅市	青梅市健康センター	☎0428-23-2191
府中市	府中市保健センター	☎042-368-5311
	府中市保健センター分館	☎042-368-6510
昭島市	昭島市保健福祉センター「あいぼっく」	☎042-544-5126
調布市	調布市保健センター	☎042-441-6100
小金井市	小金井市保健センター	☎042-321-1240
	小金井市保健会場	—
小平市	小平市健康センター	☎042-346-3700
日野市	日野市生活・保健センター	☎042-581-4111
東村山市	東村山市保健福祉総合センター「いきいきプラザ」	☎042-393-5111
国分寺市	国分寺市ひかり保健センター	—
	国分寺市いずみ保健センター	☎042-321-1801
国立市	国立市保健センター	☎042-572-6111
	国立市保健センター（分室）	☎042-572-6111
西東京市	西東京市田無総合福祉センター	☎042-466-1670
	西東京市保谷保健福祉総合センター	☎042-464-1311
福生市	福生市保健センター	☎042-552-0061

名	称	電 話
狛江市	狛江市保健センター（あいびあセンター）	☎03-3488-1181
東大和市	東大和市立保健センター	☎042-565-5211
清瀬市	清瀬市健康センター	☎042-492-5111
東久留米市	東久留米市わくわく健康プラザ内	☎042-477-0022
武蔵村山市	武蔵村山市保健相談センター	☎042-565-9315
	武蔵村山市保健相談センターお伊勢の森分室	☎042-564-5421
多摩市	多摩市立健康センター	☎042-376-9111
稲城市	稲城市保健センター	☎042-378-3421
羽村市	羽村市保健センター	☎042-555-1111
あきる野市	あきる野市あきる野保健相談所	☎042-558-1111
	あきる野市五日市保健センター	連絡は市役所健康課へ
瑞穂町	瑞穂町保健センター	☎042-557-5072
日の出町	日の出町保健センター	☎042-597-0511
檜原村	檜原村やすらぎの里	☎042-598-3121
奥多摩町	奥多摩町保健福祉センター	☎0428-83-2777
大島町	大島けんこうセンター	☎04992-2-1471
新島村	新島村さわやか健康センター	☎04992-5-1856
神津島村	神津島村保健センター	☎04992-8-0010
八丈町	八丈町保健福祉センター	☎04996-2-5570
青ヶ島村	青ヶ島村保健センター	☎04996-9-0111

●児童相談所

名	称	管轄地域	電 話・FAX
児童相談センター		練馬区・小笠原支庁管内	☎03-5937-2311
		渋谷区・文京区・台東区・豊島区・大島支庁管内	☎03-5937-2314
		新宿区・中央区・港区・千代田区・八丈・三宅支庁管内	☎03-5937-2317 FAX 03-3366-6036
江東児童相談所		墨田区・江東区・江戸川区	☎03-3640-5432 FAX 03-3640-5466
品川児童相談所		品川区・目黒区・大田区	☎03-3474-5442 FAX 03-3474-5596
世田谷児童相談所		世田谷区・狛江市	☎03-5477-6301 FAX 03-5477-6300
杉並児童相談所		杉並区・中野区・武蔵野市・三鷹市	☎03-5370-6001 FAX 03-5370-6005
北児童相談所		北区・荒川区・板橋区	☎03-3913-5421 FAX 03-3913-9048
足立児童相談所		足立区・葛飾区	☎03-3854-1181 FAX 03-3890-3689
八王子児童相談所		八王子市・町田市・日野市	☎042-624-1141 FAX 042-624-3865
立川児童相談所		立川市・青梅市・昭島市・国立市・福生市・あきる野市・羽村市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町	☎042-523-1321 FAX 042-526-0150
小平児童相談所		小平市・小金井市・東村山市・国分寺市・西東京市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市	☎042-467-3711 FAX 042-467-5241
多摩児童相談所		多摩市・府中市・調布市・稲城市	☎042-372-5600 FAX 042-373-6200

名	称	受付時間	電 話・FAX
児童相談センター	電話相談室	月～金 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時（年末年始を除く）	☎03-3366-4152 聴覚言語障害者専用相談 FAX 03-3366-6036

●子供の権利擁護専門相談

名	称	電話・FAX・受付時間
話してみなよ	東京子どもネット	フリーダイヤル ☎・FAX 0120-874-374 月～金 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時
※メッセージダイヤル		フリーダイヤル ☎0120-874-376 （年中無休24時間）

●障害のある子供の就学相談

名	称	電話・FAX・受付時間
東京都特別支援教育	推進室	☎03-5228-3433 FAX 03-5228-3459 9時～17時（土日祝日年末年始を除く）

●東京都教育相談センター

名	称	電話・受付時間
東京都教育	相談センター	☎03-3360-8008 月～金 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時（開庁日、年末年始を除く）

●東京都女性相談センター

名 称	電話相談受付時間
女性相談センター	☎03-5261-3110 9時～20時（土日祝日年末年始を除く）
女性相談センター 多摩支所	☎042-522-4232 9時～16時（土日祝日年末年始を除く）

●配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話相談受付時間
東京ウィメンズ プラザ	☎03-5467-2455 9時～21時（年末年始除く）
女性相談センター	●東京都女性相談センター電話相談参照 ※緊急の場合（夜間・休日のみ） ☎03-5261-3911

●子供家庭支援センター

名 称	電話・FAX
千代田区児童・ 家庭支援センター	☎03-3256-8150 FAX 03-3256-8150
中央区立子ども 家庭支援センター	☎03-3534-2255 FAX 03-3534-2224 （虐待情報専用 03-3534-2228）
港区子ども 家庭支援センター	☎03-6400-0090 FAX 03-3455-4539 （虐待相談専用ダイヤル 03-6400-0092）
新宿区子ども 総合センター	☎03-3232-0675
文京区子ども 家庭支援センター	☎03-5803-1109 FAX 03-5803-1345
台東区日本堤子ども 家庭支援センター	☎03-5824-2535 FAX 03-3873-2617 （虐待相談専用 03-3875-1889）
墨田区子育て 支援総合センター	☎03-5630-6351 FAX 03-5630-6352
江東区南砂子ども 家庭支援センター	☎03-5617-7772 FAX 03-5617-7773 （虐待ホットライン 03-3646-5481）
品川区子育て 支援センター	☎03-5749-1032 FAX 03-5749-1036
目黒区子ども 家庭支援センター	☎03-3715-2641 FAX 03-3715-7604 （虐待相談専用：月～金 03-5722-9743）
大田区子ども 家庭支援センター	☎03-5753-7830 FAX 03-3763-0199 （虐待通告専用：月～金 03-5753-9924）
世田谷区子ども 家庭支援センター せたがや子ども家庭支援センター	☎03-5432-2915 FAX 03-5432-3034
渋谷区子ども 家庭支援センター	☎0120-135-415
中野区子ども 家庭支援センター	☎03-3228-7867 FAX 03-3228-7875
杉並区子ども 家庭支援センター	☎03-5929-1901 FAX 03-5929-1903
豊島区東部子ども 家庭支援センター	☎03-5980-5275 （子ども専用 0120-618-471）
北区子ども 家庭支援センター	☎03-3927-0874 FAX 03-3912-9668 （虐待相談専用：月～金 03-3912-1894）
荒川区子ども 家庭支援センター	☎03-3805-5523 FAX 03-3805-5733 （あらかわキッズコール 24 0120-536-883）
板橋区子ども 家庭支援センター	☎03-3579-2656 FAX 03-3579-2659 （虐待相談専用 03-3579-2658）
練馬区練馬子ども 家庭支援センター	☎03-3993-8155 FAX 03-3993-8215 （虐待相談専用 03-3993-2066）
足立区こども 支援センターげんき	☎03-3852-3535 FAX 03-3852-2864
葛飾区子ども 総合センター	☎03-3602-1386 FAX 03-3602-1392 （虐待専用電話 03-3602-1389）
江戸川区子ども 家庭支援センター	☎03-3877-2460 FAX 03-3877-2461 （児童虐待 SOS 03-5662-5115）
八王子市子ども 家庭支援センター	☎042-656-8225 FAX 042-656-8226
立川市子ども 家庭支援センター	☎042-528-6871 FAX 042-528-6875 （虐待通告専用 042-528-4338）

●東京都ひとり親家庭支援センター

名 称	電話相談受付時間
東京都ひとり親家庭 支援センター （愛称 はあと）	●生活相談 ☎03-5261-8687 9時～17時（受付16時30分まで、 年末年始は除く） ●就業支援 ☎03-3263-3451 月・水・金・土・日・祝：9時～17時 （受付16時30分まで） 火・木：9時～20時（受付19時30 分まで） （日・祝は電話相談のみ、年末年始は除く） ●養育費相談・面会交流支援 ☎03-5261-1278 9時～17時（受付16時30分まで、 年末年始は除く）

名 称	電話・FAX
武蔵野市子ども家庭 支援センター	☎0422-55-9002 ☎0120-839-002 FAX 0422-51-9417
三鷹市子ども 家庭支援センター のびのびひろば	☎0422-40-5925 FAX 0422-76-6819
青梅市子ども 家庭支援センター	☎0428-24-2126 FAX 0428-22-3508
府中市子ども 家庭支援センター	☎042-354-8701 FAX 042-352-2524
昭島市子ども 家庭支援センター	☎042-543-9046 （子ども専用ダイヤル 0120-678-044）
調布市子ども 家庭支援センター すこやか	☎042-481-7731 FAX 042-481-7734 （虐待防止ホットライン 0120-087-358）
町田市子ども 家庭支援センター	☎042-724-4419 FAX 050-3101-9459
小金井市子ども 家庭支援センター	☎042-321-3146 FAX 042-321-3190
小平市子ども 家庭支援センター	☎042-348-2102 FAX 042-348-2101 （虐待相談ホットライン 042-347- 3192）
日野市子ども 家庭支援センター	☎042-599-6670 FAX 042-599-6671 （児童虐待専用 042-599-5454）
東村山市子ども 家庭支援センター	☎042-390-2271 FAX 042-390-2270
国分寺市子ども 家庭支援センター	☎042-572-8138 FAX 042-572-0481 （子ども専用相談電話 042-572-3725）
国立市子ども 家庭支援センター	☎042-573-0965 FAX 042-574-5841
福生市子ども 家庭支援センター	☎042-539-2555 FAX 042-553-5080
狛江市子ども 家庭支援センター	☎03-5438-6605 FAX 03-3489-5182
東大和市子ども 家庭支援センター	☎042-565-3651 FAX 042-565-3652
清瀬市子ども 家庭支援センター	☎042-495-7701 FAX 042-495-7702
東久留米市子ども 家庭支援センター	☎042-471-0910
武蔵村山市子ども 家庭支援センター	☎042-590-1152 FAX 042-590-1226
多摩市立 子育て総合センター	☎042-355-3777 FAX 042-355-3433
稲城市子ども 家庭支援センター	☎042-378-6366 FAX 042-378-8900
羽村市子ども 家庭支援センター	☎042-578-2882 FAX 042-578-2882
あきる野市子ども 家庭支援センター	☎042-550-3313 FAX 042-550-1062
西東京市子ども 家庭支援センター	☎042-439-0081
瑞穂町子ども 家庭支援センター	☎042-568-0051 FAX 042-568-2015
日の出町子ども 家庭支援センター	☎042-597-6177

名 称	電話・FAX
檜原村子ども 家庭支援センター	☎042-598-3122 FAX 042-598-1263
奥多摩町子ども 家庭支援センター	☎0428-85-1788 FAX 0428-85-1300
大島町子ども 家庭支援センター	☎04992-2-2398 FAX 04992-2-2381
新島村子ども 家庭支援センター	☎04992-5-1856 FAX 04992-5-1857
神津島村子ども 家庭支援センター	☎04992-8-1180 FAX 04992-8-1180

●東京しごとセンター

名 称	電 話
東京しごとセンター	☎03-5211-1571
東京しごとセンター多摩	☎042-329-4510
月～金 9時～20時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始は休館)	

●介護保険相談窓口

名 称	電 話
東京都介護保険制度 相談窓口	☎03-5320-4597 9時～12時 13時～16時30分 (月～金(祝日・年末年始を除く))
東京都国民健康保険 団体連合会	☎03-6238-0177 9時～17時 (月～金(祝日・年末年始を除く))

●高齢者に関する相談(東京社会福祉士会)

名 称	電 話
高齢者のための 夜間安心電話	☎03-5944-8640 毎日19時30分～22時30分

●東京都立心身障害者口腔保健センター

名 称	電 話
東京都立心身障害者 口腔保健センター	☎03-3267-6480

●東京都心身障害者福祉センター

名 称	電話・FAX
心身障害者福祉センター	☎03-3203-6141 FAX 03-3203-6185
心身障害者福祉センター多摩支所	☎042-573-3311 FAX 042-576-5295

●高次脳機能障害者支援拠点(東京都心身障害者福祉センター)

名 称	電話・FAX
高次脳機能障害 相談専用電話	☎03-3200-0077 FAX 03-3203-9742 9時～12時 13時～16時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

●東京都立(総合)精神保健福祉センター

名 称	電話・FAX
中部総合精神保健 福祉センター	☎03-3302-7711(こころの電話相談) ☎03-3302-7575(代表) FAX 03-3302-7839
多摩総合精神保健 福祉センター	☎042-371-5560(こころの電話相談) ☎042-376-1111(代表) FAX 042-376-6885
精神保健福祉センター	☎03-3842-0946(こころの電話相談) ☎03-3842-0948(代表) FAX 03-3843-6735

●東京都障害者権利擁護センター

名 称	電話・FAX
東京都障害者権利擁護 センター	☎03-5320-4223 FAX 03-5388-1443 9時～17時(月～金(祝日・年末年始を除く))

●東京都発達障害者支援センター

名 称	電話・FAX
発達障害者支援センター	☎03-3426-2318 FAX 03-3706-7242

●東京都障害者福祉会館

名 称	電話・FAX
障害者福祉会館	☎03-3455-6321 FAX 03-3454-8166

名 称	電話・FAX
三宅村子ども 家庭支援センター	☎04994-5-0982 FAX 04994-5-0655
御蔵島村子ども 家庭支援センター	☎04994-8-2121 FAX 04994-8-2239
八丈町子ども 家庭支援センター	☎04996-2-4300 FAX 04996-2-7923
小笠原村子ども 家庭支援センター	☎04998-2-3939 FAX 04998-2-3223

※複数設置している区市町村は、先駆型を掲載

●障害者 IT 支援総合基盤整備

名 称	電話・FAX
東京都障害者 IT地域支援センター	☎03-6682-6308 FAX 03-6686-1277

●東京都障害者スポーツセンター

名 称	電話・FAX
東京都障害者総合 スポーツセンター	☎03-3907-5631 FAX 03-3907-5613
東京都多摩障害者 スポーツセンター	☎042-573-3811 FAX 042-574-8579

●こころの健康に関する相談

名 称	電 話
夜間こころの電話相談	☎03-5155-5028 年中無休 17時～22時(受付は21時30分まで)

●小児総合医療センター こころの電話相談室

名 称	電 話
小児総合 医療センター	☎042-312-8119(相談室直通) ☎042-300-5111(代表) 9時30分～11時30分 13時～16時30分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

●自殺に関する総合相談窓口

名 称	電 話
東京都自殺相談ダイヤル ～こころのいのちの ほっとライン～	☎0570-087478 年中無休 14時～翌朝6時 (受付は翌朝5時30分まで)

●いのちの電話

名 称	電話・FAX
東京いのちの電話	<電話相談> ☎03-3264-4343 (年中無休、24時間) <インターネット相談> https://www.inochinodenwa-net.jp/
東京多摩いのちの電話	☎042-327-4343 年中無休 10時～21時(毎月第3金曜日は10時から日曜日の21時まで)

●東京都生活再生相談窓口

名 称	電話・FAX
東京都生活再生相談窓口	☎03-5227-7266 9時30分～18時(月～金(祝日・年末年始を除く))

●TOKYO チャレンジネット

名 称	電話・FAX
TOKYOチャレンジネット	☎0120-874-225(フリーダイヤル) ☎03-5155-9501(代表)

●東京都福祉人材センター

名 称	電話・FAX
(人材情報室 本部) 東京しごとセンター7階	☎03-5211-2860 FAX 03-5211-1494
(人材情報室 多摩支所) オリンピック第3ビル7階	☎042-595-8422 FAX 042-595-8432
(研修室) 東京都社会福祉保健医療研修センター内	☎03-5800-3335 FAX 03-5800-0449

●東京ボランティア・市民活動センター

名 称	電話・FAX
東京ボランティア・市民活動センター	☎03-3235-1171 FAX 03-3235-0050

●区市町村の相談窓口

現在、福祉・保健・医療の各種施策については、基本的に住民に身近な自治体である区市町村を中心に実施され、東京都はその取組を支援しています。各種相談については、まず、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

福祉保健局の主な刊行物

担当部	名 称	所管課	刊行年月	価格等
指導監査部	平成25年度指導検査報告書	指導調整課	平成26年 10月	160円(※1)
医療政策部	医療機関名簿 平成26年	医療人材課	平成26年 9月	390円
	東京都がん対策推進計画	医療政策課	平成25年 3月	(※1)
	暮らしの中の医療情報ナビ（こどもの発熱、高齢者の骨折、脳卒中）	医療政策課	平成26年 8月	(※1)
	東京都保健医療計画（平成25年3月改定）	医療政策課	平成25年 3月	1,000円(※1)
	病院管理の手引	医療安全課	平成27年 3月	490円
	院内感染対策マニュアル	医療安全課	平成22年 10月	(※1)
保健政策部	外食栄養成分表示ガイドブック	健康推進課	平成17年 3月	(※1)
	東京都健康推進プラン2 1（第二次）	健康推進課	平成25年 3月	700円(※1)
生活福祉部	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	地域福祉推進課	平成21年 3月	2,090円
	東京都福祉のまちづくり推進計画	地域福祉推進課	平成26年 3月	(※1)
	みんながまた来くなるお店づくり	地域福祉推進課	平成21年 10月	(※1)
	店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン	地域福祉推進課	平成22年 5月	(※1)
	障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	地域福祉推進課	平成25年 9月	(※1)
	社会福祉施設におけるリスクマネジメントガイドライン	地域福祉推進課	平成21年 3月	(※1)
	社会福祉施設における情報管理ガイドライン	地域福祉推進課	平成22年 3月	(※1)
	社会福祉施設における人材育成マネジメントガイドライン	地域福祉推進課	平成23年 3月	(※1)
	社会福祉施設における組織管理ガイドライン	地域福祉推進課	平成24年 2月	(※1)
	社会福祉施設におけるサービス管理ガイドライン	地域福祉推進課	平成25年 3月	(※1)
	社会福祉施設における組織マネジメント実践テキスト	地域福祉推進課	平成26年 3月	(※1)
	小規模事業所のための職場研修の手引	地域福祉推進課	平成26年 11月	(※1)
高齢社会 対策部	東京都高齢者保健福祉計画 平成27年度～平成29年度	計画課	平成27年 3月	2,300円(※1)
	高齢者の居住安定確保プラン-基本の方針と実現のための施策	計画課	平成27年 3月	未定(※1)
	居宅介護支援専門員業務の手引（改訂3版）	介護保険課	平成25年 10月	1,030円(※2)
	自立支援に向けたケアマネジメント ～包括的・継続的な支援のためのケーススタディ～（第二版）	介護保険課	平成18年 8月	515円(※2)
	予防給付ケアマネジメントにおける介護支援専門員業務の手引（改訂版）	介護保険課	平成25年 10月	1,235円(※2)
	介護保険施設における施設のケアマネジメントの在り方と 介護支援専門員業務の手引き（改訂2版）	介護保険課	平成25年 10月	1,130円(※2)
	訪問看護OJTマニュアル	介護保険課	平成25年 3月	(※1)
	東京都高齢者虐待対応マニュアル	在宅支援課	平成18年 3月	440円
	高齢者虐待防止と権利擁護-いつまでも自分らしく安心して暮らし続けるために-	在宅支援課	平成21年 1月	(※1)
	東京都における高齢者見守り活動・事業事例集 ～高齢者を地域で見守る50のヒント～	在宅支援課	平成23年 3月	(※1)
	看護師認知症対応力向上研修テキスト	在宅支援課	平成25年 3月	850円(※1)
	あんしん なっとく 高齢者向け住宅の選び方	在宅支援課	平成25年 8月	(※1)
	高齢者等の見守りガイドブック	在宅支援課	平成25年 6月	(※1)
	住民の皆さんのための高齢者等の見守りガイドブック	在宅支援課	平成25年 10月	(※1)
	あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方	施設支援課	平成26年 3月	(※1)

担当部	名 称	所管課	刊行年月	価格等
少子社会 対策部	東京都子供・子育て支援総合計画	計画課	未定	未定（※1）
	避難所管理運営の指針（区市町村向け）	計画課	平成25年 2月	（※1）
	児童虐待の実態Ⅱ（白書）	家庭支援課	平成17年 12月	（※1）
	子ども家庭支援センターガイドライン	家庭支援課	平成17年 3月	（※1）
	父親ハンドブック	家庭支援課	平成26年 7月	80円
	チームで行う児童虐待対応～病院のためのスタートアップマニュアル～	家庭支援課	平成21年 3月	（※1）
障害者施策 推進部	東京都障害者計画 第4期東京都障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）	計画課	未定	（※1）
	障害者虐待防止リーフレット（障害者虐待をなくそう ～障害者が安心して暮らせる社会へ～）	計画課	平成25年 5月	（※1）
	改訂版 障害のある方への接遇マニュアル	心身障害者福祉センター	平成22年 12月	（※1）
	高次脳機能障害の理解と支援の充実をめざして	心身障害者福祉センター	平成20年 11月	無償頒布
	首都Tokyo障害者就労支援行動宣言	自立生活支援課	平成26年 3月	（※1）
	精神科・精神神経科（旧神経科）・心療内科医療機関名簿	中部総合精神保健福祉センター		350円
健康安全部	東京都食品安全推進計画	食品監視課	平成27年 3月	（※1）
	東京都薬物乱用対策推進計画～薬物乱用のない社会づくりのために～（平成25年改定）	薬務課	平成26年 3月	（※1）
	東京の温泉 改訂版	環境保健衛生課	平成21年 12月	無償頒布
	東京都の水道（平成26年版）	環境保健衛生課	平成27年 3月	（※1）
	「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック	環境保健衛生課	平成18年 3月	（※1）
	東京都動物愛護管理推進計画（平成26年3月改定）	環境保健衛生課	平成26年 4月	（※1）
	室内空気の揮発性化学物質対策のために～施設で決める換気のルール	環境保健衛生課	平成25年 3月	無償頒布
	赤ちゃんのための室内環境～シックハウスやアレルゲンの対策～	環境保健衛生課	平成27年 3月	無償頒布
	東京都感染症マニュアル2009	感染症対策課	平成21年 3月	3,840円
	防ごう！ノロウイルス感染	健康安全研究センター	平成26年 5月	無償頒布
	食物アレルギー緊急時対応マニュアル	健康安全研究センター	平成25年 7月	（※3）
	花粉症一口メモ（平成27年版）	健康安全研究センター	平成27年 1月	無償頒布

上記の刊行物は、都民情報ルーム 刊行物販売コーナー（電話：03-5388-2276）で販売・頒布しています。

※1 福祉保健局ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

※2 東京都介護支援専門員研究協議会（電話：03-3556-1541）で販売しています。

※3 東京都健康安全研究センターホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

主な広報誌

福祉保健局では、福祉・保健・医療に関する情報をお知らせするため、以下の広報誌を発行しています。

2015「東京の福祉保健」 (本誌)	東京の福祉・保健・医療の現状と主な施策を説明した冊子で、毎年4月に発行し、都民情報ルームや都庁受付、区市町村などで配布しています。また、視覚障害者のためにテープ版・CD版・DAISY版も発行しています。
月刊「福祉保健」	福祉・保健・医療に関するタイムリーな話題を提供するため、毎月発行しています。福祉保健局のホームページに全文を掲載しています。
2014「社会福祉の手引」 (1冊270円)	都民や福祉実務者などのハンドブックとして、都の社会福祉事業や制度を分かりやすく説明しており、毎年8月に発行・販売しています。
「福祉探検」(福祉学習資料) (1冊220円)	児童・生徒が福祉をより身近なものとして捉え、興味・関心を持って学習できるよう、発行・販売しています。福祉保健局のホームページに全文を掲載しています。

関連ホームページアドレス

東京都福祉保健局ホームページ	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ ※主な内容 東京都の福祉・保健・医療施策の基本的方向、相談窓口、報道発表資料 など
東京都福祉保健局Twitter	https://twitter.com/tocho_fukuho ※主な内容 報道発表、イベント情報など
東京都	http://www.metro.tokyo.jp/
東京都医療機関案内サービス(ひまわり)	http://www.himawari.metro.tokyo.jp/
東京都薬局機能情報提供システム (t-薬局いんぷお)	http://www.himawari.metro.tokyo.jp/
東京都こども医療ガイド	http://www.guide.metro.tokyo.jp/
(公財)東京都医学総合研究所	http://www.igakuken.or.jp/
(公財)東京都福祉保健財団	http://www.fukushizaidan.jp/
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	http://www.tmghig.jp/
(公財)城北労働・福祉センター	http://homepage3.nifty.com/johoku/
(社福)東京都社会福祉事業団	http://job-gear.jp/jigyodan/index.htm
東京都介護サービス情報	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/
東京都障害者サービス情報	http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/
福祉情報総合ネットワーク (とうきょう福祉ナビゲーション)	http://www.fukunavi.or.jp/
東京都感染症情報センター	http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/
みんなで知ろう危険ドラッグ	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/no_drugs/

企画編集／東京都福祉保健局総務部総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5320-4032

制作・印刷／ライト印刷株式会社

平成 27 年 4 月 1 日発行 印刷物規格表第 1 類 印刷番号 (26) 28

再生紙を使用しています。
石油溶剤を含まないインキを使用しています。